

1 事例 1・東京地方裁判所平成 3 年 3 月 20 日判決(判例タイムズ 772 号 284-288)

1-1 事故の概要

Y または S は、酒気帯びの状態 で Y 車を運転し、信号のある交差点を右折するとき、対向車線を直進してきた E 車に衝突し、E 車運転者に傷害を負わせた。Y と S は同じ車に同乗していた (Figure 1-1)。

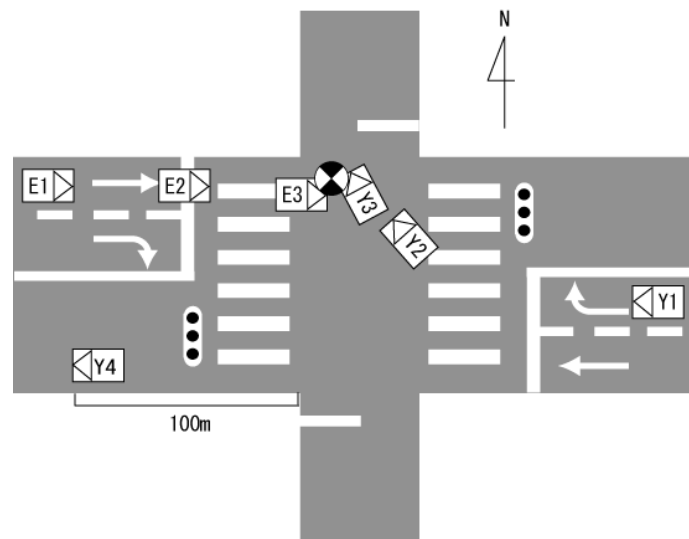


Figure 1-1 事例 1 の事故概要図

1-2 裁判の内容

Y が Y 車を運転していたとして、Y が業務上過失致傷罪で起訴された。

争点：Y 車を Y と S どちらが運転していたか

1-2-1 当事者の主張

検察：Y が運転していたと主張した。

弁護人：運転者は S であり、Y は身代わりと主張した。

1-2-2 判決

弁護側の主張を認め、運転者は S で、Y は無罪とした。

1-3 チェックリストによる事実関係の判定

1-3-1 敗訴側の主張・証拠に基づく VTA-A の作成

検察の主張した事実に基づき、VTA-A を作成し、チェックリスト該当箇所にシンボルを記載し、[n] で番号を付けた (Figure 1-2)。

チェックリスト該当箇所に記載した [n] の内容は Table 1-1 のとおりである。

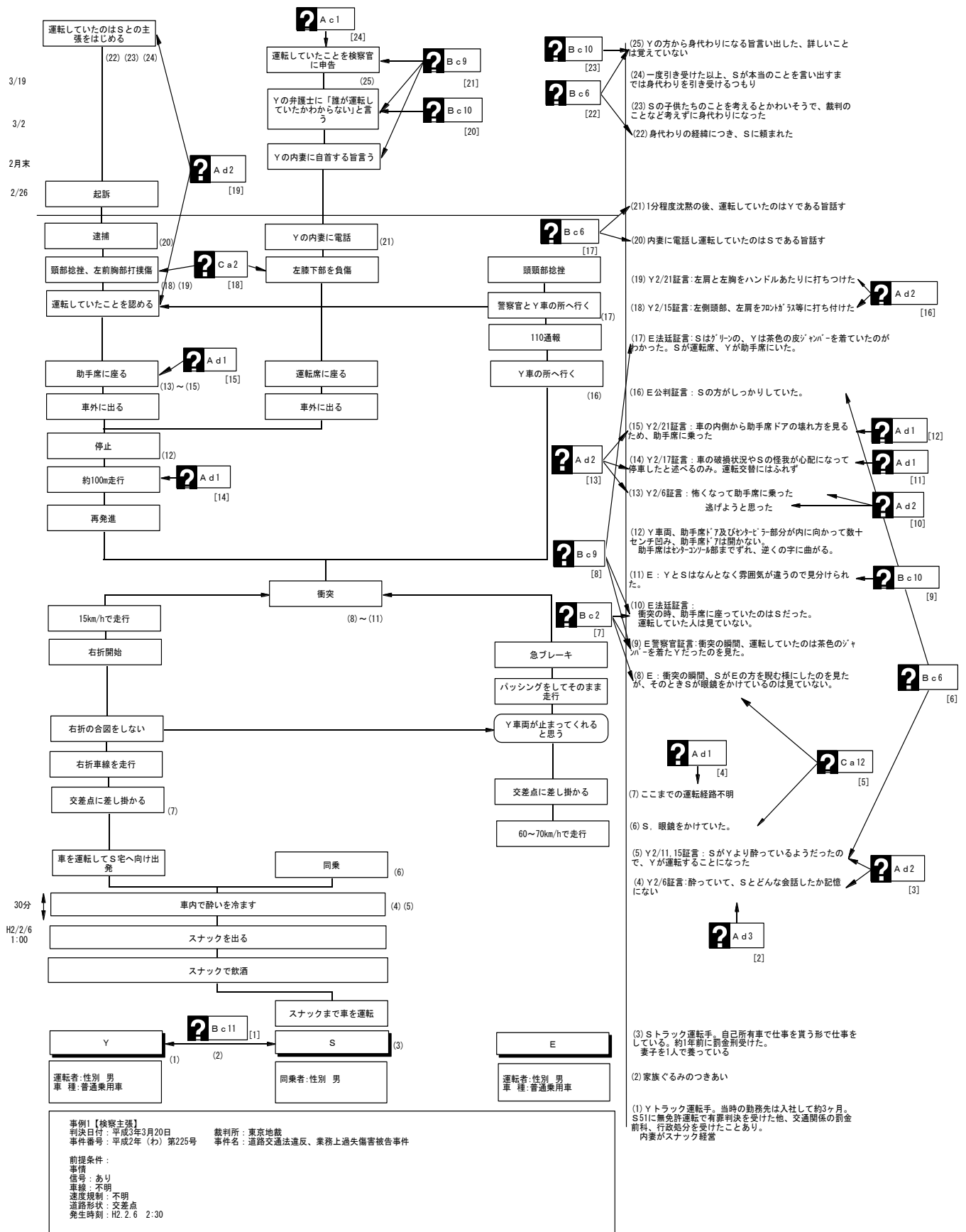


Figure 1-2 事例1・検察側主張に基づくVTにチェックリストを適用した結果

Table 1-1 証言とチェックリスト適用結果

シンボルの番号	チェックリスト該当の項目番号と項目名	関係する証言等	具体的内容
[1]	Bc11 目撃者と当事者との関係	(2)	YとSは家族ぐるみの付き合いのある友人。このため、友人を庇うために虚偽の証言をする可能性あり。
[2]	Ad3 当事者証言内容の具体性	Y(4)証言	Yが飲酒後Sと運転を替わった経緯に関し、Sと交わした会話を覚えていないなど証言があいまい。
[3]	Ad2 当事者証言の一貫性	Y (4)(5) 証言	YがSと運転を交替した経緯に関し、(4)「会話の内容を覚えていない」、(5)「SがYより酔っていたのでYが運転することにした」と証言が変わっていて、一貫性がない。
[4]	Ad1 当事者不自然な証言	Y(7)証言	Yは自分で車を運転したのに、事故があった交差点までの道順がわからない。
[5]	Ca12 物証と証言との整合性・その他	E(6)証言	Sは衝突時に助手席に座っていて眼鏡をかけていた。 争いのない事実: 事故当時、Sは眼鏡をかけていた。 争いのない事実と証言が合致する。
[6]	Ad7(当事者) 証言の不一致	Y(5)証言 E(16)証言	事故当時、SがYより酔っていた。 Sのほうがしっかりしていた。
[7]	Ad4(当事者) 対象の視認可能性	E(8)～(10) 証言	Eが相手車両に乗っていた人を目撃したのは、衝突の瞬間という非常に短い時間であった。
[8]	Ad2(当事者) 証言の一貫性	E 証言 (9)(10)(17)	警察官への説明(証言(9)): 運転者は茶色のジャンパーを着たYだった。 法廷(10)証言: 助手席に座っていたのはSだが、運転者は見ていない。 →運転者を直接目撃したか否かに関し、変遷あり。 法廷(17)証言: 事故後(100mほど走ってから)、Y車の所に行き初めてS,Yが何を着ていたかわかった。 →衝突時にYが着ていた服に関して、変遷があり。
[9]	Ad3(当事者) 証言内容の具体性	E(11)証言	SとYの違いに関し、「なんとなく雰囲気が違う」という程度のあいまいな見分け方である。
[10]	Ad2(当事者) 証言の一貫性	Y(13)証言	事故後、運転していたはずのYが助手席にいた理由に関し、①怖かったから助手席に移った、②逃げようと思った、と一貫しない証言をした。
[11]	Ad1 不自然な供述	Y(14)証言	助手席に行った理由を述べない。
[12]	Ad1 不自然な供述	Y(15)証言	ドアの壊れ具合を見るために助手席に行った。 : 事故による損傷のため助手席のドアはあかず、助手席に行こうとすると中央コンソールを越えて移る必要があり、印象的な出来事のはずなのに、その事情には触れていない。
[13]	Ad2 供述の一貫性	Y (13) ～ (15)証言	Yが助手席に移った理由は、[10]～[13]のとおり一貫性がない。
[14]	Ad1(当事者) 行動の不自然性	Y車 100m 現場から走行	Y車の運転者は、事故後すぐに停車せず、停車できない理由もないのに約100m現場から走行したのは不自然。
[15]	Ad1(当事者) 行動の不自然性	Yが助手席にいた	事故後、運転していたはずのYが助手席にいるのは不自然。
[16]	Ad2(当事者) 証言の一貫性	Y(18)証言 Y(19)証言	Yが衝突で打撲した箇所に関し、Y(18)証言「左側頭部・左肩」、Y(19)証言「左肩・左胸」と変遷した。

[17]	Bc6 目撃証言と当事者証言の不一致	Y(20)証言 S(21)証言	事故直後、YとSがYの内妻に電話した際の通話内容に関し、Y(20)証言「Sが運転していた」、S(21)証言「Yが運転していた」と食い違った。
[18]	Ca2 客観的状況と主張の整合性なし	Yが重傷 Sが軽傷	検察主張：Yが運転していた。 客観的状況：E車は助手席側に衝突したので、助手席に座っていた人の方が重症となる。 →運転席にいたというYのほうが重症(頸部捻挫、左前胸部打撲)、助手席にいたはずのSは軽症(左膝下部の負傷)。
[19]	Ad19(当事者) 証言の一貫性	Y証言	事故直後～Sが自首するまで ：「自分が運転していた。」 Sが、自分が運転していたと検察官に申告した後 ：「身代わりだった。」
[20]	Bc10 証言内容の具体性	Sの弁護士への発言	SがYの弁護士に話した時：「誰が運転していたかわからない」とあいまいな証言をした。
[21]	Bc9 証言の一貫性	S証言・行動	①自首した(自分が運転していたことを認めた) ②その後、「誰が運転していたかわからない」。 ③さらにその後、検察官に自首。
[22]	Bc5 目撃証言と当事者証言の不一致	S(25)証言 Y(22)証言	身代わりを頼んだ経緯に関し、S(25)証言「Yから言い出した」、Y(22)証言「Sに頼まれた」と食い違った。 「YがSの身代わりになる」という重要部分は一致。
[23]	Bc10 目撃者証言内容の具体性	S(25)証言	身代わりになる経緯をよく覚えていない。
[24]	Ac1 当事者の主張内容からみて自然な行為か	S自白	Yの起訴後も、Yは自分が運転していたことを認めており、それを前提にYを被告人として裁判が進行していた。 それにもかかわらず、Sが運転していたことを認めるということは、家族を抱えるSが身に覚えのない不利益を自ら被ることになる。

1-3-2 主張が事実と合致しているかの判定

これに基づき、各争点に関する主張が事実と合致するか判定した (Table 1-2)。

Table 1-2 事例1・争点、証拠、証拠に影響する要因一覧表

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	判定
	主張者	主張内容					
Yが運転	Y	全般	全般		[1][4]		×
			(7)				
		Yが運転することになった経緯	(5)		[2][3][6]		△
			(4)(16)		[2]		
		Yが助手席に行く理由	(13)(14)(15)		[10][11] [12][13]		×
	衝突時の衝撃	(18)(19)		[16]		×	
	S	全般	全般		[24]		×
		事故直後の電話内容	(21)		[17]		×
E	Yが運転	(8)~(11)		[5][7][8][9]		×	
		(6)					
Sが運転	Y	全般	全般	[18]	[19]	(23)(24)	○
		事故直後の電話内容	(20)		[17]		×
	身代わりの経緯	(22)(23)	[22]			○	
	S	身代わりの経緯	(25)	[22]	[23]		△
	自首の経緯	全般		[20][21]		×	

1) 「Yが運転していた」に関するY証言

① Y証言全般の信用性

YとSは家族ぐるみのつきあいで、SのためにYが虚偽の証言をする可能性があるという信用性否定要素 [1]、運転経路の再現ができないという消極証拠(7)とそれに伴う信用性否定要素 [4] があり、信用性が低い。

② Yが運転するに至った経緯

「SがYより酔っていたから運転をかわった」という積極証拠(5)に対し信用性否定要素 [2] [3] [6] があり、消極証拠(4)「Sとの会話覚えていない」、(16)E証言「Sの方がしっかりしていた」があるが、信用性否定要素[2]がある。このためいずれとも判定できない。

③ Yが助手席に行く理由

運転していたはずYが助手席にいた理由として積極証拠(13)～(15)があるが、信用性否定要因[13]がある。(13)証言には一貫性を欠くという信用性否定要素[10]がある。(14)(15)は不自然であり、同否定要因[11][12]がある。以上よりY証言は信用性が否定された。

④ 衝突時に受けた衝撃

衝突により打った体の部位につき、(18)証言「左側頭部、左肩」、(19)証言「左肩と左胸」と一貫しない証言を行っており、信用性否定要因[16]となるため、信用性が否定された。

⑤ よって、いずれの点についても信用性が否定された。

2) 「Yが運転していた」に関するS証言

① S証言全般

本当はYが運転者なら、Sが自首するという事は、Sの生活状況、裁判の進行状況からみて不自然という信用性否定要因[24]が存在する。

② 事故直後の電話内容

SがYの家族に「Yが運転していた」旨話したという積極証拠(21)には信用性否定要素[17]がある。よって、信用性が否定された。

3) 「Yが運転していた」に関するE証言

① Yを目撃したときの状況

Yが運転者であることに関し、積極証拠E(8)(11)証言がある。しかし、(8)証言「助手席のSは眼鏡をかけていなかった」には、消極証拠(6)「Sは眼鏡をかけていた」と信用性否定要素[5]がある。

EがY車の運転者を目撃したのは、衝突の一瞬である(信用性否定要因[7])。

積極証拠E証言(9)(10)(17)は、目撃の対象、対象者の着衣に関し一貫性を欠く(信用性否定要因[8])。

積極証拠(11)証言は、YとSの区別につき「なんとなく雰囲気が違う」とあいまいである(信用性否定要因[9])。

以上より、Yが運転者であるとのE証言の信用性は否定された。

4) 「Sが運転していた」に関するY証言

① Y証言全般

車の助手席側に他車が衝突した場合、助手席の人のけがの方が重い、YのけがはSより重症で、Yが助手席にいたことの信用性強化要因 [18] となる。

なお、YはSの自首までは自分が運転者と認めており、上記Y証言には信用性否定要因 [19]がある。しかし、Yが身代わりを引き受けた理由につき、「Sの子供のことを考えた」(23)証言、「Sの自首すまでは身代わりになるつもりだった」((24)証言)とし、証言が変遷する合理的理由がある。よって、信用性は肯定された。

② 事故直後の電話内容

Yが内妻に電話した際、「運転者はS」と話した積極証拠 (20) 証言は、S(21)証言「運転者はY」と矛盾する (信用性否定要因[17])。よって、信用性が否定された。

③ 身代わりの経緯

積極証拠Y(22)証言「身代わりはSに頼まれた」とS(25)証言「身代わりはXから言い出した」は矛盾するが、「Yが身代わりになる」という主要な点は一致するため、身代わりがあったことについて信用性強化要因[22]が存在する。

5) 「Sが運転していた」に関するS証言

① 身代わりの経緯

積極証拠S(25)証言には信用性強化要素 [22] があるが、あいまいで、同否定要因[23]がある。このため、いずれとも判定できない。

② Sの自首の経緯

信用性否定要因[20][21]があるため、信用性は否定された。

6) まとめ

「Yが運転していた」主張を裏付けるY・S・E証言の信用性は、判断不能の1項目を除き否定された。このため、この主張は事実と合致しない。

「Sが運転していた」主張に関し、その旨のY証言は信用できた。ただ、事故直後に電話で話した内容の信用性は否定された。「身代わり」自体の証拠には信用性があった。S証言に関し、「身代わり」については判断不能で、自首の経緯の信用性は否定された。

以上総合すると、「Sが運転していた」が事実と合致すると判定した。

1-3-3 判決が認定した事実・証拠に基づく VTA-B の作成

裁判所が認定した事実に基づく VTA-B は Figure 1-3 のとおりである。

また、判決が示した、証言の真偽判断に影響する要因は Table 1-3 のとおりである。

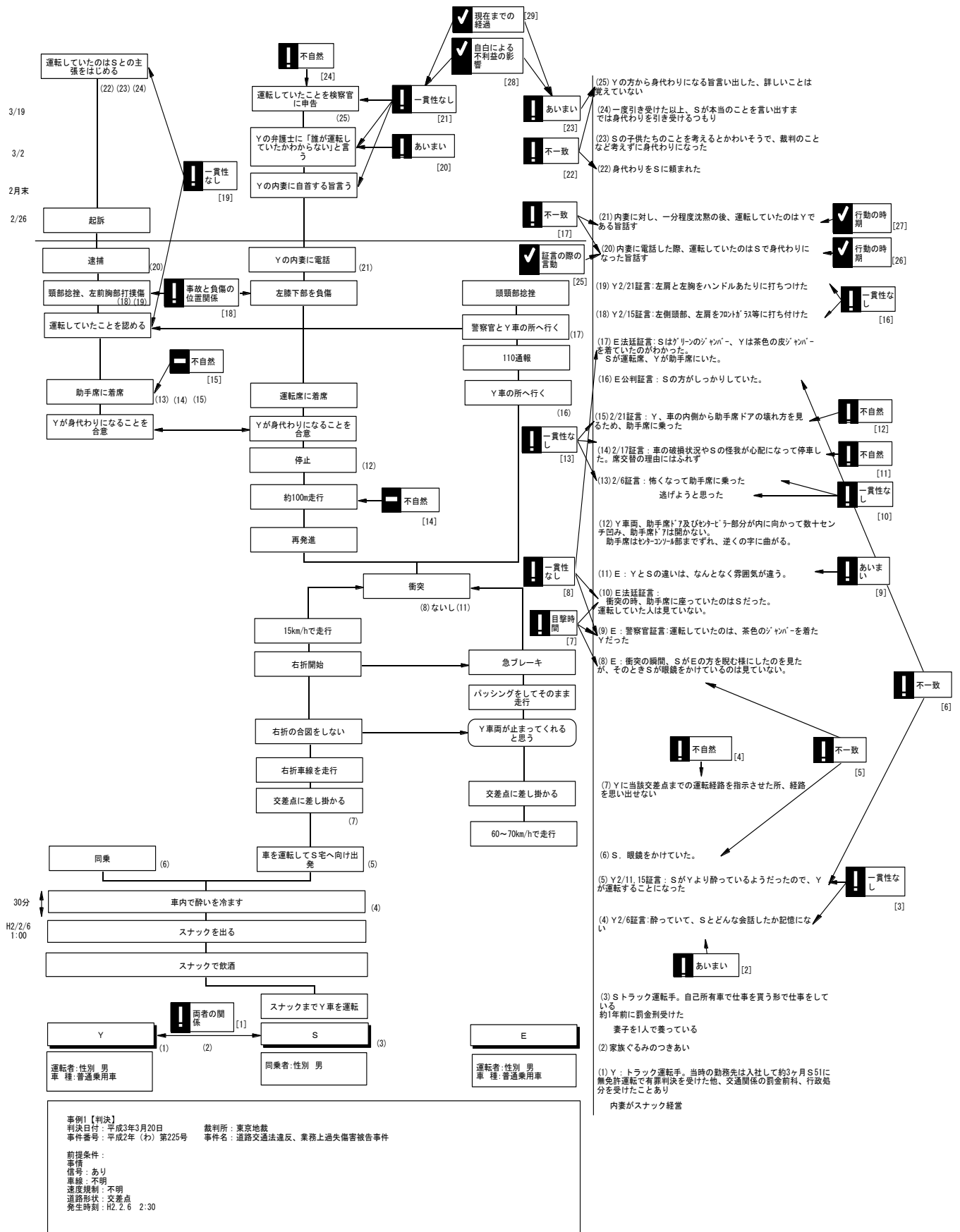


Figure 1-3 VTA-B・判決判断結果

Table 1-3 判決が判断に用いた要素

要因の番号	判決が判断するのに用いた要素	関係する証言等	具体的内容 ※()内の番号は、VT右側欄外の証言／状況に付した番号
[1]	目撃者と事故当事者との関係	(2)	判決は、判断するのに用いなかった。
[2]	当事者の証言内容の具体性	(4)証言	チェックリスト適用結果と同様、証言内容があいまいとした。
[3]	当事者証言の一貫性	Y(4)(5)証言	(4)と(5)で証言内容が変わっており、一貫性がないとした。
[4]	当事者の不自然な証言	Y(7)証言	Yは運転者なのに運転経路がわからないとしている点、不自然と判断した。
[5]	物証と証言との整合性・その他	E(6)証言	眼鏡の有無に関する当事者Eの(6)証言が、Eの客観的状态に合致しないということを、信用性を否定する要素と判断した。
[6]	当事者証言の不一致	Y(5)証言 E(16)証言	Yの(5)証言とEの(16)証言との不一致を指摘した。
[7]	当事者の視認可能性	(8)(9)	Eの目撃時間はきわめて短時間であり、対象をよく見ていたとはいえない旨判断した。
[8]	当事者証言の一貫性	E(9)(10) (17)証言	Eの(9)証言と(10)証言、および(17)証言につき変遷を指摘した。
[9]	当事者証言内容の具体性	E(11)証言	SとYの違いに関するE(11)証言につき、あいまいと指摘した。
[10]	当事者証言の一貫性	Y(13)証言	Yが助手席にいる理由に関するY(13)証言は、一貫していないとした。
[11]	不自然な証言	Y 2/17(14) 証言	Yの2/17(14)証言では助手席に行った理由に触れていない点、不自然とした。
[12]	不自然な証言	Y(15)証言	Y(15)証言で、同人が助手席に行った際の状況につき、中央コンソールを越えるという印象的な事項に触れていない点、不自然とした。
[13]	証言の一貫性	[10]～ [13]	Yが助手席に移った理由は、[10]～[13]でみたとおり、一貫性がないとした。
[14]	当事者行動の不自然性	100m 走行	判例では触れていない。
[15]	当事者行動の不自然性	Y助手席に着席	同上。
[16]	当事者証言の一貫性	(18)(19)証言	Yが衝突で打撲した箇所に関する(18)(19)証言の変遷を指摘した。
[17]	目撃証言と当事者証言の不一致	(20)(21)証言	事故直後に、Y、S両者が、Yの内妻に電話した内容が(20)(21)で食い違っていた旨指摘した。
[18]	客観的状态と主張の整合性なし	S Y の受傷	受傷部位・程度からすれば、Yが助手席に座っていた可能性が高いと判断した。
[19]	当事者証言の一貫性	Y証言(身代わり関連)	Yは、Sが自首するまでは自分が運転していた旨証言していたが、Sの自首後に身代わりであるとの証言を始めた。
[20]	証言内容の具体性	Sの弁護士への発言	運転者が誰かに関し、SがYの弁護士に話した際、あいまいな供述を行った。
[21]	当事者証言の一貫性	S証言一般	Sは、一旦は自首するといったものの、自首までに一貫しない証言をした。

[22]	目撃証言と当事者証言の不一致	(22)(25)証言	身代わりを頼んだ経緯につき、Sは「Yから言い出した」((25)証言)、Yは「Sに頼まれた」((22)証言)旨、証言が食い違った。
[23]	目撃者証言内容の具体性	(25)証言	身代わりになる経緯につき、Sがあいまいな証言をした。
[24]	当事者の主張内容に照らして自然か	Sの検察官への申告	Yが実際は運転していたとすれば、通常とらない行為であるとした。
[25]	証言の際の言動	(20)証言	SがYの内妻に電話した際、Yが運転していたという前に約1分間沈黙しており、この証言態度はSが事実を述べていないことを推認させるとした。
[26][27]	行動の時期	(20)(21)証言	S、YがYの内妻に電話したのが、事故直後であった。ただ、それのみで直ちに信用性の有無の判断には結びつけていない。
[28]	自白による不利益の影響	S自白	Sの証言が、身代わりの経緯についてあいまいになり、また自白の経緯についてもあいまい、一貫性がなかった理由につき、自白したことによる自分や家族への影響を想像して逡巡するなかで、事故に関する証言があいまいになったり、一貫性を欠くことがあるのは、合理的理由があるとした。
[29]	現在までの経過	S自白	上記と同様に、Yを被告人として訴訟まで起こり、ここまで事件としてもつれてしまった以上、自白する際には相当迷いが生じて不自然ではないため、あいまい、一貫性を欠くということがあっても合理的理由があるとした。

1-3-4 判決の判断結果の整理

争点ごとの判決の判断結果を Table 1-4 に示す。

Table 1-4 判決の判断結果

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	判定
	主張者	主張内容					
Yが運転	Y	全般	全般		[1][4]		×
			(7)				
		Yが運転することになった経緯	(5)		[2][3][6]		×
			(4)(16)		[2]		
		Yが助手席に行く理由	(13)(14)(15)		[10][11] [12][13]		×
	衝突時の衝撃	(18)(19)		[16]		×	
	S	全般	全般		[24]		×
		事故直後の電話内容	(21)	[27]	[17][25]		×
E	Yが運転	(8)~(11)(17)		[5][7][8][9]		×	
		(6)					
Sが運転	Y	全般	全般	[18]	[19]	(23)(24)	○
		事故直後の電話内容	(20)	[26]	[17]		○
	身代わりの経緯	(22)(23)	[22]			○	
	S	身代わりの経緯	(25)	[22]	[23]	[28][29]	○
	自首の経緯	全般		[20][21]	[28][29]	○	

1) 「Yが運転していた」主張への判断

① Y証言の信用性

いずれもチェックリストによる判定結果と同じであり、信用性を否定した。

② S証言の信用性

全般についてはチェックリスト判定結果と同じ。

事故直後の電話に関し、「Yが運転者」との積極証拠(21)証言と信用性強化要素[27]があるが、同否定要素[17][25]があり信用性を否定した。

③ E証言の信用性

チェックリストによる判定結果と同じ。

④ 以上より、信用性を否定した。

2) 「Sが運転していた」主張への判断

① Y証言の信用性

全般はチェックリストによる判定結果と同じ。

事故直後の電話内容に関し、「Sが運転者」とのY(20)証言は、信用性否定要素[17]はあるが、同強化要因[26]と証言の際のSの言動（[25]に関連）から信用できるとした。この点で、信用性を否定したチェックリストによる判定結果と異なる。

身代わりの経緯はチェックリストによる判定結果と同じ。

② S証言の信用性

身代わりの経緯に関し、S(25)証言には信用性否定要因[23]がある。しかし、あいまいになること、時期が裁判開始後になることに合理的理由があり[28][29]、Sは身代わりを依頼したこと自体は認めているとして信用性を肯定した。

自首の経緯に関し、信用性否定要因[20][21]があるが、自白の影響を考えるとためらいが生じ、あいまいになるのは合理的理由あり[28][29]として信用性を認めた。

以上に関し、結論はチェックリストによる判定結果と同じだが、判断に用いた要素が異なった。

3) 全体の判断

判決は、運転者はSと判断した。

結果は、チェックリストによる判定結果と同じである。しかし、個別の争点をみると、判決がチェックリストにない要因を用いて判定結果と異なる結論を出した争点、チェックリストでは判定できず判例は判断を出した争点、結果は同じだが判例はチェックリストにない要素を用いた争点があった。

2 事例 2・大阪高等裁判所平成 3 年 4 月 26 日判決(判例タイムズ 770 号 257-266)

2-1 事故の概要

約 70 km/h で走行していた Y 車が、信号機が設置されている交差点内で、交差道路から交差点に進入してきた S 車と衝突し、S 車運転者が死亡、同車同乗者が負傷した。

交差点の信号機は、22 時に定周期信号表示（青→黄→赤）から夜間閃光表示（Y 車線側が黄色点滅、S 車線側が赤色点滅表示）に切り替わる。事故は、21：57 頃発生。

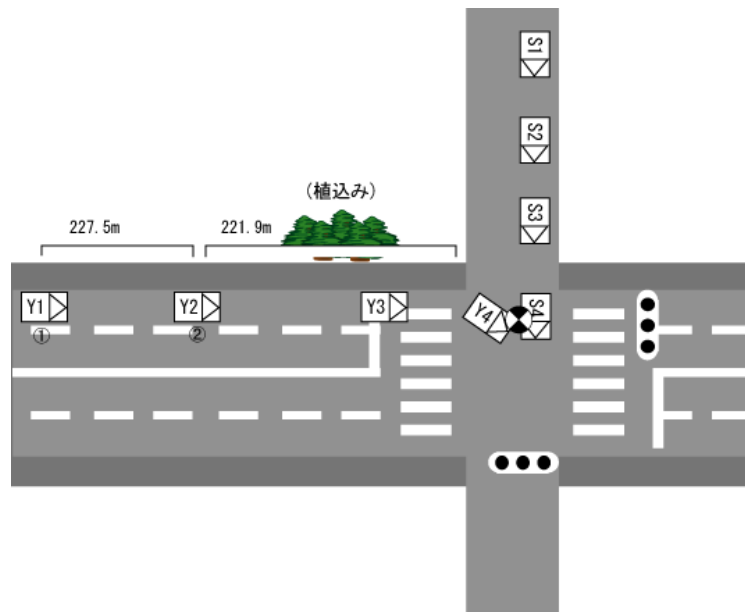


Figure 2-1 事例 2 の事故概要図

2-2 裁判の内容

Y が、業務上過失致死傷罪で起訴された。

争点：Y 車が交差点に進入した当時、信号機は夜間閃光表示に切り替わっていたか否か。

2-2-1 当事者の主張

検察：夜間閃光表示に切り替わっておらず、Y 車が交差点に進入した時対面信号は赤。

弁護側：夜間閃光表示に切り替わっており、Y 車進入時に対面信号は黄色点滅だった。

2-2-2 判決

被告人は無罪。 夜間閃光表示に切り替わっており、Y 車進入時、対面信号は黄色点滅。

2-3 チェックリストによる事実関係の判定

2-3-1 敗訴側の主張・証拠に基づく VTA-A の作成

検察の主張した事実に基づき VTA-A を作成し、チェックリスト該当箇所にシンボルを記載し、[n] 出番号をつけた (Figure 2-2)。

チェックリスト該当箇所に記載した [n] の内容は、Table 2-1 のとおりである。

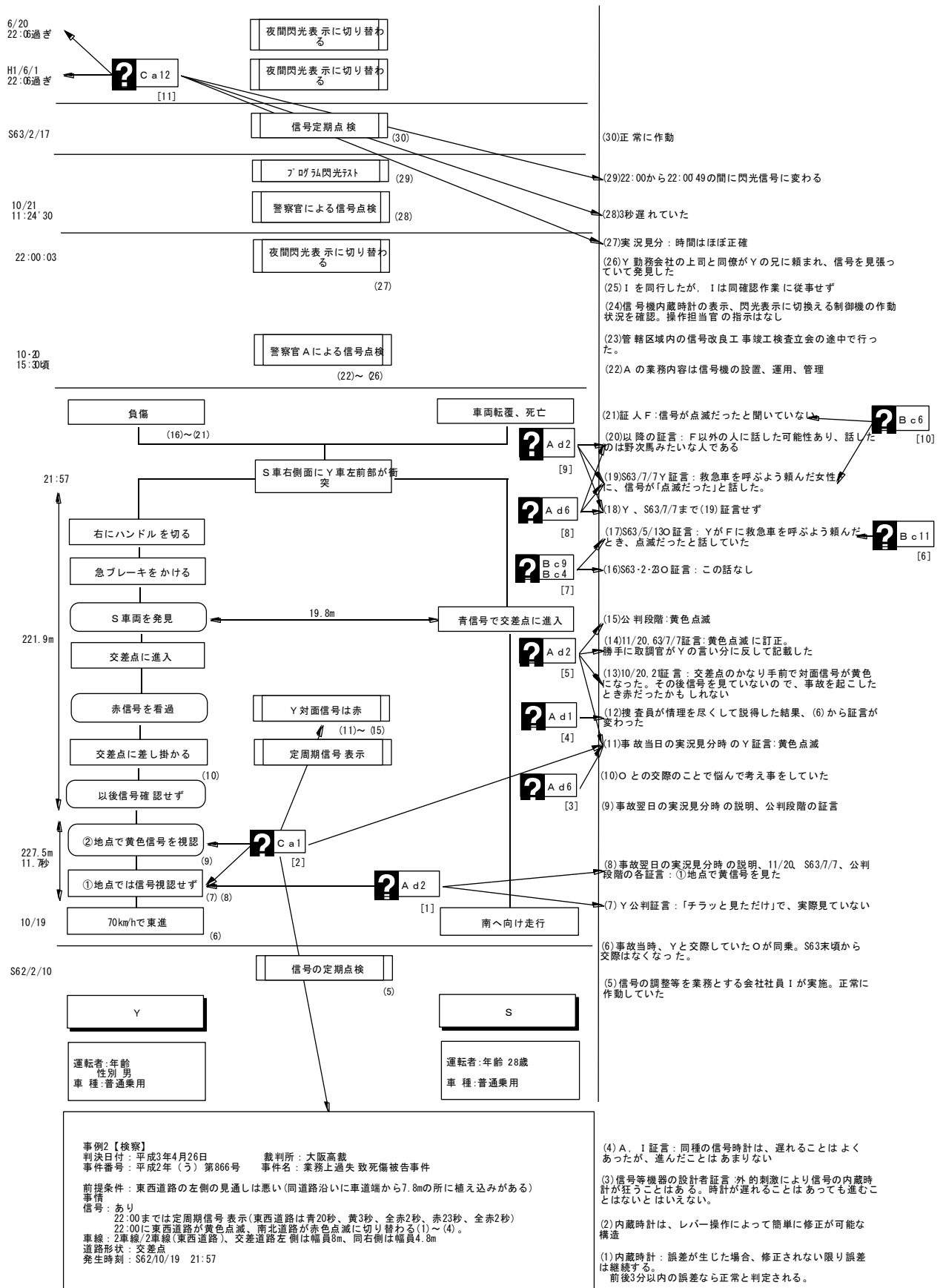


Figure 2-2 事例2・検察側主張に基づくVTにチェックリストを適用した結果

Table 2-1 証言とチェックリスト適用結果

シンボルの番号	チェックリスト該当の項目番号と項目名	関係する証言等	具体的内容
[1]	Ad2 当事者証言の一貫性	Y(7)(8)証言	①地点で黄信号を見たか否かに関し、Y(7)証言は見えていない、Y(8)証言は見たとしており、一貫性を欠く。
[2]	Ca1 信号サイクル、①②地点間の距離と黄信号視認との関係	信号サイクルと交差点間の距離	定周期信号表示の場合の信号サイクルは、黄信号 3 秒、全赤（交差点内の信号全部が赤の状態）2 秒、赤 23 秒、全赤 2 秒、青 20 秒。 ①②地点間の距離が 227.5m。Yが 70km/hで走行していた場合の、①②地点間を移動するのにかかる時間は 11.7 秒。 Yが①②両方の地点で黄信号を見ていたとすれば、信号サイクル上、信号表示が定周期信号表示であることはあり得ない。
[3]	Ad6 証言の時期	Y(11)証言	Yは、交差点進入時の信号の色につき、事故当日、記憶の新しいうちに黄色点滅であった旨証言した。
[4]	Ad1 不自然	(12)証言	Y証言が、当初、交差点進入時の信号の色につき、黄色点滅としていたのが、捜査官からの働きかけがあった後、赤だったと変遷したのは、変遷の理由がYの自発的なものではない点、不自然である。
[5]	Ad2 一貫性	Y (10)(13)(14)(15)証言	交差点進入時の信号の色につき、Yは、事故当日（(10)証言）、11/20、63/7/7（(14)証言）、公判段階（(15)証言）では黄色点滅と証言しているのに対し、捜査員からの働きかけを受けた 10/20、21（(13)証言）には赤となっていて、一貫性を欠く。
[6]	Bc11 目撃者と当事者との関係	(6)	O は、妻子あるYと交際していたが、S63 末ころから交際が絶えたという関係にある。
[7]	Bc4 証言の時期 Bc9 証言の一貫性	O(16)(17)証言	事故後、YがFに救急車を呼ぶよう頼む際、Fに対し、黄色点滅だった旨話したか否かという争点につき、O は事故に近いS63/2/23 の段階ではそれに関して何も触れず（(16)証言）、同年 5/13 に至って初めてその旨聞いたと証言した（(17)証言）。各証言に一貫性がない。
[8]	Ad6 証言の時期	Y (18)(19)(20)	[7]で問題となった争点につき、Yは最初証言しておらず（(18)証言）、S63/7/7 に初めてその旨Fに話したとの(19)証言をし、さらにその後、F以外の人に話した可能性がある旨の(20)証言した。
[9]	Ad2 一貫性	Y (18)(19)(20)	[8]で述べたYの証言には、いずれも一貫性がない。
[10]	Bc6 目撃者証言と当事者証言の不一致	(19)(21)証言	Yは、(19)のように証言するが、Fはそのようなことは聞いていない旨証言しており（(21)証言）、一致しない。
[11]	Ca12 証言と信号の作動状況との整合性	(27)～(29)と時刻	本件信号は、事故時（信号内蔵時計に異常がないとされた時期）から約 8 ヶ月経過した時点で早くも約 6 分の遅れが出ていた。このことと、事故前の直近の信号点検が 8 ヶ月前に行われており、点検時は異常がなく、事故直後も全く異常がないということとは整合しない。

2-3-2 主張が事実と合致しているかの判定

これに基づき、各争点に関する主張が事実と合致するかを判定した (Table 2-2)。

Table 2-2 事例 2・争点、証拠、証拠に影響する要因一覧表

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	判定
	主張者	主張内容					
①地点で黄信号視認	Y	見た	(8)		[1]		×
		見ていない	(7)		[1]		×
Yの交差点進入時の信号の色	Y	黄色点滅	(11)(14)(15)	[2][3]	[5]		△
		赤	(13)(27)~(30)		[4][5][11]		×
			(12)	[4]			
信号内蔵時計の誤差	Y	進む・遅れいずれもある	(3)				○
	A	進まない	(4)				○
事故後のYの言動	Y	事故後、Fに黄色点滅だったと話す	(17)(19)		[6][7][8][9][10]		×
			(16)(18)(20)(21)				

1) ①地点でのYの黄信号視認

「視認した」Y(8)証言、「視認していない」Y(7)証言いずれも信用性否定要因しかない([1])ため、信用性は否定される。このため、いずれとも判断できない。

2) Yが交差点に進入したときの信号の色

① 黄色点滅

その旨のY証言(11)(14)(15)には、信用性強化要因 [2] [3] と否定要因 [5] があるため、いずれとも判断できない。

② 赤

その旨の(13)証言は、捜査官による働きかけ (消極証拠・(12)証言)、証言の変遷過程が不自然という信用性否定要素 [4] [5] がある。また、本件信号の内蔵時計が事故直後は正常に動いていた状況 (積極証拠(27)~(30)) は、事故から約 8 ヶ月経過した時点で 6 分の遅れが出ていたという事実からみて不自然 (信用性否定要因 [11]) であることから、

信用性は否定される。

③ 両者を比較し、相対的に黄色点滅の方が事実に合致すると判定される。

3) 信号内蔵時計の誤差

信号内蔵時計の遅れに関する専門家 2 人の証言（積極証拠(3)(4)）は信用性の強化要因、否定要因ともない。このため、いずれも信用できるという結果になった。

4) 事故後の Y の言動

Y が事故後、F に「黄色点滅だった」と話したという Y (19) 証言には、信用性否定要因 [8] ～ [10]、消極証拠(18)(20)(21)があるため、信用性が否定された。

また、その旨聞いたという O (17) 証言は、信用性否定要因 [6] [7]、及び消極証拠(16)があるため、信用性は否定された。

5) まとめ

1)3)争点はいずれとも判断できず、4)は信用性が否定された。2)では、「交差点進入時の信号が赤」との証言の信用性は否定される反面、交差点進入時は黄色点滅であったことが事実と合致する。よって、Y の交差点進入時の信号は、黄色点滅と判定した。

2-3-3 判決が認定した事実・証拠に基づく VTA-B の作成

裁判所が認定した事実に基づく VTA-B は Figure 2-3 のとおりである。

また、判決が示した、証言の真偽判断に影響する要因は Table 2-3 のとおりである。

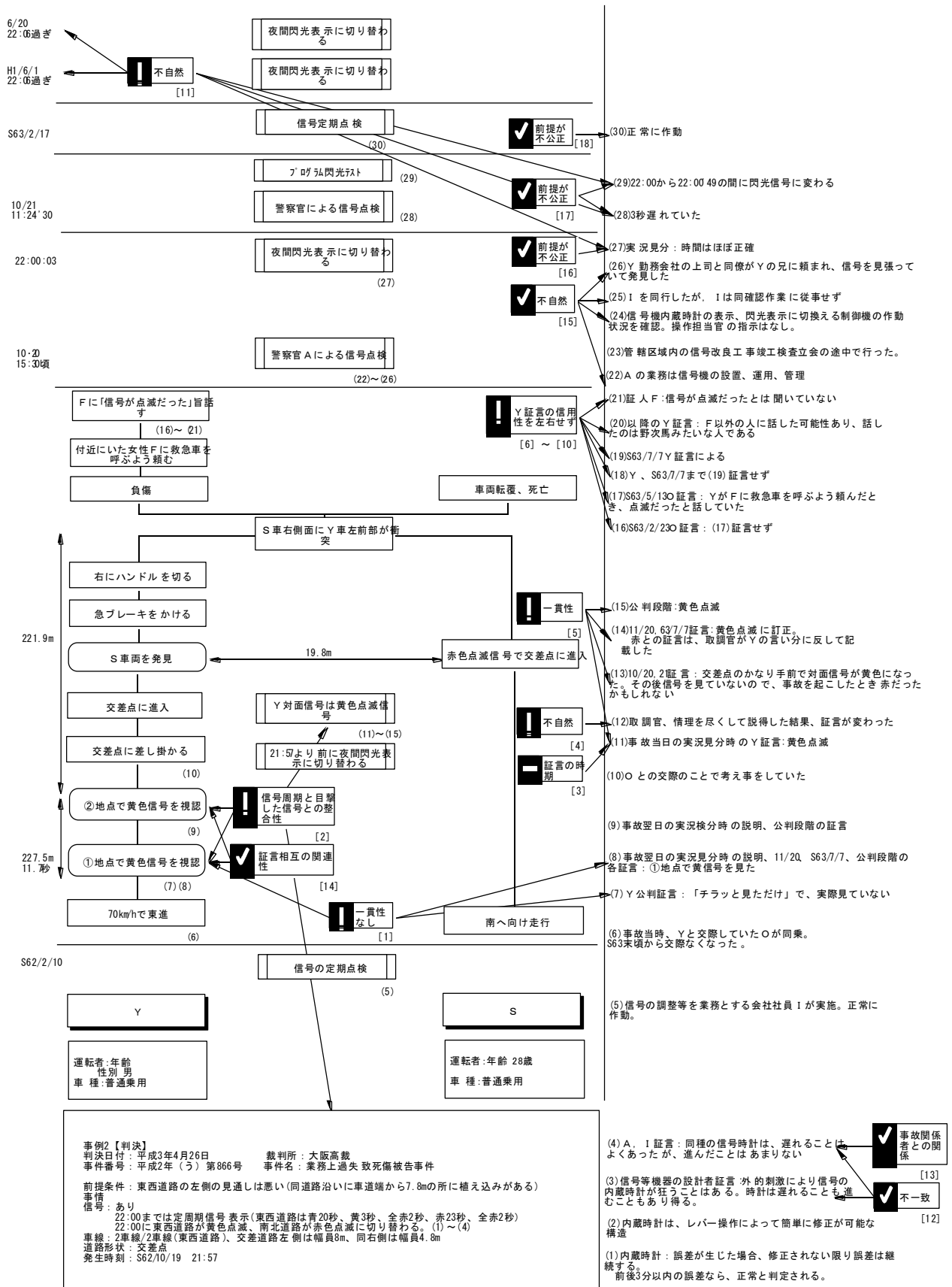


Figure 2-3 VTA-B・判決判断結果

Table 2-3 判決が判断に用いた要素

要因の番号	判決が判断するのに用いた要素	関係する証言等	具体的内容
[1]	一貫性なし	Y(7)(8)証言	①地点で黄信号を目撃したか否かについてのY(7)(8)証言は、一貫性を欠く。
[2]	事故当時現時していた信号の色と①②地点での黄信号視認との関係	信号サイクルと交差点間の距離	Yが①・②地点両方で黄信号を目撃していたとすれば、信号サイクルとの関係上、信号表示が定周期信号表示であることはあり得ないと判断した。
[3]	供述の時期	(11)	判決はこの点にはふれなかった。
[4]	不自然	(12)証言	Yの証言の変遷が(12)捜査官の働きかけによる点、不自然と判断した。
[5]	一貫性	Y(10)(13)(14)(15)証言	交差点進入時の信号の色につき、Y(10)(13)～(15)証言は一貫性を欠く点指摘した。
[6]	目撃者と当事者との関係	(16)～(21)	事故後、YがFに救急車を呼ぶよう頼む際、Fに対し、黄色点滅だった旨話したか否かという争点に関する[6]ないし[10]の要因につき、判決は、Y証言の信用性を左右しないと判断した。ただし、そのように判断した明確な理由は述べていない。
[7]	証言の時期		
[8]	証言の時期		
[9]	一貫性		
[10]	目撃者証言と当事者証言の不一致		
[11]	証言と信号の作動状況との整合性	(27)～(29)と時刻	信号の作動状況の不自然性を指摘した。
[12]	専門事項に関する証人証言相互の不一致	(3)(4)証言	証人であるAおよび信号機器の設計者Iの、信号時計に関する知識を内容とする証言((3)・(4)証言)に齟齬がある旨指摘した。目撃した内容そのものではなく知識を内容とする点、Bc7と異なる。
[13]	事故関係者との関係	警察官Aの立場	AはYの取調官ではないが、同じ警察組織に属し、利害関係が共通するという立場にある点を指摘した。
[14]	証言相互の関連性	(8)(9)証言	同一当事者の証言が複数あり、相互に矛盾せず、また、特段片方だけ信用性を否定するような事情もない場合、証言の一つ((9)証言)を信用できるとしたら、特段の事情がない限り、もう一方((8)証言)も信用できると判断した。
[15]	不自然性	(22)～(24)(26)	Y担当捜査担当官と同じ職場の別の部署のA((22))が、担当官の指示もなく((24))、また、係争中の事件の証拠物件(信号)を操作するのに、公正担保のための立会人も連れずAのみが作業を行い((25))、信号の時計の点検を行うのは不自然である旨指摘した。さらに、このAの行為は、Yに依頼された者が本件信号を見張っていて初めて発覚したものである((26))点も不自然とした。
[16]	前提が不公正	(27)～(30)とAの行為(時計の操作)	信号がほぼ誤差なく作動しているという調査・点検結果((27)ないし(30))は、[15]で示したAの疑義を持たせる行為(Aが本件信号の内蔵時計を操作した可能性がある)を前提とするもので、信用性は否定されると判断した。
[17]	前提が不公正		
[18]	前提が不公正		

2-3-4 判決の判断結果の整理

争点ごとの判決の判断結果を Table 2-4 に示す。

Table 2-4 判決の判断結果

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	判定
	主張者	主張内容					
①地点で黄信号視認	Y	見た	(8)	[14]	[1]		○
		見ていない	(7)		[1]		×
Yの交差点進入時の信号の色	Y	黄色点滅	(11)(14)(15)	[2]	[5]		○
		赤	(13) (27)~(30)		[4][5] [11] [15]~[18]		×
			(12)	[4]			
信号内蔵時計の誤差	Y	進む・遅れいずれもある	(3)		[12]		○
	A	進まない	(4)		[12][13]		×
事故後のYの言動	Y	事故後、Fに黄色点滅だったと話す					

1) ①地点での信号の視認

① Yが見たとの主張

積極証拠(8)証言は信用性強化要素[14]により信用性肯定。

② Yが見ていないとの主張

チェックリストによる判定結果と同じ。

2) 交差点進入時の信号の色

① 黄色点滅との主張

チェックリストによる判定結果と考慮した要因は同じだが、信用性を肯定した。

② 赤との主張

積極証拠Y(13)証言についてはチェックリストによる判定結果と同じ。

「信号が正常に作動していた」という積極証拠(27)~(30)に関し、チェックリストにな

い要素[15][18]を用いて信用性を否定した。

3) 信号の内蔵時計の遅れ

証言(3)(4)に関し、いずれも信用性否定要素[12]があるが、Aより設計者証言の方が信用できると判断した。理由は明確でないが、当事者との利害関係[13]の影響が考えられる。この点で、いずれも信用できると判定したチェックリストによる判定結果と異なる。

4) 事故後のYの言動

Y証言全体の信用性には関わらないと判断した。この点で、信用性を否定したチェックリストによる判定結果と異なる。

5) 全体的な結論

判例は、交差点進入時の信号は黄色点滅とし、チェックリストによる判定結果と結論は一致した。

しかし、争点によっては、信用性強化要素・否定要素両方があっても信用性を肯定する争点、チェックリストにない要素を考慮した争点、チェックリストで考慮した要素を考慮しなかった争点があった。

3 事例3・東京地方裁判所平成4年3月27日判決(判例タイムズ805号226-233)

3-1 事故の概要

横断歩道上に停車したトラックが、発進するとき横断歩道横断中の歩行者を轢いて、そのまま逃走した。

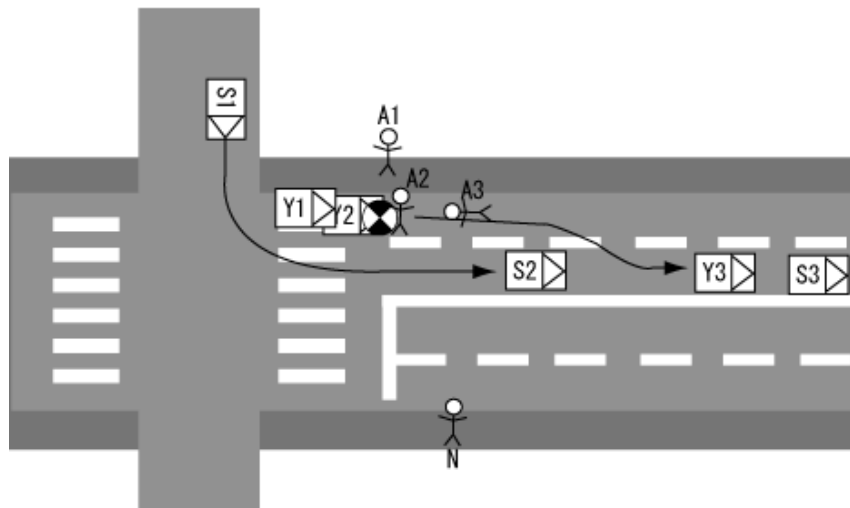


Figure 3-1 事例3の事故概要図

3-2 裁判の概要

Yが、業務上過失致死傷罪で起訴された。

争点：歩行者を轢いた車両はYかMか。

3-2-1 当事者の主張

検察：Yが運転するY車両

弁護人：Mが運転するM車両

3-2-2 判決

轢いたのはY車両である。

3-3 チェックリストによる事実関係の判定

3-3-1 敗訴側の主張・証拠に基づく VTA-A の作成

検察の主張した事実に基づき VTA-A を作成し、チェックリスト該当箇所にシンボルを記載し、[n] で番号をつけた (Figure 3-2)。

チェックリスト該当箇所に記載した [n] の内容は、Table 3-1 のとおりである。

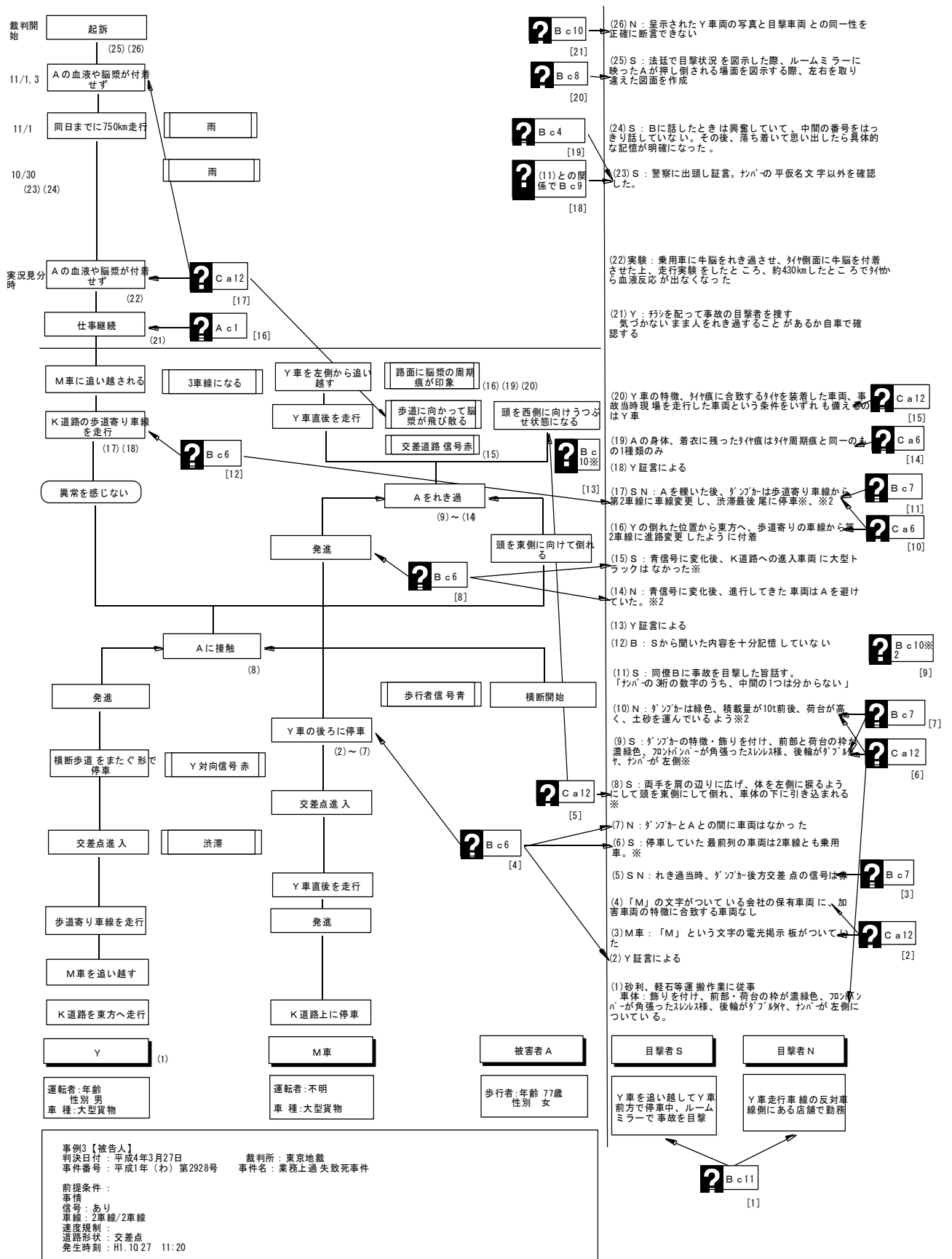


Figure 3-2 事例3・弁護人主張に基づくVTにチェックリストを適用した結果

Table 3-1 証言とチェックリスト適用結果

シンボルの番号	チェックリスト該当の項目番号と項目名	関係する証言等	具体的内容
[1]	Bc11 目撃者と事故当事者との関係	目撃者の立場	目撃者Sは停車中にたまたま事故を目撃した者であり、同Nは車線沿いの店舗から事故を目撃した者であり、いずれもYと利害関係を持たない。
[2]	Ca12 物証と証言との不整合	(3)(4)	Yが証言する、被害者Aをれき過した車両の外観を有する車両((3)証言)は、捜査の結果存在しなかった((4))。
[3]	Bc7 目撃証言相互の一致	(5)	れき過車両がAをれき過した当時の交差点の信号の色につき、赤ということでSNの証言が一致している((5))。
[4]	Bc6 目撃者証言と当事者証言との不一致	(2)(6)(7)	Y車の後ろにダンプカーが存在したかという争点につき、Yは後ろにM車がいたと証言する((2)証言)が、目撃者SN証言では、倒れたAとY車との間に車両はなく(N(7)証言)、また、交差点で赤信号で停車していた車両はいずれも乗用車であり(S(6)証言)、食い違いが見られる。
[5]	Ca12 物証と証言の不整合	(8)	Aがれき過される際、頭を東側にして倒れたというS(8)証言と、頭を西側に向けて倒れていたというれき過後の状況とは整合しない。
[6]	Ca12 物証と証言の整合性	(1)(9)(10)	SNが証言するれき過車両の特徴((9)(10))と、Y車両の特徴((1))とが一致している。
[7]	Bc7 目撃証言相互の一致	(9)(10)	SNが証言するれき過車両の特徴((9)(10))が、いずれも一致している。
[8]	Bc6 目撃者証言と当事者証言との不一致	(14)(15)	Y主張によると、Y車に続いてM車が発進したということだが、青信号でY車に続いて進行してきた車両はいずれもAを避けており(N(14)証言)、青信号に変化後、本件道路への進入車両に大型トラックはなかった(S(15)証言)。
[9]	Bc10 具体性	(10)(14)(17) 証言	N証言は、いずれも具体的である。
[10]	Ca6 証言とタイヤ痕・スリップ痕との関係	(17)とタイヤ痕	SNの証言するれき過車両の進行方向((17)証言:歩道寄り車線から第2車線へ車線変更)と、Aの脳漿をれき過車両が路面に刻印した跡とが一致する。
[11]	Bc7 目撃証言相互の一致	(17)と車両の進行方向	れき過後のれき過車両の進行方向につき、上記のとおりS証言とN証言とが一致する。
[12]	Bc6 目撃者証言と当事者証言との不一致	(17)(18)	Yは、歩道寄り車線を車線変更せず走行していたと証言する((18)証言)が、SNの目撃したれき過車両の進行方向とは一致しない((17)証言)。
[13]	Bc10 目撃証言の具体性	(6)(8)(9)(15)(17) 証言	S証言はいずれも具体的である。
[14]	Ca6 証言とタイヤ痕・スリップ痕との関係	(19)とタイヤ痕	Aの身体等に残ったタイヤ痕は、タイヤ周期痕と同一のもの1種類のみであった((19))ことから、タイヤ周期痕と同一のタイヤを装着している車両がれき過車両であり、かつ、Aが2台に轢かれたという可能性は否定される。
[15]	Ca12 物証と	(20)と車両の特	Y車の特徴、タイヤ痕に合致するタイヤを装着した車両、

	証言との整合性	徴、タイヤ痕	事故当時現場付近を走行した車両という条件をいずれも満たすのがY車であり((20))、M車の存在や同車によるれき過は否定される。
[16]	Ac1 当事者の行動の不自然性	(21)	Yがれき過車両の運転手であったとしたら、事故後も仕事を継続したり、チラシを作って目撃者を発見するよう努める((21))のは不自然な行動である。
[17]	Ca12 物証と証言との整合性	Y車両の状態(血液など付着せず)	れき過により、Aの脳漿が飛び散ったはずなのに、Y車両にはAの脳漿や血液が付着していないのは不自然である。
[18]	Bc9 証言の一貫性	S(11)(23)証言	事故目撃直後:ナンバーの三桁の数字のうち1つはわからない((11)証言) 事故の3日後警察に出頭したとき:ナンバー部分はすべて覚えていた((23)証言)。→一貫性なし。
[19]	Bc4 目撃証言を行った時期	(23)	Sが警察に対して目撃証言を行ったのは、事故の3日後でまだ記憶が新しいうちである。
[20]	Bc8 目撃証言の不自然性	(25)	Sが、法廷で目撃状況を図示した際左右を取り違えており、実際に目撃した者の説明として不自然である。
[21]	Bc10 目撃証言の具体性	(26)	Nは、法廷において、Y車両とれき過車両との同一性を正確に断言できず、あいまいな証言をしている。

3-3-2 主張が事実と合致しているかの判定

これに基づき、各争点に関する主張が事実と合致するかを判定した（Table 3-2）。

Table 3-2 事例3・争点、証拠、証拠に影響する要因一覧表

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	判定
	主張者	主張内容					
M車の存在	Y	Y車の後ろにいた	(2)(13) (6)(7)	[1][9][13]	[4][8]		×
	検察	存在しない	(5)~(7) (14)(15)	[1][3][9] [13]			○
れき過車両の外観	Y	M車の外観である	(3) (4)		[2]		×
	検察	Y車と一致	① (1)(9)(10) (26)	[1][6][7][9] [13] [21]			△
			② (23) (11)	[1][14][19]	[18]	(12)(24) (12)(24)	○
れき過後の車両の動き	Y	歩道より車線のみ走行	(18) (16)(17)		[12]		×
	検察	歩道より車線から追越車線へ変更	① (16)				○
			② (17) (25)	[1][9][10] [11][13] [20]			△
れき過車両とY車の同一性	Y	同一性なし	① Y車にAの血液等付着せず (22)	[17]			△
			② (8)とれき過後のAの体勢	[5]			○
	検察	同一性あり	(19)(20)	[14][15]			○

1) M車の存在

① Y主張「Y車の後ろにいた」

その旨の証言（(2)(13)）は、信用性否定要因（[4] [8]）、消極証拠（(6)(7)）とその信用性強化要因（[1] [9] [13]）があり、信用性は否定される。ただし、Yが事故後も仕事を継続し、目撃者を捜すなど加害者であるとするれば不自然な行動をとっていたという点（(21)）は、信用性強化要因があるため（[16]）信用性が認められる。

② 検察側主張「M車は存在しなかった」

積極証拠（SN(5)~(7)(14)(15)証言）とその信用性強化要因（[1] [3] [9] [13]）があ

るため、信用性が認められる。

③以上より本争点は、検察側証人の方が事実と判定した。

2) れき過車両の外観

① Y主張「M車の外観」

積極証拠(3)があるが、信用性否定要因 ([2])、消極証拠 ((4)) があるため、信用性は否定される。

② 検察側主張「Y車と一致」

Y車の外観とれき過車両の目撃証言が一致する点 ((1)(9)(10)) は、信用性強化要因がある ([1] [6] [7] [9] [13]) もの、消極証拠(26)とその信用性強化要因がある ([21]) ため、いずれとも決することができない。

目撃者Sが覚えていたY車両と一致するナンバーの点 ((23)) は、信用性強化要因があり ([1] [14] [19])、信用性否定要因はあるものの ([18]) それを合理的に説明できる ((12)(24)) こと、消極証拠 ((11)) はあるものの、この点も合理的に説明できる ((12)(24)) ことから、信用性ありと判定した。

③ 本争点は、検察側証人証言の方が事実と判定した。

3) れき過車両のれき過後の動き

① Y主張「歩道寄り車線を走行した」

その旨の(18)証言には、信用性否定要因 ([12]) とともに、消極証拠 ((16)(17)) とその信用性強化要因がある ([10] [11]) ため、信用性は否定される。

② 検察側主張「歩道寄り車線から第2車線へ車線変更した」

この点につき、脳漿によるタイヤ痕の点 ((16)) は、信用性が認められる。

他方、その旨の目撃者証言 ((17)) には、信用性強化要因 [1] [9] ~ [11] [13] もあるが、消極証拠 ((25)) 及び信用性否定要因がある ([20]) ため、信用性はいずれとも判断できなかった。

③ 本争点は①でY証言の信用性が否定されたため、検察側証人の証言が事実と判定した。

4) れき過車両とY車との同一性

① Y主張「同一性なし」

Yは、Y車に血液などが付着していないことが積極証拠であり、これには信用性強化要因がある（[17]）が、消極証拠もある（(22)）ため、いずれとも判定できない。被害者のれき過前の姿勢とれき過後の姿勢の点は信用性強化要因のみであり（[5]）、信用性がある。

② 検察側主張「同一性あり」

検察側証人の、この点に関する証言（(19)(20)）は、信用性強化要因のみであり（[14] [15]）、信用性がある。

③ 本争点は判定できない部分がある①に関するY主張より、②検察側証人証言が事実と判定した。

5) まとめ

一部不明確な点があるが、おおむね検察側の主張のほうが信頼でき、れき過したのはYと判定した。

3-3-3 判決が認定した事実・証拠に基づく VTA-B の作成

裁判所が認定した事実に基づく VTA-B は Figure 3-3 のとおりである。

また、判決が示した、証言の真偽判断に影響する要因は Table 3-3 のとおりである。

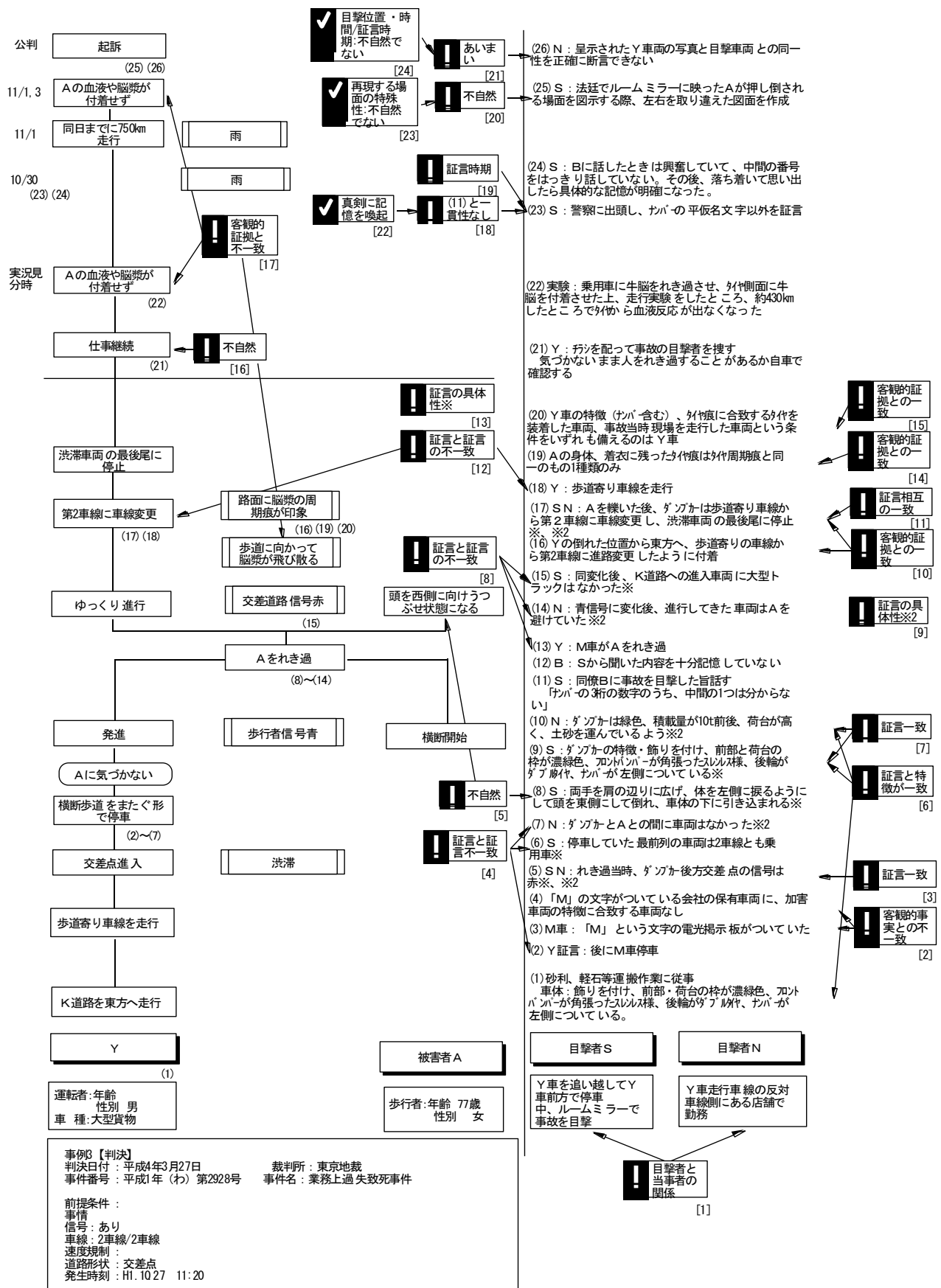


Figure 3-3 VTA-B・判決判断結果

Table 3-3 判決が判断に用いた要素

要因の番号	判決が判断するのに用いた要素	関係する証言等	具体的内容
[1]	目撃者と事故当事者との関係	目撃者の立場	目撃者SNはいずれもYと利害関係を持たない。
[2]	物証と証言との不整合	(3)(4)	M車両の外観を有する車両は存在しない。
[3]	目撃証言相互の一致	(5)	同適用結果同様、Aをれき過した当時の交差点の信号の色につき、赤でSNの証言が一致している旨指摘した。
[4]	目撃者証言と当事者証言との不一致	(2)(6)(7)	Y車の後ろにダンプカーが存在したかという争点につき、同適用結果同様、Y証言(2)と、SN(6)(7)両証言とが食い違っている旨指摘した。
[5]	物証と証言の不整合	(8)	Aがれき過される際、頭を東側にして倒れたというS(8)証言と、頭を西側に向けて倒れていたというれき過後の状況との整合性につき、判例は鑑定結果からそのように体勢が変化することも不自然ではないと判断した。
[6]	物証と証言の整合性	(1)(9)(10)	チェックリスト適用結果同様、SNが証言するれき過車両の特徴(9)(10)と、Y車両の特徴(1)とが一致している点指摘した。
[7]	目撃証言相互の一致	(9)(10)	同適用結果、SNが証言するれき過車両の特徴が、いずれも一致している点指摘した。
[8]	目撃者証言と当事者証言との不一致	(14)(15)	青信号でY車に続いて進行してきた車両はいずれもAを避けていたというN(14)証言、青信号に変化後、本件道路への進入車両に大型トラックはなかったというS(15)証言から、M車がY車の後ろにいたというY証言は信用できないと判断した。
[9]	証言の具体性	(10)(14)(17) 証言	N証言は、いずれも具体的で信用できる旨指摘した。
[10]	証言とタイヤ痕・スリップ痕との関係	(17)とタイヤ痕	SNの証言するれき過車両の進行方向(17)と、Aの脳漿をれき過車両が路面に刻印した跡とが一致している旨指摘した。
[11]	目撃証言相互の一致	(17)と車両の進行方向	れき過後のれき過車両の進行方向につき、上記のとおりS証言とN証言とが一致する。
[12]	目撃者証言と当事者証言との不一致	(17)(18)	Yの証言するY車走行車線(18・歩道寄り車線)と、SNの目撃したれき過車両の進行方向(17)とは一致しない。
[13]	目撃証言の具体性	(6)(8)(9)(15)(17) 証言	S証言はいずれも具体的である。
[14]	証言とタイヤ痕・スリップ痕との関係	(19)とタイヤ痕	Aの身体等に残ったタイヤ痕は、タイヤ周期痕と同一のもの1種類のみであったことから、タイヤ周期痕と同一のタイヤを装着している車両がれき過車両であり、かつ、2台に轆かれたという可能性を否定した。
[15]	物証と証言との整合性	(20)と車両の特徴、タイヤ痕	Y車の特徴、タイヤ痕に合致するタイヤを装着した車両、事故当時現場付近を走行した車両という条件をいずれも満たすのがY車であり、M車の存在や同車によるれき過を否定した。
[16]	当事者の行動の不自然性	(21)	Yが、事故後も仕事を継続したり、チラシを作って目撃者を発見するよう努めるのは、事故車の運転者として不自然な行動であるようにも思えるが、この点は鑑定の結果か

			ら、Yがれき過しても気づかないこともあり得ると判断した。
[17]	物証と証言との整合性	Y車両の状態(血液など付着せず)	れき過によりAの脳漿は飛び散ったが、鑑定により、脳漿は横に飛び散り、Y車には付着しなかった可能性が高いこと、また、実験の結果、脳漿等が付着していてもそのまま走行すれば反応が出なくなることから、Y車から脳漿や血液の反応が出なくても矛盾しないと判断した。
[18]	証言の一貫性	S(11)(23)証言	Sは、事故目撃直後は、ナンバーの三桁の数字のうち1つはわからないと(11)証言していたのに対し、事故の3日後、警察に出頭したときは、ナンバー部分はすべて覚えていたとの(23)証言しており、一貫性がない。
[19]	目撃証言を行った時期	(23)	Sが警察に対して目撃証言を行ったのは、事故の3日後でまだ記憶が新しいうちである。
[20]	目撃証言の不自然性	(25)	Sが、法廷で目撃状況を図示した際、左右を取り違えて図示した。
[21]	目撃証言の具体性	(26)	Nは、法廷において、Y車両とれき過車両との同一性を正確に断言できなかった。
[22]	真剣に記憶を喚起	S(11)(23)証言	[18]に関連し、事故直後は興奮などで記憶があいまいでも、その後、落ち着いて真剣に記憶を喚起するよう努めた結果、事故直後より記憶が明確になることは不自然ではないと判断した。
[23]	再現する場面の特殊性	(25)	Sはルームミラーに映った場面を再現していたのだから、そのような場合に左右を取り違えることはあり得ると判断した。
[24]	目撃位置・時間、証言時期	(26)	Nは、反対車線の店舗から、短時間れき過車両を目撃しただけであり、その後相当期間経過して証言するに際し、明確に同一性を断言できないことはむしろ自然である旨判断した。

3-3-4 判決の判断結果の整理

争点ごとの判決の判断結果を Table 3-4 に示す。

Table 3-4 判決の判断結果

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	判定		
	主張者	主張内容							
M車の存在	Y	Y車の後ろにいた	(2)(13)		[4][8]		×		
			(6)(7)	[1][9][13]					
	検察	存在しない	(5)~(7)	[1][3][9]			○		
			(14)(15)	[13]					
れき過車両の外観	Y	M車の外観である	(3)		[2]		×		
			(4)						
	検察	Y車と一致	①	(1)(9)(10)	[1][6][7][9]			○	
				(26)	[21]		[24]		
			②	(23)	[1][14][19]	[18]	(12)(24)		○
				(11)	[22]	[22]	(12)(24)		
れき過後の車両の動き	Y	歩道より車線のみ走行	(18)		[12]		×		
			(16)(17)	[10][11]					
	検察	歩道より車線から追越車線へ変更	①	(16)				○	
				(17)	[1][9][10]				
			(25)	[11][13]		[23]			
れき過車両とY車の同一性	Y	同一性なし	①	Y車にAの血液等付着せず	[17]			×	
				(22)					
			②	(8)とれき過後のAの体勢	[5]				×
	検察	同一性あり	(19)(20)	[14][15]			○		

1) M車の存在

① Y主張「Y車の後ろにM車がいた」

- a) その旨の積極証拠(2)(13)については、チェックリスト適用結果と同じである。
- b) 事故後も仕事を継続していた点（積極証拠(21)）につき、事故の認識はないが（信用性強化要素 [16]）、鑑定結果から、Y車がれき過車両ということが認められるとして、結果的に信用性を否定した。この点は、リスト適用結果と異なる。

② 検察側主張「M車は存在しない」

チェックリスト適用結果と同じで、M車は存在しないと判断。

2) れき過車両の外観

① Y主張「M車は別にいた」

判断は、チェックリスト適用結果と同じである。

② 検察側主張「Y車と一致する」

Y車と一致すると証言したNが、法廷でY車とれき過車両との同一性を正確に断言できなかった点（消極証拠(26)、信用性強化要素 [21])につき、チェックリストにはない要因 [24] で合理的理由を認め、信用性ありとした。

Sが警察に出頭してナンバーの数字を証言した点(11)につき、結果的に信用性を肯定したのはチェックリスト適用結果と同じであるが、判決はチェックリストにない真剣に記憶を喚起した場合の記憶（[22]）という要因も積極証拠の信用性強化要因として用いた。

以上より、れき過車両の外観はY車と一致すると判断した。

3) れき過後の車両の動き

① Y主張「歩道寄り車線を走行」

信用性を否定した。

② 検察側主張「歩道寄り車線から第2車線へ車線変更した」

積極証拠(16)証言につき、チェックリスト適用結果と同じ。

S(17)証言に消極証拠（(25)）とその信用性強化要因（[20]）があることから、チェックリストでは判断できなかったが、判例は、リストにない再現する場面の特殊性という要素（[23]）により合理的理由ありと判断し、信用性を認めた。

以上より、れき過車両は、れき過後歩道寄り車線から第2車線へ車線変更したと認めた。

4) れき過車両とY車両の同一性

① Y主張「同一性がない」

Y車にAの血液等が付着していない点に関し、信用性強化要因 [17] と消極証拠(22)があるが、判決は信用できないと判断し、チェックリストによる判定結果と異なる。

れき過されたときの体勢とれき過後の倒れ方の違いにつき、鑑定を用い、れき過の過程で姿勢が変化することもあり得るとして、同一性を否定する根拠とはならないと判断し、リストによる判定結果と異なる結論となった。

② 検察側主張「同一性あり」

チェックリストによる判定結果と同じである。以上より、れき過車両とY車両の同一性を肯定した。

5) まとめ

判例もれき過車両はY車とし、チェックリスト適用結果と全体的な結論は一致した。

ただ、鑑定を用いて異なる結論を導いた争点、チェックリストにない要素を用い信用性を肯定した争点、要素と証拠に異なる評価をして異なる結論を導いた争点があった。

4 事例 4・東京高等裁判所 昭和 56 年 6 月 18 日判決（判例タイムズ 456 号 175-180）

4-1 事故の概要

E 車と Y 車はそれぞれ対向車線を走行していたところ、E 車または Y 車がセンターラインを超え、両車が衝突した。E 車運転者及び同乗者 4 人は負傷、同乗者 1 人が死亡、Y 車運転者及び同乗者が負傷した。事故当時、雨のため路面は濡れて滑りやすい状態だった。

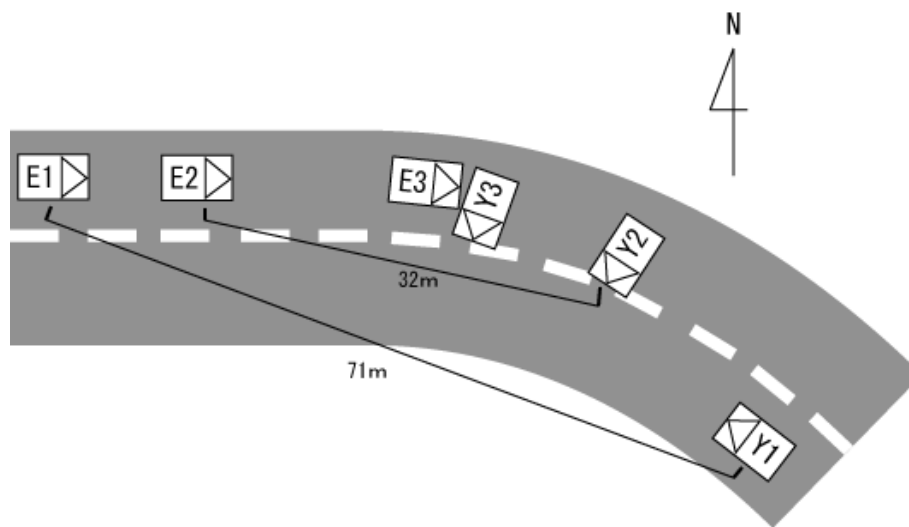


Figure 4-1 事例 4 の事故概要図

4-2 裁判の内容

Y の過失により事故が発生したとして、Y が業務上過失致死傷罪で起訴された。

争点：センターラインを超えたのは、E と Y のどちらか

4-2-1 当事者の主張

検察官：Y 車が E 車線に進入し、E 車線内で衝突した。

弁護人：E 車が Y 車線に進入し、Y 車線内で衝突した後、E 車線内まで移動した。

4-2-2 判決

第一審、第二審とも Y の主張を認めず、Y を有罪とした。

4-3 チェックリストによる事実関係の判定

4-3-1 敗訴側の主張・証拠に基づく VTA-A の作成

弁護人の主張した事実に基づき、VTA-A を作成し、チェックリスト該当箇所にシンボルを記載し、[n] で番号をつけた (Figure 4-2)。

チェックリスト該当箇所に記載した [n] の内容は、Table 4-1 のとおりである。

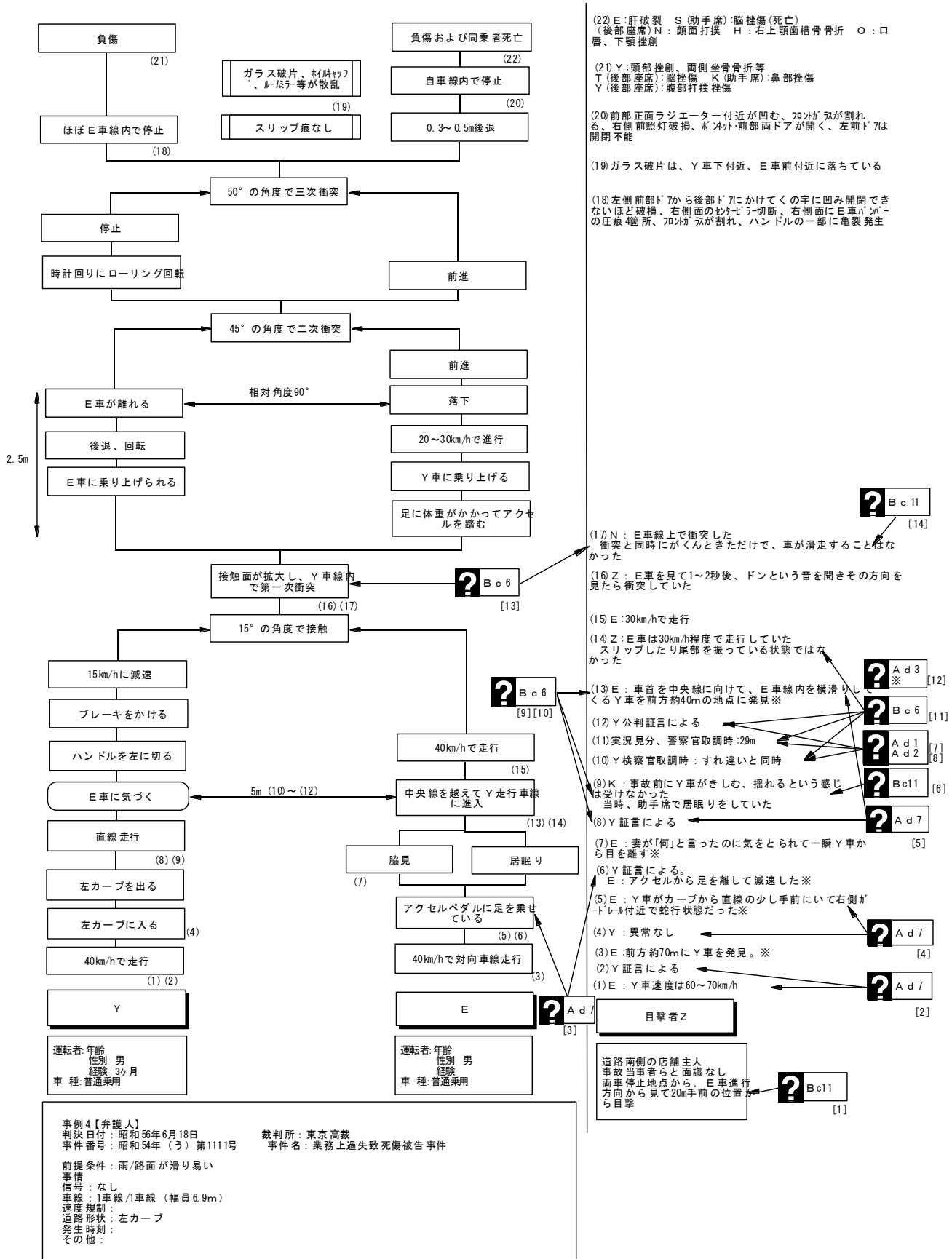


Figure 4-2 事例4・弁護側主張に基づくVTにチェックリストを適用した結果

Table 4-1 証言とチェックリスト適用結果

シボ ルの 番号	チェックリスト該 当の項目番号と 項目名	関係する証 言等	具体的内容
[1]	Bc11 目撃者と 事故当事者との 関係	Zは店の主人	目撃者Zは、事故現場付近の店舗の主人であり、事故当 事者らと面識がなく、特に利害関係がない。
[2]	Ad7 当事者証 言相互の不一 致	(1)(2)	カーブに入る前のY車の走行速度につき、Yは 40km/h と 証言している((2)証言)のに対し、Eは 60～70km/h と証言 しており((1)証言)、一致しない。
[3]	Ad7 同上	(5)(6)	対向車線を走行していたE車の走行状況につき、Yはアク セルに足を乗せていた旨証言する((6)Y証言)のに対し、E は、Yがカーブ付近にいて蛇行状態だったのを見て((5)証 言)、アクセルから足を離して減速した旨証言しており((6) E証言)、一致しない。
[4]	Ad7 同上	(4)(5)	カーブ付近でのY車の走行状況につき、Yは異常なしと証 言する((4)証言)が、Eは、右側ガードレール付近で蛇行 状態だった旨証言する((5)証言)。
[5]	Ad7 同上	(8)(13)	カーブを抜けた後のY車の走行状況につき、Yは直線走 行した旨証言する((8)証言)が、Eは、Y車は車首を中央 線に向けてE車線内を横滑りしてきたと証言する((13)証 言)。
[6]	Bc11 目撃者 と事故当事者との 関係	KはY車同乗 者	(9)証言を行った目撃者Kは、Y車の同乗者である。
[7]	Ad1 当事者証 言の不自然性	(10～(12)	Y証言によると、E車がY車線に進入してきた位置につ き、公判証言では5m前方((12)証言)、実況見分・警察官取り 調べ時では 29m((11)証言)、検察官取り調べ時にはすれ 違いと同時((10)証言)となっているが、それまで正常に直 線路を走行していたE車が、理由もなく急にY車線に進入 するというのは不自然である。
[8]	Ad2 当事者証 言の一貫性		E車がY車線に進入した位置に関するY証言は、[7]で述 べたように一貫していない。
[9]	Bc6 目撃証言 と当事者証言との 一致	(8)(9)	カーブを出た後、直線走行をしていたというY証言((8)証 言)と、事故前にY車が揺れる、きしむという感じは受けな かったというK証言((9)証言)とは一致する。
[10]	Bc6 目撃証 言と当事者証言 の不一致	(8)(13)	[9]に対し、Yの(8)証言と、Y車は車首を中央線に向けて E車線内を横滑りしていたというE証言((13)証言)とは一致 しない。
[11]	Bc6 同上	(10)(11)(12)、 (14)	E車とY車のいずれが中央線を越えたかという点につき、 E車の方が中央線を越えてきたとするY証言 ((10)(11)(12))と、E車はスリップしたり尾部を振っている状 態ではなかったというZ証言((14)証言)とは一致しない。
[12]	Ad3 当事者 証言の具体性	(3)(5)(6)(7)	Eの両車の走行状態に関する証言は、いずれも具体的で ある。
[13]	Bc6 目撃者 証言と当事者証 言との一致	(17)	衝突場所につき、YはE車線内とするが、E車同乗者であ るNは、E車線上で衝突し、その後車が滑走することはな かった旨証言する((17)証言)。
[14]	Bc11 目撃者 と事故当事者との 関係	NはEの妻の 実父	(17)証言を行ったNは、E車の同乗者であり、Eの妻の実 父である。

4-3-2 主張が事実と合致しているかの判定

これに基づき、各争点に関する主張が事実と合致するか判定した (Table 4-2)。

Table 4-2 事例4・争点、証拠、証拠に影響する要因一覧表

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	判定
	主張者	主張内容					
Y車走行速度	Y	速度 40km/h	(2)		[2]		×
	E	速度 60 ~ 70km/h	(1)		[2]		×
E車走行状態	Y	アクセルペダルに足を乗せる	Y(6)		[3]		×
	E	アクセルから足を離す	E(6)		[3]		×
Y車の挙動	Y	通常に走行	① (4)		[4]		×
			② (9)前段 (9)後段	[6]	[9][10]		△
			③ (8)		[5][9][10]		×
	E	蛇行から横滑り スピン状態になりセンターラインを超える	(5)	[12]	[4]		△
			(13)	[12]	[5][9][10]		△
E車の挙動	Y	センターラインを超える	(10)~(12)		[7][8][11]		×
			(14)	[1]			
	E	通常に走行	① (14)(16)	[1]			○
			② (17)	[13][14]			○

1) Y車走行速度

① Y主張「40km/hで走行」

Y(2)証言は信用性否定要因がある ([2]) ため、信用性が否定される。

② E主張「60~70km/hで走行」

E(1)証言も同様に信用性否定要因がある ([1]) ため、信用性が否定される。

③ よって、いずれとも決することができない。

2) E車の走行状態

Y(6)証言には信用性否定要因 [3] があり、E(6)証言にも信用性否定要因があるた

め、いずれも信用性が否定される。

3) Y車の挙動について

① Y主張「正常に走行していた」

- a) 異常なく走行したというY(4)証言には、信用性否定要因 [4] があり、信用性が否定される。
- b) 直線走行をしていたというY(8)証言は、信用性否定要因 [5] [9] [10] があり、信用性が否定される。
- c) K(9)証言前段（事故前にY車が揺れる、きしむという感じを受けなかった）については、信用性強化要因（[6]）と否定要因（[9] [10]）いずれもあり、さらに、事故当時居眠りをしていたという消極証拠もある（(9)証言後段）あるため、いずれとも決することができない。

② E主張「Yが蛇行から横滑りし、スピン状態になってセンターラインを越えた」

- a) E(5)証言は、信用性強化要因（[12]）と否定要因（[4]）いずれもあるため、判定できない。
- b) E(13)証言も、信用性強化要因（[12]）と信用性否定要因がある（[5] [9] [10]）ため、判定できない。

③ 両者を比較すると、信用性を明確に否定される①Y証言（その裏付けとなるK証言は真偽不明）よりも、②E証言の方が信用性が高いと判定された。

4) E車の挙動について

① Y主張「センターラインを越えた」

Y(10)～(12)証言には、信用性否定要因 [7] [8] [11]、消極証拠(14)およびその信用性強化要因 [1] があるため、信用性が否定される。

② E主張「正常に走行していた」

- a) Z(14)・(16)証言には、信用性強化要因 [1] があり、信用性が肯定できる。
- b) N(17)証言にも、信用性強化要因 [13] があるため、信用性を肯定できる。

③ このため、②E証言の信用性が認められる。

5) まとめ

Y車がセンターラインを越え、E車の走行車線に進入し、正常に走行していたE車と衝突したと判定した。

4-3-3 判決が認定した事実・証拠に基づく VTA-B の作成

裁判所が認定した事実に基づく VTA-B は Figure 4-3 のとおりである。

また、判決が示した、証言の真偽判断に影響する要因は Table 4-3 のとおりである。

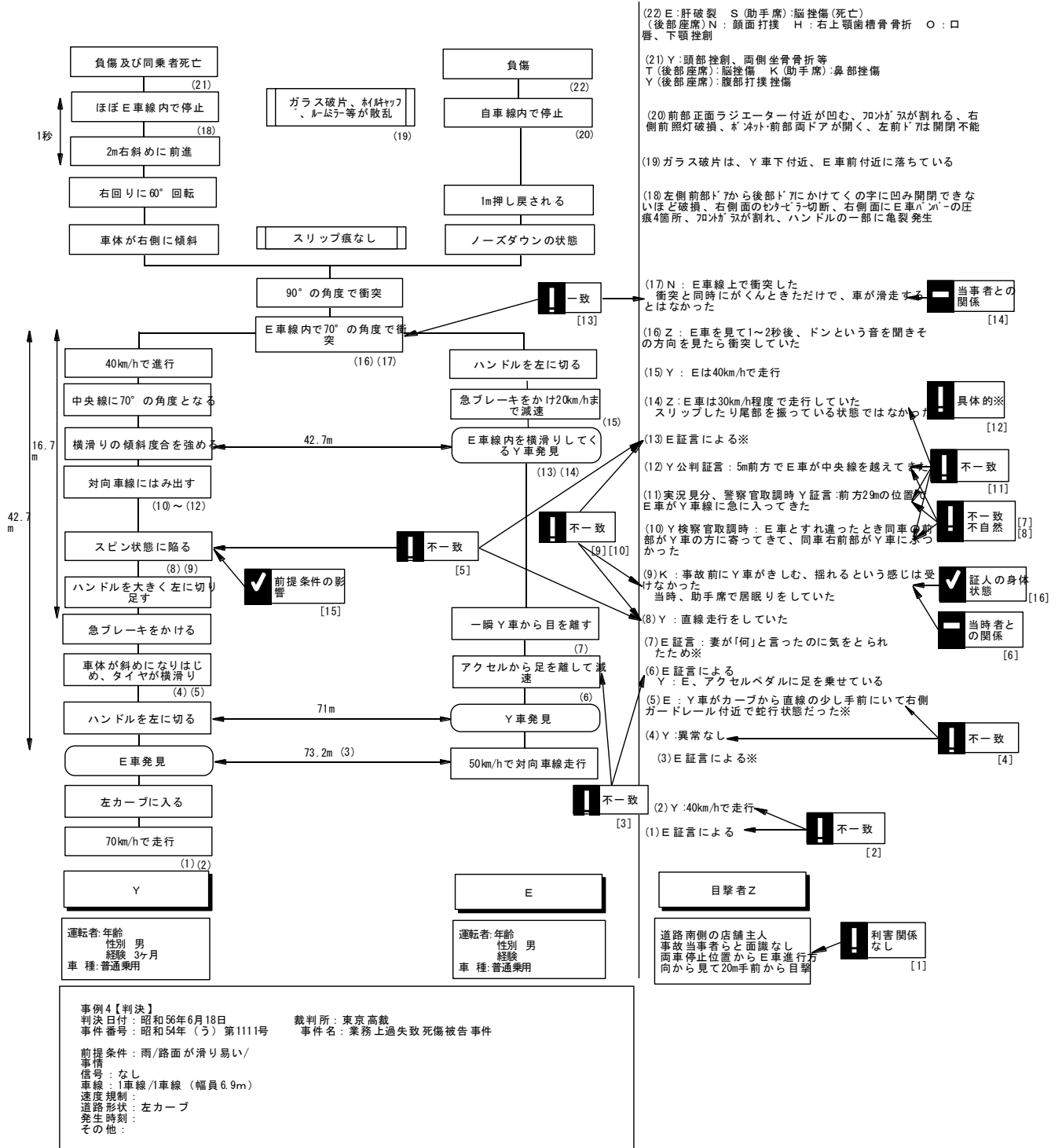


Figure 4-3 VTA-B 判決判断結果

Table 4-3 判決が判断に用いた要素

要因の番号	判決が判断するのに用いた要素	関係する証言等	具体的内容 ※()内の番号は、VT右側欄外の証言／状況に付した番号
[1]	目撃者と事故当事者との関係	Zは店の主人	チェックリスト適用結果同様、目撃者Zは事故当事者らと面識がなく、特に利害関係がない旨、要因として指摘した。
[2]	当事者証言相互の不一致	(1)(2)	上記同様、カーブに入る前のY車の走行速度につき、Y(2)証言とE(1)証言が一致しない旨、要因として指摘した。
[3]	同上	(5)(6)	上記同様、対向車線を走行していたE車の走行状況につき、Y(6)証言とE(5)(6)証言が一致しない旨指摘した。
[4]	同上	(4)(5)	上記同様、カーブ付近でのY車の走行状況につき、Y(4)証言とE(5)証言とが一致しない旨指摘した。
[5]	同上	(8)(13)	上記同様、カーブを抜けた後のY車の走行状態につき、Y(8)証言とE(13)証言が一致しない旨指摘した。
[6]	目撃者と事故当事者との関係	KはY車同乗者	この点にはふれなかった。
[7]	当事者証言の不自然性	(10～(12)	チェックリスト適用結果同様、E車がY車線に進入してきた位置につき、Y証言では、Y車の5m前方((12)証言)、同29m前方((11)証言)、すれ違いと同時((10)証言)となっているが、それまで正常に直線路を走行していたE車が、理由もなく急にY車線に進入するというのは不自然である点、指摘した。
[8]	当事者証言の一貫性		上記適用結果同様、E車がY車線に進入した位置に関するY証言は、[7]のとおり一貫していない点指摘した。
[9]	目撃証言と当事者証言との一致	(8)(9)	上記適用結果同様、カーブを出た後のY車の走行状態に関するY(8)証言と、K(9)証言とは一致する旨指摘した。
[10]	目撃証言と当事者証言の不一致	(8)(13)	上記適用結果同様、[9]に対し、Y(8)証言と、E(13)証言とは一致しない旨指摘した。
[11]	同上	(10)(11)(12)、(14)	上記適用結果同様、E車とY車のいずれが中央線を越えたかという点につき、Y(10)(11)(12)証言と、Z(14)証言とは一致しない旨指摘した。
[12]	当事者証言の具体性	(3)(5)(6)(7)	上記適用結果同様、Eの両車の走行状態に関する証言(3)(5)(7)(13)は、いずれも具体的である旨指摘した。
[13]	目撃者証言と当事者証言との一致	(17)	上記適用結果同様、衝突場所につき、YはE車線内とするが、N(17)証言と一致しない旨指摘した。
[14]	目撃者と事故当事者との関係	NはEの妻の実父	NとY・Eらとの関係には、判決はふれなかった。
[15]	前提条件の影響	Yの運転技量	Yは、3ヶ月前に免許を取得したばかりの初心者で、経験不足から路面が濡れていて滑りやすく、自車が蛇行からスピン状態に陥っていることを認識できなかった

4-3-4 判決の判断結果の整理

争点ごとの判決の判断結果を Table 4-4 に示す。

Table 4-4 判決の判断結果

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	判定
	主張者	主張内容					
Y車走行速度	Y	速度 40km/h	(2)		[2]		×
	E	速度 60 ~ 70km/h	(1)		[2]		○
E車走行状態	Y	アクセルペダルに足を乗せる	Y(6)		[3]		×
	E	アクセルから足を離す	E(6)		[3]		○
Y車の挙動	Y	通常に走行	① (4)		[4]		×
			② (9)前段 (9)後段		[9][10]		×
			③ (8)		[5][9][10]		×
	E	蛇行から横滑り スピン状態になりセンターラインを超える	(5)	[12]	[4]		○
			(13)	[12][15]	[5][9][10]		○
E車の挙動	Y	センターラインを超える	(10)~(12)		[7][8][11]		×
			(14)	[1]			
	E	通常に走行	① (14)(16)	[1]			○
			② (17)	[13]			○

1) Y車走行速度について

① Y主張「40km/h で走行」

判断はチェックリストによる判定結果と同じ。

② E主張「60~70km/h で走行」

積極証拠E(1)証言(60~70km/hで走行)も信用性否定要因がある([1])ため、信用性が否定されそうだが、鑑定により信用性ありと判断された。この点、チェックリスト適用結果と異なる。

③ チェックリストでは信用性が否定されたが、判決はE証言の信用性を肯定した。

2) E車の走行状態について

- ① Y(6)証言は、チェックリスト適用結果と同じである。
- ② E(6)証言にも同じ信用性否定要因があるが、鑑定により信用性を肯定した。この点、チェックリスト適用結果と異なる。
- ③ よって、チェックリストではいずれの信用性も否定されたところ、判決はE証言の信用性を肯定した。

3) Y車の挙動について

① Y主張「正常に走行していた」

- a) Y(4)証言、b) Y(8)証言は、チェックリスト適用結果と同じである。
- b) K(9)証言前段について、判決は[6]を信用性強化要因とはせず信用性を否定した。

② E主張「Yが蛇行から横滑りし、スピン状態になってセンターラインを越えた」

- a) E(5)証言（Y車蛇行状態）は、信用性強化要因[12]と否定要因[4]いずれもあるが、鑑定により信用性を肯定した。
- b) E(13)証言（E車線内を横滑り）も同様に、信用性強化要因[12]に加え[15]と否定要因[5][9][10]があるが、鑑定により信用性を肯定した。この点、いずれもチェックリスト適用結果と異なる。

- ③ よって、②の信用性につき、チェックリストでは信用性があるとの判断であったところ、判決はその信用性を肯定した。

4) E車の挙動について

① Y主張「E車がセンターラインを越えた」

判断はチェックリスト適用結果と同じであった。

② E主張「正常に走行していた」

- a) Z(14)(16)証言はチェックリスト適用結果と同じである。
- b) N(17)証言は、信用性強化要因[13]のみ考慮し、[14]は考慮しなかったが、信用性を肯定した。

- ③ このため、チェックリストによる判定結果同様、②E証言の信用性が認められ、

E車は正常に走行していたと認定した。

5) まとめ

結論的には、チェックリスト適用結果同様、判決も、Y車がセンターラインを超えてE車線内に進入しE車線内で衝突した旨認定した。

ただ、争点によって、考慮した要素は同じだが判決は鑑定により異なる結論を導いた争点、チェックリストの要因を考慮しなかったが、同じ結論を導いた争点があった。

5 事例 5・東京地方裁判所平成 10 年 3 月 24 日判決(判例タイムズ 994 号 278-290)

5-1 事故の概要

高速道路上、第 2 車線上には K 車(普通貨物自動車)、第 3 車線上には先頭から A 車(大型トラック)、N 車(普通乗用車)、Y 車(普通貨物自動車)の順で、3 台が走行していた。3 台がトンネルに進入した後、K 車が第 3 車線へ車線変更し、N 車と Y 車の間に入った。

トンネル内では、A 車の前方で車が渋滞していたため、A 車は渋滞の最後尾で停車した。

その後、Y 車が K 車、K 車が A 車に追突し(衝突の順番には争いがある)、押し出された A 車はさらに前方に停車中の車両に追突し、Y 車らを含め合計 7 台の玉突き事故となった。

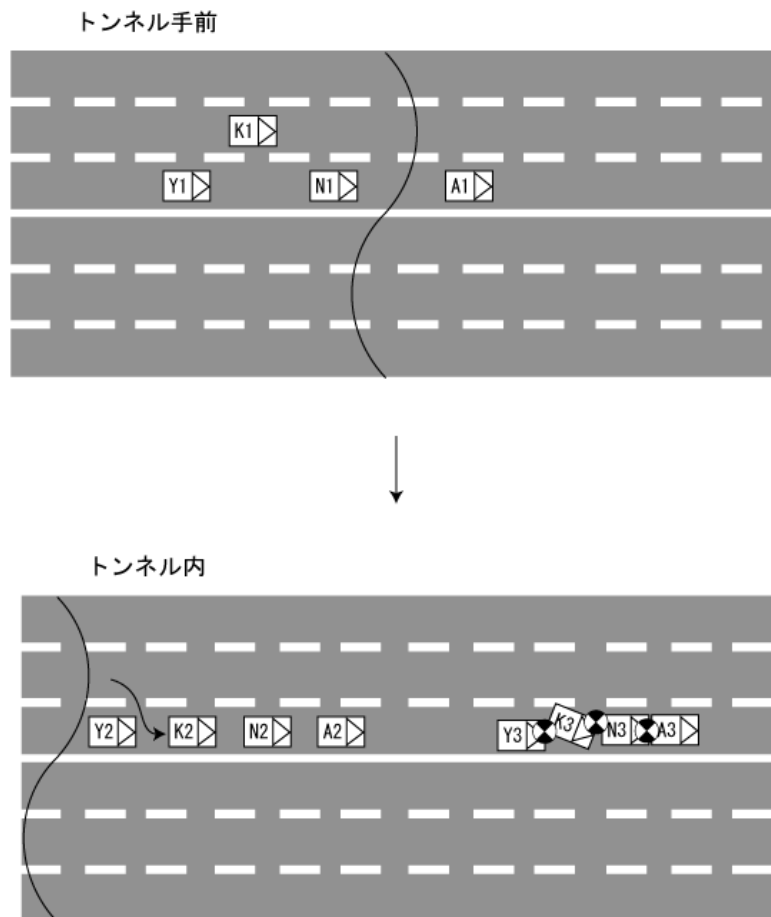


Figure 5-1 事例 5 の事故概要図

5-2 裁判の内容

被告人Yは、停車したN車に続いて停止しようとしていたK車に追突し、同車を前方に押し出してN車に追突させ、さらにN車を前方に押し出してA車に追突させ、A車後部下方にN車前部を食い込ませて同車を炎上させ、A車運転者を死亡させ、また、K車運転者を負傷させたとして、業務上過失致死傷罪で起訴された。

- 争点：①Y車とK車の衝突と、K車とN車の衝突との前後関係
②K車の車線変更の時期、および、そのときのY車との車間距離

5-2-1 当事者の主張

- 検察 ①：Y車とK車との衝突が先
②：トンネル手前で車線変更を開始し、トンネルに入った直後に終了した。
車線変更をした時点で、Y車とK車との車間距離は十分開いていた
- 弁護人 ①：K車とN車の衝突が先
②：トンネル内を相当程度走行した後、車線変更を行った。
Y車との車間距離は不十分だった。

5-2-2 判決

被告人Yは無罪。

(理由) ①：K車とN車の衝突が先

②：トンネル内を相当程度走行した後、車線変更を行い、Y車との車間距離は不十分だった。

①を前提とすると、Y車がK車に追突したことと、Nの死亡及びKの負傷との間に因果関係がない。

5-3 チェックリストによる事実関係の判定

5-3-1 敗訴側の主張・証拠に基づく VTA-A の作成

検察の主張した事実に基づき VTA-A を作成し、チェックリスト該当箇所にシンボルを記載し、[n] で番号をつけた (Figure 5-2)。

チェックリスト該当箇所に記載した [n] の内容は Table 5-1 のとおりである。

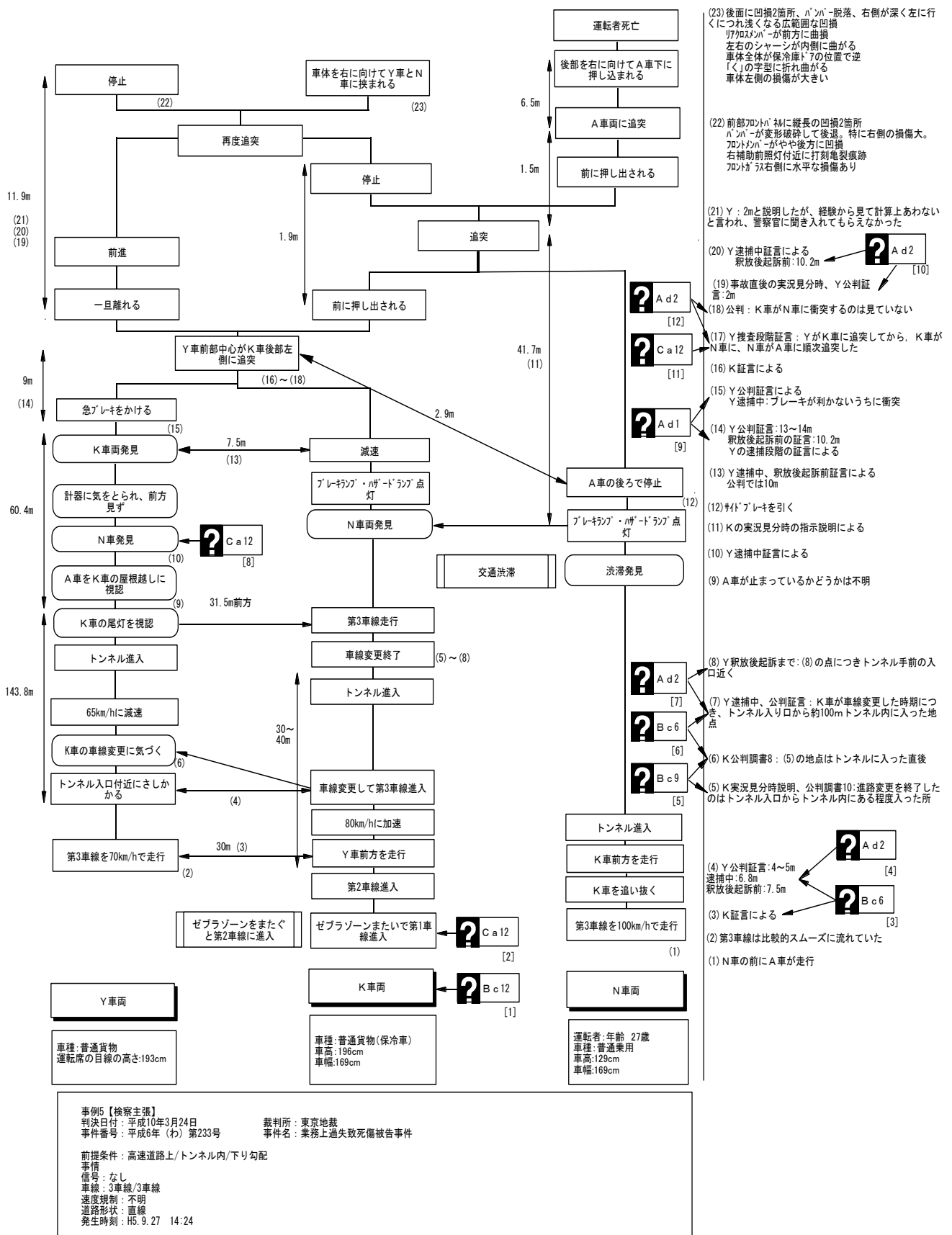


Figure 5-2 事例5・検察側主張に基づくVTにチェックリストを適用した結果

Table 5-1 証言とチェックリスト適用結果

シンボルの番号	チェックリスト該当の項目番号と項目名	関係する証言等	具体的内容
[1]	Bc12 虚偽の証言をする動機	Kの立場	Kは、Yが追突の責任を問われなければ、自分が事故の責任を問われる立場にあり、自己に有利な証言をする可能性がある。
[2]	Ca12 物証と証言との整合性	道路構造とK証言	Kは、ゼブラゾーンをまたいで第1車線に進入したとするが、道路の構造上ゼブラゾーンをまたぐとすぐ第2車線に進入する構造となっており、実際の道路構造とY証言が矛盾する。
[3]	Bc6 目撃者証言と当事者証言との一致	(3)(4)証言	Kは、Y車を追い越すとき、車間距離は30mあった旨証言する((3))が、Yは車間距離はせいぜい4~7.5mであった旨証言しており((4))、矛盾する。
[4]	Ad2 当事者証言の一貫性	(4)証言	K車がY車の前に入ったときの車間距離につき、Yは4~7.5mの間で証言しており((4))、若干誤差はあるものの、一応一貫している。
[5]	Bc9 証言の一貫性なし	(5)(6)証言	Kが車線変更を終了した位置につき、Kは、実況見分時の説明および公判調書10では、トンネル入り口からある程度トンネル内に入ったところと証言している((5))のに対し、同公判調書8では、トンネルに入った直後である旨証言しており((6))、一貫しない。
[6]	Bc6 目撃証言と当事者証言の不一致	(6)(7)証言	Kが車線変更を終了した位置につき、K(6)証言と、Yの逮捕中および公判証言((7):トンネル入り口から100m内側の地点)とは一致しない。
[7]	Ad2 当事者証言の一貫性なし	(7)(8)証言	Kが車線変更を終了した地点につき、Y(7)証言と、Yの釈放後起訴されるまでの間の証言((8):トンネル手前の入り口付近)とは一致せず、一貫性がない。
[8]	Ca12 物証と証言との整合性なし	(10)証言と各車両の車幅、車高	Yは、衝突前、N車を視認した旨証言する((10))が、Y車の運転席の目線の高さが193cmであったこと、Y車のすぐ前方にいたK車の車高が196cm、車幅が169cmであること、N車はK車のさらに前方にいて、車高が129cmにすぎず、車幅もK車と同じ169cmであったことからすれば、物理的にYがN車を視認することは不可能であった。
[9]	Ad1 当事者証言の内容が不自然	(14)(15)証言	Yは、急ブレーキをかけてから、少なくとも9m走行した後、K車に追突した旨証言する((14)証言)。そうすると、空走距離を考慮しても、ブレーキがきかないうちに追突した((15)証言)というのは不自然である。
[10]	Ad2 当事者証言の一貫性がない	(19)(20)証言	K車に追突後のY車の移動距離につき、事故直後の実況見分時の説明、および公判証言では2m((19)証言)としているのに対し、逮捕中および釈放後起訴前の段階では10m以上としており((20))、一貫性を欠く。
[11]	Ca12 物証と証言内容との整合性がない	(17)証言と各車両の車幅、車高	[8]のとおり、YがN車を視認することは不可能だった以上、Y車→K車、K車→N車、N車→A車という追突状況をYが視認した((17))ということもありえない。
[12]	Ad2 当事者証言の一貫性がない	(17)(18)証言	Y(17)証言と、K車がN車に追突するのは見ていないとするY(18)証言とは一貫性がない。

5-3-2 主張が事実と合致しているかの判定

これに基づき、各争点に関する主張が事実と合致するか判定した (Table 5-2)。

Table 5-2 事例5・争点、証拠、証拠に影響する要因一覧表

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	判定	
	主張者	主張内容						
全般	K	全般	全般		[1][2]		×	
	Y	全般	全般				○	
K車が第3車線に入った時のY車との距離	検察	30m	(4)		[3]		×	
	Y	4~7m	(3)	[4]	[3]		△	
K車の車線変更終了時期	検察	相当トンネル内に入った所	① (5)		[5][6]		×	
			② (7)		[6][7]		×	
	Y	トンネル入口付近	① (6)		[5]		×	
			② (8)		[7]		×	
衝突前のY車の速度	検察	速度落ちていない	(15)逮捕中、(16)		[9]		×	
	Y	停止寸前	(15)公判				○	
衝突後のY車の移動距離	検察	10m以上	(20) (14)	[1]	[10]		×	
		2m以上	(19)		[10]	(21)	○	
	衝突の順序	検察	トンネル内でN車視認した	(10)		[8]		×
Y→K→Nの順を目撃した			(17)		[11][12]		×	
Y		トンネル内でN車見てない	各車の車高・車幅					○
		目撃していない	(18)	[11]	[12]		△	

1) K・Y証言全般について

① K証言全般

K証言には、信用性否定要因 [1] [2] があるため、全体的に信用性が否定される。

② Y証言全般

Y証言には、特に信用性を強化する要因も、逆に否定する要因もない。

③ このため、K証言の信用性は一般に低い。

2) K車が第3車線に入ったときのY車との距離

① 検察側主張「30m あった」

その旨のK(4)証言には、信用性否定要因 [3] があるため、信用性は否定される。

② Y主張「4～7m であった」

その旨のY(3)証言には、信用性強化要因 [4] と否定要因 [3] があるため、いずれとも判断できない。

③ 両者を比較すると、②Y証言の方が、①よりも一応信用性が高いといえる。

3) K車が車線変更を終了した時期

① 検察側主張「相当トンネル内に入った後」

その旨のK(5)証言には、信用性否定要因 [5] [6]、その旨のY(7)証言には、信用性否定要因 [6] [7] があるため、いずれも信用性は否定される。

② Y主張「トンネル入り口付近」

K(6)証言は、信用性否定要因 [5]、Y(8)証言には同否定要因 [7] があるため、いずれも信用性は否定される。

③ よって、判定することができない。

4) 衝突前のY車速度

① 検察側主張「速度は落ちていない」

Y(15)逮捕中証言（ブレーキがきかなくうちに衝突）、K(16)証言には、信用性否定要因 [9] があるため、信用性は否定される。

② Y主張「停止寸前」

Y(15)公判証言（ブレーキをかけた）には、特に信用性を否定する要因もないため、信用できる。

③ よって、Yは停止寸前であったと判断できる。

5) 衝突後のY車の移動距離

① 検察側「10m以上移動した」

Y(20)証言は、信用性否定要因 [10] があるため、信用性が否定される。

② Y主張「2mしか移動していない」

Y(19)証言は、信用性否定要因 [10] があるものの、合理的理由(21)（警察官に聞き入れられなかった）があるため、信用性が認められる。

③ よって、衝突後の距離は2mと判断できた。

6) 衝突の順序

① 検察側主張「(トンネル内でYがN車を視認できたことを前提に) Yが、Y車→K車→N車の順で衝突したのを目撃した」

トンネル内でN車を視認した旨のY(10)証言には信用性否定要因 [8] があり、また衝突を目撃した旨のY(17)証言にも同要因 [11] [12] が存在するため、信用性は否定された。

② Y主張「トンネル内でもN車を視認していないし、衝突も目撃していない」

a)トンネル内での視認は、各車の車高・車幅から、不可能であることが判断できた。

b)衝突に関するY(18)証言は、信用性強化要因 [11] と、同否定要因 [12] があるため、いずれとも判断できない。

③ このため、①と比較すると②の方が、信用性が高いと判断された。

7) まとめ

以上より、全体としてY主張の方が信用性が高く、K車の急な割り込みにより、K車がN車に追突し、次にY車がK車に追突したものと判断できた。

5-3-3 判決が認定した事実・証拠に基づく VTA-B の作成

裁判所が認定した事実に基づく VTA-B は Figure 5-3 のとおりである。

また、判決が示した、証言の真偽判断に影響する要因は Table 5-3 のとおりである。

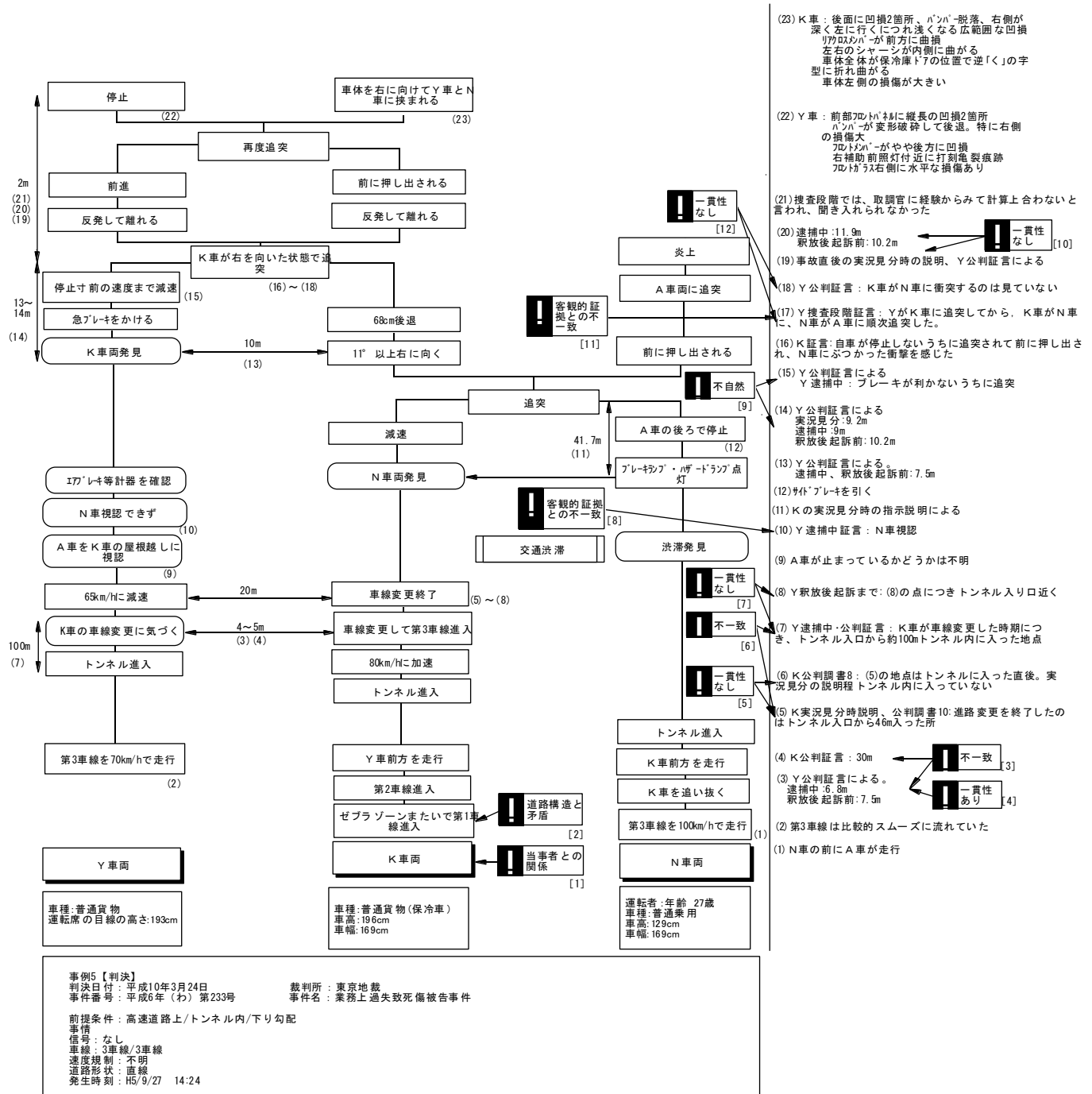


Figure 5-3 VTA-B・判決判断結果

Table 5-3 判決が判断に用いた要素

要因の番号	判決が判断するのに用いた要素	関係する証言等	具体的内容 ※()内の番号は、VT右側欄外の証言／状況に付した番号
[1]	当事者との関係	Kの立場	Kは、Yの責任次第では、自分が事故の責任を問われる立場にあり、自己に有利な証言をする可能性がある点、指摘した。
[2]	物証と証言との整合性	道路構造とK証言	Kの証言した道路構造が実際のもので異なっており、これがYの証言の信用性に影響を及ぼす旨指摘した。
[3]	目撃者証言と当事者証言との一致	(3)(4)証言	KがY車を追い越すときの車間距離につき、30m あった旨とするK(3)証言と、4～7.5m であったとするY(4)証言とは矛盾する旨指摘した。
[4]	当事者証言の一貫性	(4)証言	K車がY車の前に入ったときの車間距離に関するY(4)証言は、一応一貫している旨指摘した。
[5]	証言の一貫性なし	(5)(6)証言	Kが車線変更を終了した位置につき、K(5)証言と(6)証言が一貫しない旨指摘した。
[6]	目撃証言と当事者証言の不一致	(6)(7)証言	Kが車線変更を終了した位置につき、K(6)証言と、Y(7)証言とは一致しない旨指摘した。
[7]	当事者証言の一貫性なし	(7)(8)証言	Kが車線変更を終了した地点につき、Y(7)証言と、Y(8)証言とで一貫性がない旨指摘した。
[8]	物証と証言との整合性なし	(10)証言と各車両の車幅、車高	衝突前、N車を視認した旨のY(10)証言が、Y車の運転席の目線の高さや、K車・N車の車幅・車高に照らすと視認は不可能であり、客観的状況に反する旨指摘した。
[9]	当事者証言の内容が不自然	(14)(15)証言	Yは、急ブレーキをかけてから、K車に追突するまで少なくとも9m 走行した((14)証言)以上、ブレーキがきかないうちに追突した((15)証言)というのは不自然である旨指摘した。
[10]	当事者証言の一貫性がない	(19)(20)証言	K車に追突後のY車の移動距離につき、Y(19)証言と(20)証言とで一貫性を欠く旨指摘した。
[11]	物証と証言内容との整合性がない	(17)証言と各車両の車幅、車高	[8]のとおり、YがN車を視認することは不可能だった以上、Y車→K車、K車→N車、N車→A車という追突状況をYが視認した((17))ということもありえないと判断した。
[12]	当事者証言の一貫性がない	(17)(18)証言	Y(17)証言と(18)証言とは一貫性がない旨指摘した。

5-3-4 判決の判断結果の整理

争点ごとの判決の判断結果を Table 5-4 に示す。

Table 5-4 判決の判断結果

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	判定	
	主張者	主張内容						
全般	K	全般	全般		[1][2]		×	
	Y	全般	全般				○	
K車が第3車線に入った時のY車との距離	検察	30m	(4)		[3]		×	
	Y	4~7m	(3)	[4]	[3]		○	
K車の車線変更終了時期	検察	相当トンネル内に入った所	① (5)		[5][6]		×	
			② (7)		[6][7]		×	
	Y	トンネル入口付近	① (6)		[5]		○	
			② (8)		[7]		○	
衝突前のY車の速度	検察	速度落ちていない	(15)逮捕中、(16)		[9]		×	
	Y	停止寸前	(15)公判				○	
衝突後のY車の移動距離	検察	10m以上	(20)		[10]		×	
		2m以上	(19)		[10]	(21)	○	
衝突の順序	検察	トンネル内でN車視認した	(10)		[8]		×	
		Y→K→Nの順を目撃した	(17)		[11][12]		×	
	Y	トンネル内でN車見てない	各車の車高・車幅					○
		目撃していない	(18)	[11]	[12]		○	

1) K・Y証言全般について

① K証言

チェックリスト適用結果と同じである。

2) K車が第3車線に入ったときのY車との距離

① 検察側「30mあった」

チェックリスト適用結果と同じである。

② Y主張「4～7mであった」

Y(3)証言には、信用性強化要因 [4] と否定要因 [3] があるが、鑑定により信用性ありとした。この点は、チェックリスト適用結果と異なる。

③ よって、②Y主張を認めた。

3) K車が車線変更を終了した時期

① 検察側主張「相当トンネル内に入った時期」

チェックリスト適用結果と同じである。

② Y主張「トンネル入り口付近である」

K(6)証言は、信用性否定要因 [5]、Y(8)証言には同否定要因 [7] があるが、鑑定結果により、結果的に信用できるとした。この点は、チェックリスト適用結果と異なる。

③ よって、②Y主張を認めた。

4) 衝突前のY車速度

① 検察側主張「速度は落ちていない」

チェックリスト適用結果と同じである。

② Y主張「停止寸前」

チェックリスト適用結果と同じである。

③ よって、②Y主張を認めた。

5) 衝突後のY車の移動距離

① 検察側主張「10m以上移動した」

チェックリスト適用結果と同じである。

② Y主張「2mしか移動していない」

チェックリスト適用結果と同じである。

③ よって、②Y主張を認めた。

6) 衝突の順序

① 検察側主張「トンネル内でYがN車を視認できたことを前提に、Yが、Y車→K車→N車の順で衝突したのを目撃した」

チェックリスト適用結果と同じである。

② Y主張「トンネル内でもN車を視認していないし、衝突も目撃していない」

a) トンネル内での視認については、チェックリスト適用結果と同じである。

b) Y(18)証言は、信用性強化要因 [11] と、同否定要因 [12] があるが、判決は信用

性を肯定した。この点はチェックリスト適用結果と異なる。

③ ②のY主張を認めた。

7) まとめ

判決は、全体としてY証言の方が信用性が高い反面、K証言の信用性が低いと評価し、チェックリスト適用結果同様、K車の急な割り込みにより、K車がN車に追突し、次にY車がK車に追突したものと判断し、全体的な結論としては一致した。

ただし、争点によって、考慮した要因は同じだが、判決は鑑定結果を用いて異なる結論を導いた争点、信用性強化要因と否定要因双方があるが判決は信用性ありと判断した争点があった。

6 事例 7・大阪地方裁判所 平成 5 年 1 月 29 日判決(交通事故民事裁判例集 15 卷 6 号 1577-1589)

6-1 事故の概要

高速道路上を、X車（大型トレーラー）、Y車（普通貨物自動車）、I車（普通貨物自動車）が走行しており、X車は第 2 車線、I車は第 3 車線を走行していた（Y車が走行していた車線には争いがある）。

高速出口付近でY車がX車に追突し、X車が第 3 車線に押し出されて、同車線を走行していた I 車にさらに追突された。

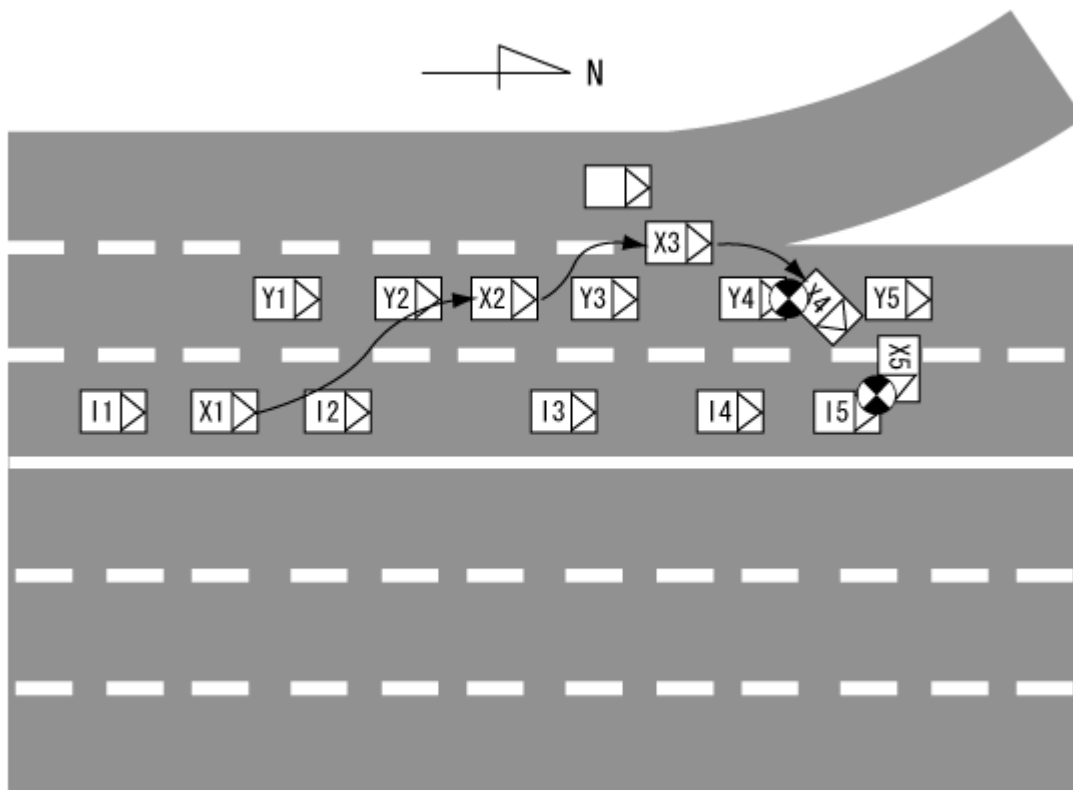


Figure 6-1 事例 7 の事故概要図

6-2 裁判の内容

原告（反訴被告）：X車運転手，X車の使用会社

被告（反訴原告）：Y車の使用会社

原告と被告が、お互いに相手に対し、本件事故によって発生した損害（車両を使用できなかったことによって発生した運送委託費用等）を請求した事件。

争点：本件事故は、X車とY車いずれの過失によって発生したか

6-2-1 当事者の主張

原告（X車側）：X車は第2車線を車線変更せずに走行し、進路前方が渋滞していたため減速して走行していたところ、その後方を走行していたY車が、前方車両の動静を注視しないで減速しなかったため、追突した。

被告（Y車側）：Y車が第2車線を走行していたところ、第3車線を走行中のX車が突然左にハンドルを切って第2車線に車線変更し、Y車の直前に入り込み急停止したため、Y車運転手は急ブレーキをかけたが及ばず、追突した。

6-2-2 判決

原告（X車側）の請求を棄却。

被告（Y車側）の請求を認める。

（理由）第3車線からY車を追い越すや否やY車前方に進入してきたX車との衝突は、Y車が大型トレーラーであることに照らして不可避である。

本件事故は、Xの一方的過失によって惹起されたものである。

6-3 チェックリストによる事実関係の判定

6-3-1 敗訴側の主張・証拠に基づく VTA-A の作成

検察の主張した事実に基づき VTA-A を作成し、チェックリスト該当箇所にシンボルを記載し、[n] で番号をつけた (Figure 6-2)。

チェックリスト該当箇所に記載した [n] の内容は Table 6-1 のとおりである。

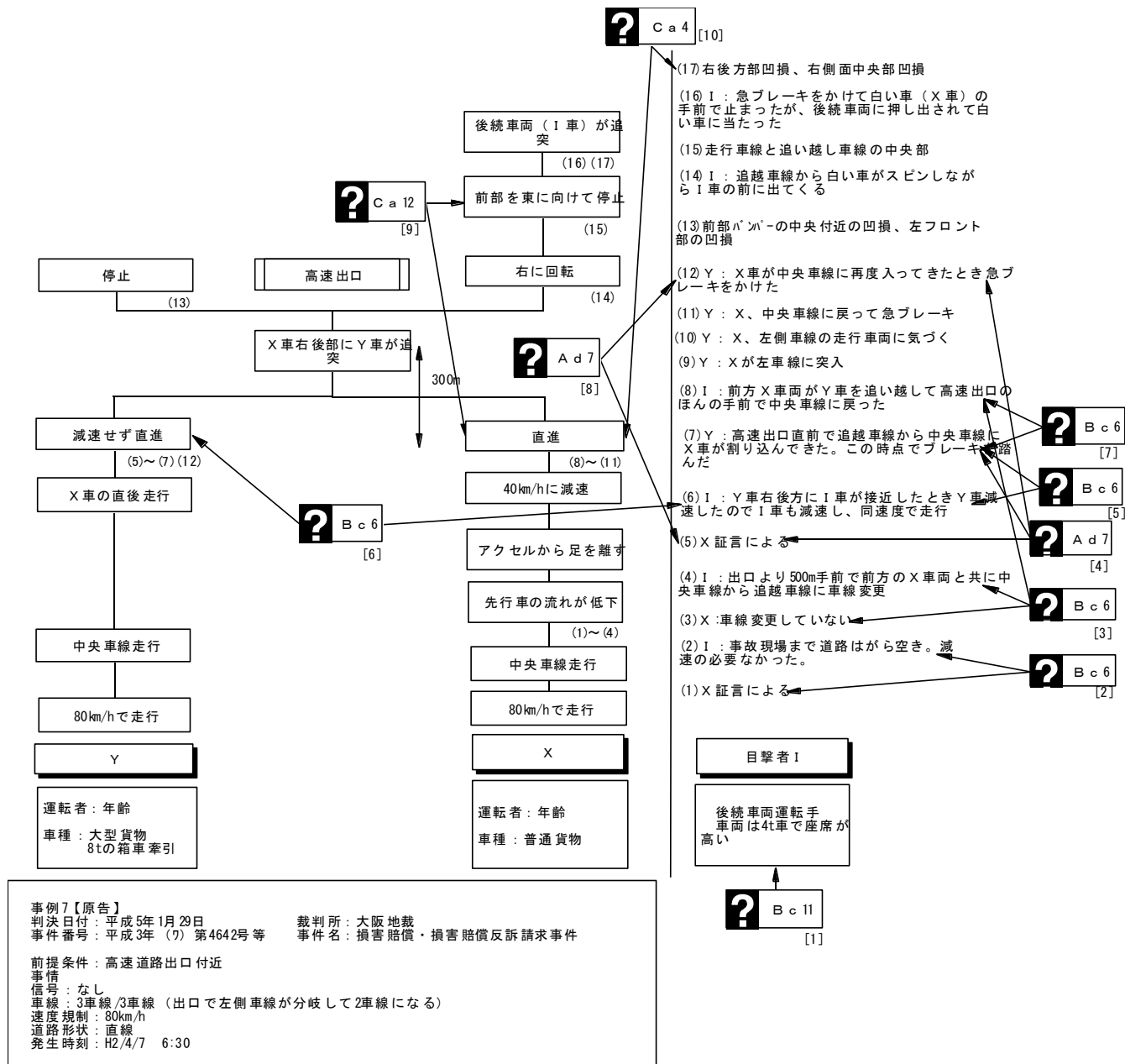


Figure 6-2 事例 7・敗訴側主張に基づく VT にチェックリストを適用した結果

Table 6-1 証言とチェックリスト適用結果

シンボルの番号	チェックリスト該当の項目番号と項目名	関係する証言等	具体的内容
[1]	Bc11 目撃者と当事者との関係	目撃者は当事者の後続車の運転者	目撃者Iは、XYらの後続車の運転者で、同人らと面識もなく、いずれかに有利な証言をする可能性は低い立場にある。
[2]	Bc6 目撃者証言と当事者証言との一致	X(1)・I(2)証言	Xの減速の必要性につき、X(1)証言では先行車の流れが低下して減速の必要があったとなっているが、I(2)証言では、事故現場まではがら空きで、減速の必要はなかったとなっており、一致しない。
[3]	Bc6 同上	X(3)・I(4)証言	Xの車線変更の有無につき、X(3)証言では車線変更はなかったというが、I(4)証言では、高速出口 500m 手前で、X車とともに追い越し車線へ車線変更した旨述べており、一致しない。
[4]	Ad7 当事者証言相互の一致	X(5)・Y(7)証言	Y車の走行状態につき、X(5)証言では減速せず直進していたとなっているが、Y(7)証言ではX車が割り込んできたのでブレーキを踏んだ旨証言しており、一致しない。
[5]	Bc6 目撃者証言と当事者証言との一致	Y(7)・I(6)証言	同様にY車の走行状態につき、上記Y(7)証言と、Y車が減速したというI(6)証言とが一致する。
[6]	Bc6 同上	I(6)・X(5)証言	同様にY車の走行状態につき、上記I(6)証言と上記X(5)証言とが一致しない。
[7]	Bc6 同上	Y(7)・I(8)証言	X車の動きにつき、追い越し車線から中央車線へ割り込んできたとするY(7)証言と、X車がY車を追い越して中央車線に戻ったとするI(8)証言とは一致した。
[8]	Ad7 当事者証言相互の一致	X(5)・Y(12)証言	上記X(5)証言と、X車が中央車線に入ってきたときに急ブレーキをかけたというY(12)証言とは一致しない。
[9]	Ca12 物証と証言との整合性	直進とのX証言と車両の停止状況	Xは直進していたという同人主張と、X車が停止したときは前部を東に向けていたという停止時の状況とは整合しない。
[10]	Ca4 車体の損傷と証言との整合性	直進とのX証言と損傷状態	上記[9]のX主張と、同車の損傷が右側に集中しているという損傷状態(17)とは整合しない。

6-3-2 主張が事実と合致しているかの判定

これに基づき、各争点に関する主張が事実と合致するか判定した (Table 6-2)。

Table 6-2 事例7・争点、証拠、証拠に影響する要因一覧表

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	判定
	主張者	主張内容					
Xの減速	X	全般	(1)		[2]		×
			(2)	[1]			
Xの走行状態	X	割り込みなし (中央車線走行)	(3)		[3]		×
			(4)(8)(15)(17)	[1][10][11]			
K車の車線変更終了時期	Y	第3車線から第2車線に割り込み	① (4)	[1]	[3]		△
			② (7)(8)	[1][7]	[4]		△
	Y	第1車線に進入し第2車線に戻る	① (9)~(12)	[9][10]	[8]		△
			② (15)(17)	[9][10]			○
Yの走行状態	X	減速せず直進	(5)		[4][6][8]		×
			(6)(7)(12)	[1]			
	Y	X車見て減速	(6)(7)(12)	[1][5]	[6]		△

1) X車の減速の有無

X主張「先行車の流れが低下したため減速した」

積極証拠(1)があるが、信用性否定要因 [2]、道路は空いていたとする I (2)証言 (消極証拠)、その信用性強化要因 [1] があるため、信用性は否定された。

2) Xの走行状態

① X主張「中央線を走行していた」

X (3)証言 (積極証拠) には信用性否定要因 [3] があり、さらにX車の追い越しを目撃した I (4)(8)証言、停車時のX車両の向き及び損傷状態と当該主張との不整合(15)(17)、および、それらの信用性強化要因 [1] [10] [11] があるため、信用性は否定された。

② Y主張「Xが追い越し車線から中央車線へ割り込んだ」

a) 前提として、X車とともに中央車線から追い越し車線へ車線変更したという I (4)証言には、信用性強化要因 [1] があるが同否定要因 [3] もあるため、信用性について判

定できなかった。

b) X車の追越し車線から中央車線への割り込みについて、積極証拠(7)(8)とその信用性強化要因 [1] [7] があるが、同否定要因 [4] もあるため、判定できなかった。

c) 中央車線に割り込んだX車がさらに左車線に進入した後再び中央車線に戻ったとの主張につき、Y(9)～(12)証言とその信用性強化要因 [9] [10] はあるが、その信用性否定要因 [8] があることから、判定できなかった。

d) この点に関する積極証拠(15) (停止位置)、(17) (車体の損傷部位) には同強化要因 [9] [10] のみがあり、信用性が肯定された。

③ よって、① X主張の信用性が否定されることとの対比上、② Y主張の方が一応信用性が高いといえる。

3) Y車の走行状態

① X主張「減速せず直進していた」

積極証拠(5)はあるが、信用性否定要因 [4] [6] [8] があり、Y車が減速あるいは急ブレーキをかけたという消極証拠(6)(7)(12)とその同強化要因 [1] があることから、信用性は否定された。

② Y主張「X車を見て減速した」

積極証拠(6)(7)(12)とその信用性強化要因 [1] [5] もあるが、同否定要因 [6] が存在するため、判定できなかった。

③ よって、① X主張の信用性が否定されることとの対比上、② Y主張の方が一応信用できるといえる。

4) まとめ

以上より、各争点において、Y主張の方が一応信用性が高いと判定できるため、Xの割り込みが事故の原因であると判定した。

6-3-3 判決が認定した事実・証拠に基づく VTA-B の作成

裁判所が認定した事実に基づく VTA-B は Figure 6-3 のとおりである。

また、判決が示した、証言の真偽判断に影響する要因は Table 6-3 のとおりである。

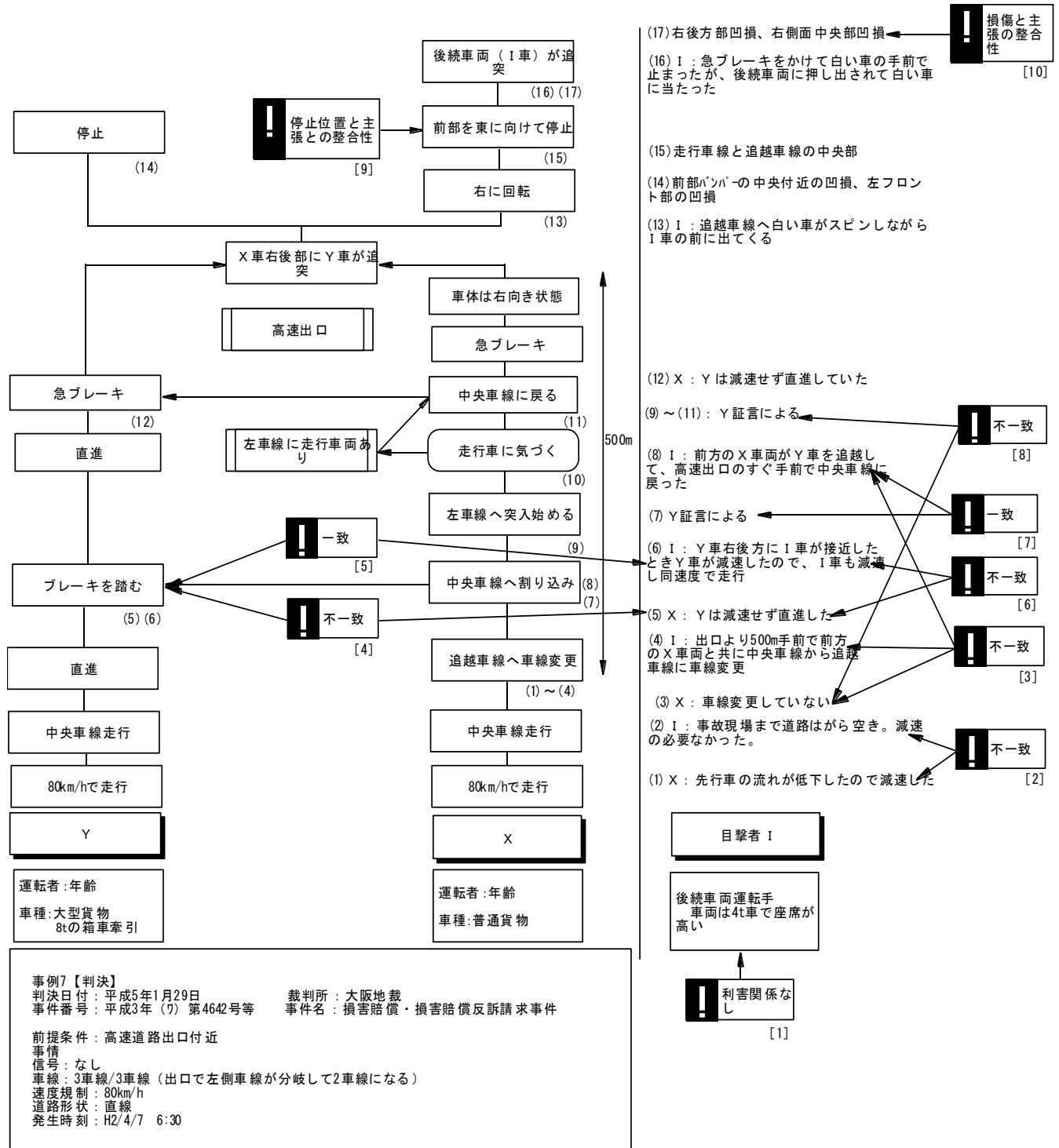


Figure 6-3 VTA-B・判決判断結果

Table 6-3 判決が判断に用いた要素

要因の番号	判決が判断するのに用いた要素	関係する証言等	具体的内容 ※()内の番号は、VT右側欄外の証言／状況に付した番号
[1]	目撃者と当事者との関係	目撃者は当事者の後続車の運転者	チェックリスト適用結果同様、目撃者Iは、XYらいずれとも利害関係がなく、同人証言は信用性が高い旨判断した。
[2]	目撃者証言と当事者証言との一致	X(1)・I(2)証言	上記適用結果同様、Xの減速の必要性につきX(1)証言とI(2)証言とが一致しない点指摘した。
[3]	同上	X(3)・I(4)証言	上記同様、Xの車線変更の有無につき、X(3)証言とI(4)証言とが一致しない点指摘した。
[4]	当事者証言相互の一致	X(5)・Y(7)証言	上記同様、Y車の走行状態につき、X(5)証言とY(7)証言とが一致しない点指摘した。
[5]	目撃者証言と当事者証言との一致	Y(7)・I(6)証言	同様にY車の走行状態につき、上記Y(7)証言とI(6)証言とは一致する点指摘した。
[6]	同上	I(6)・X(5)証言	同様にY車の走行状態につき、上記I(6)証言と上記X(5)証言とが一致しない点指摘した。
[7]	同上	Y(7)・I(8)証言	上記適用結果同様、X車の動きにつき、Y(7)証言とI(8)証言とが一致した旨指摘した。
[8]	当事者証言相互の一致	X(5)・Y(12)証言	上記適用結果同様、X(5)証言とY(12)証言とは一致しない点指摘した。
[9]	物証と証言との整合性	直進とのX証言と車両の停止状況	上記適用結果同様、直進していたというX主張と、X車が停止したときは前部を東に向けていたという停止時の状況とは整合しない点指摘した。
[10]	車体の損傷と証言との整合性	直進とのX証言と損傷状態	上記適用結果同様、[9]のX主張と、車両の損傷状態(17)とは整合しない点指摘した。

6-3-4 判決の判断結果の整理

争点ごとの判決の判断結果を Table 6-4 に示す。

Table 6-4 判決の判断結果

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	判定	
	主張者	主張内容						
Xの減速	X	全般	(1)		[2]		×	
			(2)	[1]				
Xの走行状態	X	割込みなし (中央車線走行)	(3)		[3]		×	
			(4)(8)(15)(17)	[1][10][11]				
K車の車線変更終了時期	Y	第3車線から第2車線に割り込み	① (4)	[1]	[3]		○	
			② (7)(8)	[1][7]	[4]		○	
	Y	第1車線に進入し第2車線に戻る	① (9)~(12)	[9][10]	[8]		○	
			② (15)(17)	[9][10]			○	
	Yの走行状態	X	減速せず直進	(5)		[4][6][8]		×
				(6)(7)(12)	[1]			
Yの走行状態	Y	X車見て減速	(6)(7)(12)	[1][5]	[6]		○	

1) X車の減速の有無

チェックリスト適用結果と同じである。

2) Xの走行状態

① X主張「中央線を走行していた」

チェックリスト適用結果と同じである。

② Y主張「Xが追い越し車線から中央車線へ割り込んだ」

a) X車とともに中央車線から追い越し車線へ車線変更したという I (4)証言には、信用性強化要因 [1]、同否定要因 [3] 双方あるが、判決は信用性を肯定した。

b) X車の追い越し車線から中央車線への割り込みについて、積極証拠(7)(8)、信用性強化要因 [1] [7] と同否定要因 [4] があるが、信用性を肯定した。

c) 中央車線に割り込んだX車がさらに左車線に進入した後再び中央車線に戻ったとの主張につき、Y(9)~(12)証言とその信用性強化要因 [9] [10]、同否定要因 [8] 双方があ

るが、信用性を肯定した。

d) 積極証拠(15)(17)には同強化要因 [9] [10] があり、信用性を肯定した点は、チェックリスト適用結果と同じである。

③ よって、②Y主張の信用性を積極的に肯定した。②Y主張の方が一応信用性が高いという判定結果となったチェックリストとは異なる。

3) Y車の走行状態について

① X主張「減速せず直進していた」
チェックリスト適用結果と同じである。

② Y主張「X車を見て減速した」
積極証拠(6)(7)(12)及びその信用性強化要因 [1] [5] と、同否定要因 [6] 双方があるが、信用できると判断した。

③ よって、②Y主張の信用性を積極的に肯定した。この点、①X主張の信用性が否定されることとの対比上、②Y主張の方が一応信用性が高いと判断したチェックリスト適用結果と異なる。

4) まとめ

以上より、判決は、全体的にY争点の信用性が肯定でき、Xの割り込みが事故の原因であると判断した。この点、チェックリスト適用結果と同じである。

ただ、争点によって、考慮した要因はいずれも同じであり、信用性強化要因・否定要因いずれもあるが、判決は積極的に判断を下した点異なる争点があった。

7 事例 8・東京地方裁判所 平成 4 年 5 月 15 日判決(交通事故民事裁判例集 25 卷 3 号 595-602)

7-1 事故の概要

Y 運転の普通貨物自動車(トラック)が乙路を進行して、交差点に進入し、その右方道路(甲路)から本件交差点に進入した X 運転の原動機付自転車(バイク)と出会い頭に衝突し、X が頭部外傷、頭蓋骨骨折等の傷害を負った。

交差点の見通しは、道路脇に植え込みがあったことから悪かった。

事案の概要を図 4-6-9-1-1 に示す。

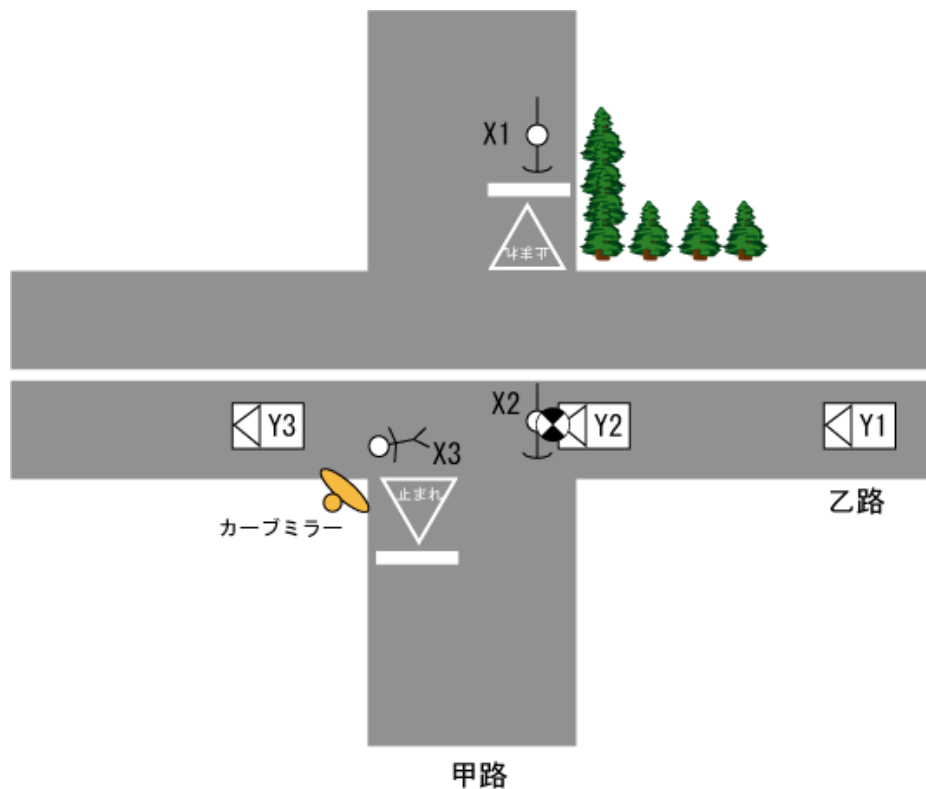


Figure 7-1 事例 8 の事故概要図

7-2 裁判の内容

原告：X 被告：Y

XがYに対し、負傷したことによって生じた損害賠償を請求した。

争点：① Xが交差点に進入する際の一時停止の有無、及び、交差点への進入速度

Xの安全確認の有無

② Yの安全確認が十分だったか否か

7-2-1 当事者の主張

X：① Xは交差点に進入する際、一時停止し、約5km/hで進入した。十分安全確認を行った。

② Yは、乙路上の歩行者に気をとられ、甲路の安全を確認しなかった。

Y：① Xは一時停止することなく、高速のまま交差点に進入した。安全確認していない。

② Yが交差点に進入する際、ミラーで甲路を確認した。このときX車両は写っていなかった。

7-2-2 判決

原告の請求認容。ただし、過失割合は、X：Y＝55:45。

理由：① Xは、一時停止あるいは少なくとも減速はした。

しかし、ミラーによる乙路の確認も、交差点進入の際の安全確認も怠った。

② Yは、交差点に進入するに当たり、ミラーによる甲路の安全確認を怠った。

さらに、交差点に進入する際の甲路の安全確認も怠った。

7-3 チェックリストによる事実関係の判定

7-3-1 敗訴側の主張・証拠に基づく VTA-A の作成

検察の主張した事実に基づき VTA-A を作成し、チェックリスト該当箇所にシンボルを記載し、[n] で番号をつけた (Figure 7-2)。

チェックリスト該当箇所に記載した [n] の内容は Table 7-1 のとおりである。

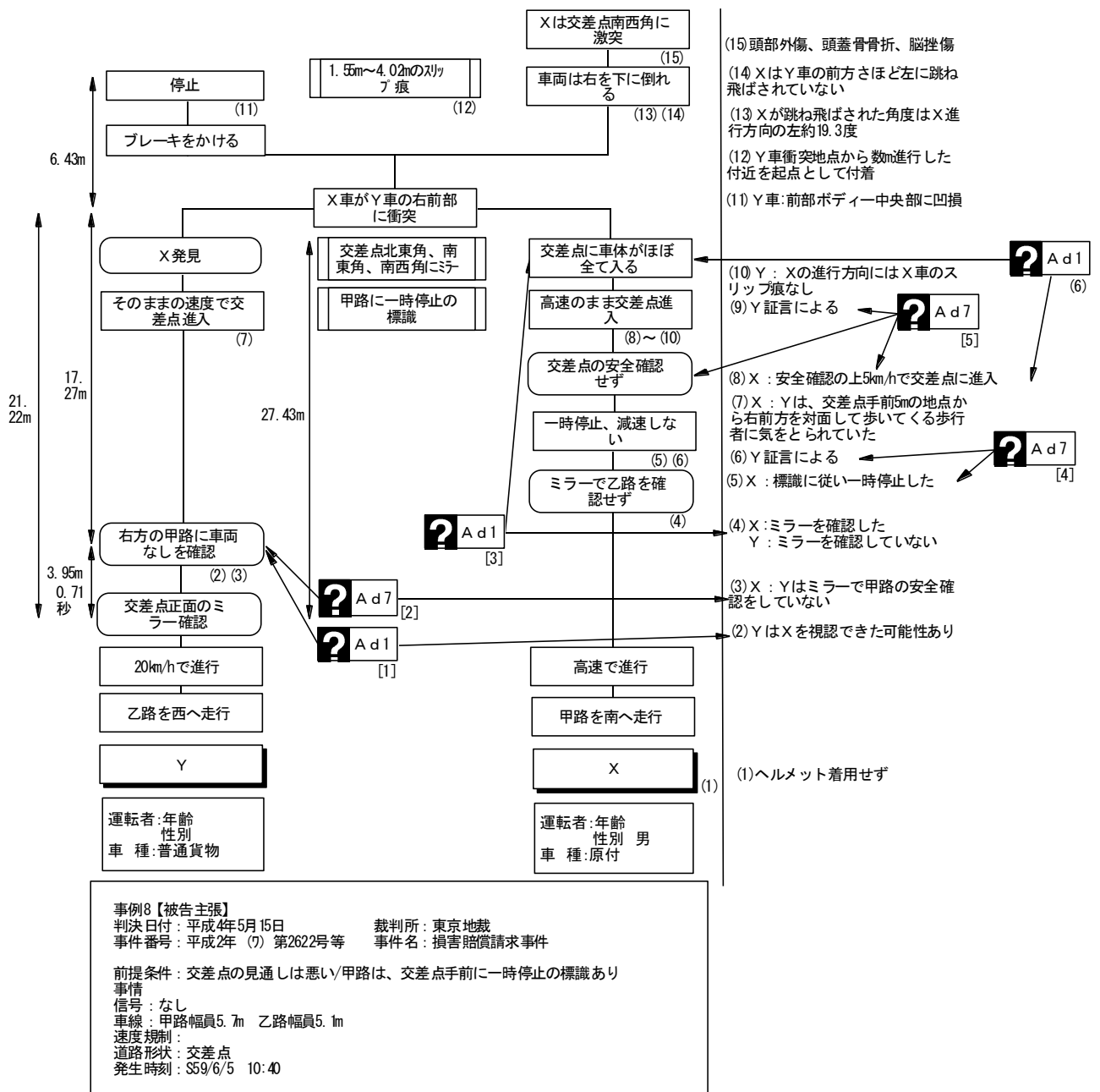


Figure 7-2 事例8・敗訴側主張に基づくVTにチェックリストを適用した結果

Table 7-1 証言とチェックリスト適用結果

シンボルの番号	チェックリスト該当の項目番号と項目名	関係する証言等	具体的内容
[1]	Ad1 証言内容の不自然性	Yがミラーで確認した旨の証言と(2)の状況	Yが交差点に進入する前、ミラーで甲路(X車が走行している道路)に車両がないことを確認したと主張するが、X車の位置からして、視認したはずであり(2)、不自然である。
[2]	Ad7 当事者証言相互の一致	Yのミラーで確認した旨の証言とX(3)証言	[1]の点につき、Yのその旨の証言に対し、XはYはミラーで甲路の確認をしていない旨の(3)証言をしており、一致しない。
[3]	Ad1 当事者証言の不自然性	X(4)証言(Xの交差点への進入状況との関係)	Xが交差点に進入する前、Xはミラーを確認したと証言する(X(4)証言)が、事故当時交差点に車体のほぼ全体が入るまでに進行していたことからすると、確認したというのは不自然であり、確認を行っていないとするY(4)証言の方が自然である。
[4]	Ad7 当事者証言相互の一致	(5)(6)証言	Xが交差点に進入する前、Xは、標識に従い一時停止した旨の(5)証言をしているが、Yは一時停止も減速もしていない旨の(6)証言をしており、一致しない。
[5]	Ad7 同上	(8)(9)証言	Xが交差点に進入する際、Xは、安全確認の上5km/hで交差点に進入した旨証言する((8)証言)が、Yは安全確認せず、高速のまま進入した旨証言しており((9)証言)、一致しない。
[6]	Ad1 当事者証言の不自然性	(8)証言(X車の交差点への進入状況との関係)	事故当時、X車両の車体がほぼ全て交差点に入っていたということからすると、Xの上記(8)証言は不自然である。

7-3-2 主張が事実と合致しているかの判定

これに基づき、各争点に関する主張が事実と合致するか判定した (Table 7-2)。

Table 7-2 事例 8・争点、証拠、証拠に影響する要因一覧表

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	判定
	主張者	主張内容					
Yの安全確認	X	ミラー確認してない	(3)		[2]		×
		交差点進入時に安全確認してない	(7)				○
	Y	ミラー確認した	(2)		[1][2]		×
		交差点進入時に安全確認した					△
Xの安全確認	X	ミラー確認した	(4)X		[3]		×
		一時停止した	(5)		[4]		×
		交差点進入時に安全確認した	(8)		[5]		×
		交差点進入時の速度は5km/h	(8)		[5][6]		×
	Y	ミラー確認してない	(4)Y				○
		一時停止してない	(6)				○
		交差点進入時に安全確認してない	(9)		[5]		×
		交差点進入時の速度は高速	(9) (10)		[5]		×

1) 交差点進入時のYの安全確認

① Yによるミラーの確認

a) X主張「Yがミラーを確認しなかった」

積極証拠(3)はあるが、信用性否定要因 [2] があるため、信用性は否定された。

b) Y主張「ミラーを確認した」

積極証拠(2) はあるが、信用性否定要因 [1] [2] があるため信用性は否定された。

c) このため、信用性はいずれも否定された。

② 交差点進入時の安全確認について

a) X主張「安全確認をしなかった」

積極証拠(7)があるため、信用性が肯定できた。

- b) Y主張「安全確認をした」
いずれの証拠、要因ともないので、判定できない。
- c) よって、相対的にX主張の信用性が肯定できた。

2) 交差点進入時のXの安全確認

① Xによるミラー確認について

- a) X主張「確認した」
積極証拠X(4)証言に対し、信用性否定要因 [3] があるため信用性は否定された。
- b) Y主張「確認していない」
積極証拠Y(4)証言があり、信用性否定要因がないので、信用性が認められた。
- c) よって、Y主張の信用性が肯定できた。

② Xの一時停止の有無について

- a) X主張「一時停止した」
積極証拠(5)はあるが、信用性否定要因 [4] があるため信用性は否定された。
- b) Y主張「一時停止していない」
積極証拠(6)があり、信用性を否定する要因がないため、信用性が肯定できた。
- c) よって、Y主張の信用性が肯定できた。

③ 交差点進入時の安全確認について

- a) X主張「安全確認した」
積極証拠(8)はあるが、信用性否定要因 [5] があるため、信用性は否定された。
- b) Y主張「Xは安全確認を行っていない」
積極証拠(9)はあるが、信用性否定要因 [5] があるため、信用性は否定された。
- c) よって、いずれの信用性も否定された。

④ 交差点進入時の速度について

- a) X主張「5km/h で進入した」
積極証拠(8)はあるが、信用性否定要因 [5] [6] があるため信用性は否定された。
- b) Y主張「高速で進入した」
積極証拠(9)はあるが、信用性否定要因 [5] 及び消極証拠(10) (X車進行方向に同車のスリップ痕がない) があるため、信用性は否定された。
- c) よって、いずれも信用性も否定された。

3) まとめ

以上より、本件交差点進入時、Yは安全確認をしておらず、またXも、ミラーでの安全確認や一時停止をしていないと判定できた。

ただ、Yのミラーの確認の有無、Xの交差点進入時の安全確認の有無や双方の進入速度は判定できなかった。

7-3-3 判決が認定した事実・証拠に基づく VTA-B の作成

裁判所が認定した事実に基づく VTA-B は Figure 7-3 のとおりである。

また、判決が示した、証言の真偽判断に影響する要因は Table 7-3 のとおりである。

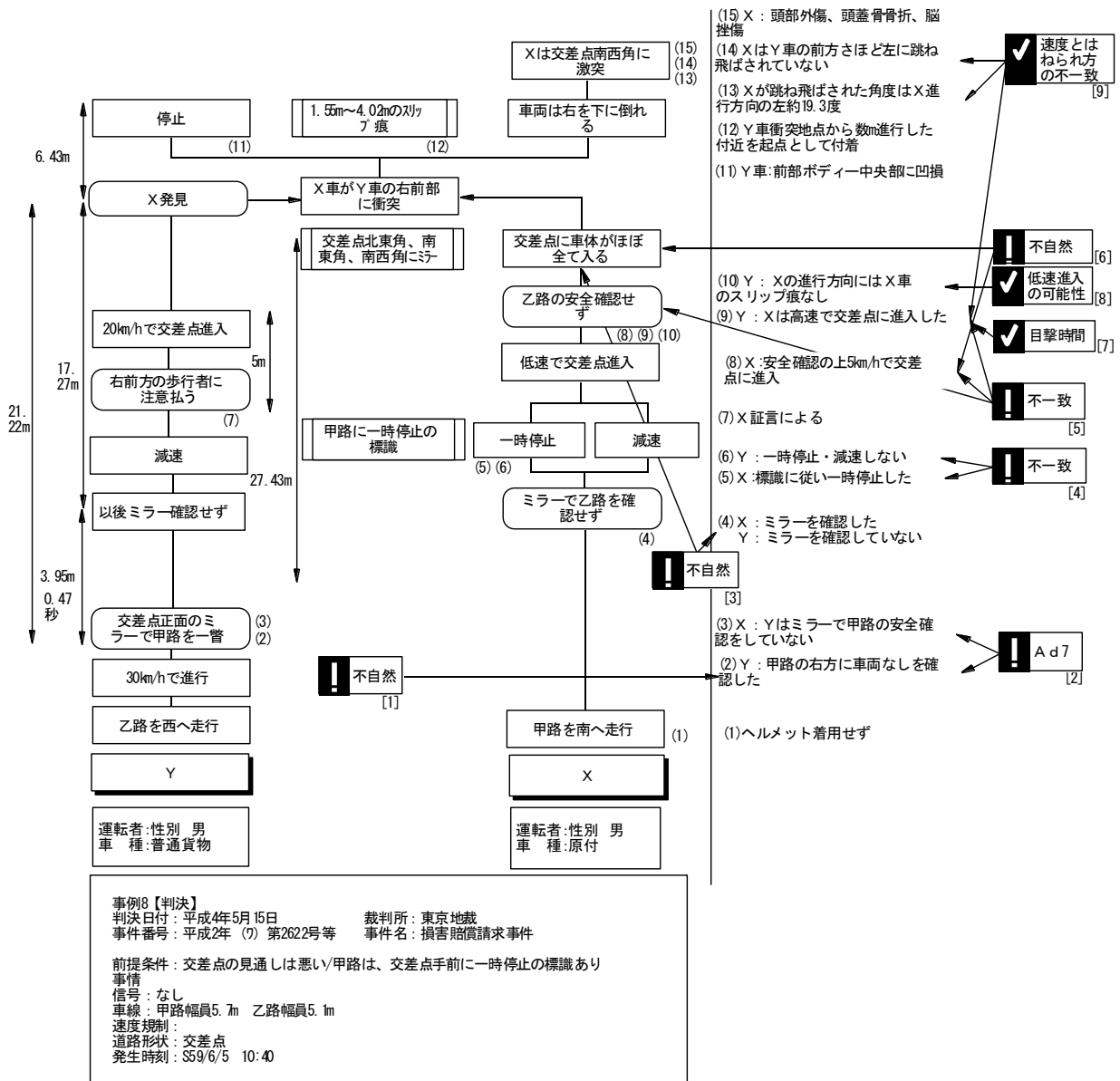


Figure 7-3 VTA-B・判決判断結果

Table 7-3 判決が判断に用いた要素

要因の番号	判決が判断するのに用いた要素	関係する証言等	具体的内容 ※()内の番号は、VT右側欄外の証言/状況に付した番号
[1]	証言内容の不自然性	Yがミラーで確認した旨の証言と(2)の状況	チェックリスト適用結果同様、Yが交差点に進入する前、ミラーで甲路を確認したのであればX車を確認していないのは不自然である旨指摘した。
[2]	当事者証言相互の一致	Yのミラーで確認した旨の証言とX(3)証言	上記結果同様、[1]の点につき、安全を確認したとのY証言に対し、X(3)証言は一致しない旨指摘した。
[3]	当事者証言の不自然性	X(4)証言(Xの交差点への進入状況との関係)	上記結果同様、X(4)証言に対し、X車が、事故当時、交差点に車体のほぼ全体が入っていたことからすると、安全を確認したというのは不自然であり、Y(4)証言の方が自然である旨指摘した。
[4]	当事者証言相互の一致	(5)(6)証言	上記結果同様、Xの一時停止の有無につき、X(5)証言とY(6)証言とが一致しない旨指摘した。
[5]	同上	(8)(9)証言	上記結果同様、Xが交差点に進入する速度につき、X(8)証言とY(9)証言とが一致しない旨指摘した。
[6]	当事者証言の不自然性	(8)証言(X車の交差点への進入状況との関係)	事故当時のX車両の車体の位置からすると、Xの上記(8)証言は不自然である旨指摘した。
[7]	目撃時間	Yの目撃時間	Yが交差点に進入したXを目撃したのは、衝突直前の一瞬の出来事であり、目撃時間は非常に短い。
[8]	低速進入の可能性	スリップ痕なしの理由に関連	Xの進行方向に同車のスリップ痕がないということは、ブレーキをかけなかったということではなく、進入する速度が低かったといえる。
[9]	速度とはねられ方の不一致	(9)証言とはねられ方	Xは高速で交差点に進入したというY(9)証言と、Xが衝突の際、あまり左方向にはね飛ばされていないという状況とは一致しない。高速で進入したなら、もっと左方向に飛ばされるはずである。

7-3-4 判決の判断結果の整理

争点ごとの判決の判断結果を Table 7-4 に示す。

Table 7-4 判決の判断結果

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	判定
	主張者	主張内容					
Yの安全確認	X	ミラー確認してない	(3)		[2]		○
		交差点進入時に安全確認してない	(7)				○
	Y	ミラー確認した	(2)		[1][2]		×
		交差点進入時に安全確認した					×
Xの安全確認	X	ミラー確認した	(4)X		[3]		×
		一時停止した	(5)		[4]		△
		交差点進入時に安全確認した	(8)		[5]		×
		交差点進入時の速度は5km/h	(8)		[5][6]		△
	Y	ミラー確認してない	(4)Y				○
		一時停止してない	(6)				△
		交差点進入時に安全確認してない	(9)		[5]		○
		交差点進入時の速度は高速	(9) (10)		[5][7][9]		×
			[8]				

1) 交差点進入時のYの安全確認

① Yによるミラーの確認について

a) X主張「Yがミラーを確認しなかった」

積極証拠(3)があり、信用性否定要因 [2] があるが、信用性を肯定した。

b) Y主張「ミラーを確認した」

チェックリスト適用結果と同じである。

c) このため、Yはミラーを確認していないと認定した。

② 交差点進入時の安全確認について

a) X主張「安全確認をしなかった」

チェックリスト適用結果と同じである

b) Y主張「安全確認をした」

いずれの証拠、要因ともなく、信用性を否定した。

c) よって、判決は、Yは交差点進入時に安全確認しなかったと認定した。

2) 交差点進入時のXの安全確認

① Xによるミラー確認について

チェックリスト適用結果と同じく、判決はXがミラーを確認したと認定した。

② Xの一時停止の有無について

a) X主張「一時停止した」

積極証拠(5)と信用性否定要因 [4] があるが、いずれが事実かは不明と判断した。

b) Y主張「一時停止していない」

積極証拠(6)はあり、信用性を否定する要因もないがいずれが事実かは不明と判断。

c) よって、Yの一時停止の有無は不明であった。

③ 交差点進入時の安全確認について

a) X主張「安全確認を行った」

チェックリスト適用結果と同じである。

b) Y主張「安全確認を行っていない」

積極証拠(9)と信用性否定要因 [5] があるが、信用性を肯定した。

c) よって、Xは、交差点進入時に安全確認をしなかったと認定した。

④ 交差点進入時の速度について

a) X主張「5km/h で進入した」

積極証拠(8)、信用性否定要因 [5] [6] があり、低速で進入したことは認めたが、5km/h か否かは不明と判断した。

b) Y主張「高速で進入した」

積極証拠(9)はあるが、信用性否定要因 [5] に加え [7] [9] 及び消極証拠(10)とその信用性強化要因 [8] があるため、信用性を否定した。

c) よって、判決は、Xが低速で進入したといことは認めたが、5km/h で走行していたかどうかは不明とした。

3) まとめ

X・Yいずれも、ミラーや交差点進入時の安全確認を行っていないと判断した。ただし、

Xの一時停止の有無、Xの具体的な走行速度は不明とした。

結論的には、XYいずれにも責任があり、過失割合は45:55と判断した。

ただ個別の争点で、いずれも考慮した要因は同じだが判決は真偽不明とした争点、信用性強化要因と否定要因があるが判決は積極的に判断を下した争点、異なる要因を用いた争点(結論は同じ)があった。

8 事例9・仙台高等裁判所 平成7年6月28日判決(判例タイムズ891号219-225)

8-1 事故の概要

X車運転者は、友人Kら3人と連れ立って夜間無灯火のまま自転車を運転し、信号のある交差点で幹線道路をY車進行方向右から左に横断しようとした。最初にKが横断を開始し、2番目にXが横断を始めたところ、Y車(普通乗用車)と出会い頭に衝突し、X車運転者が死亡した。

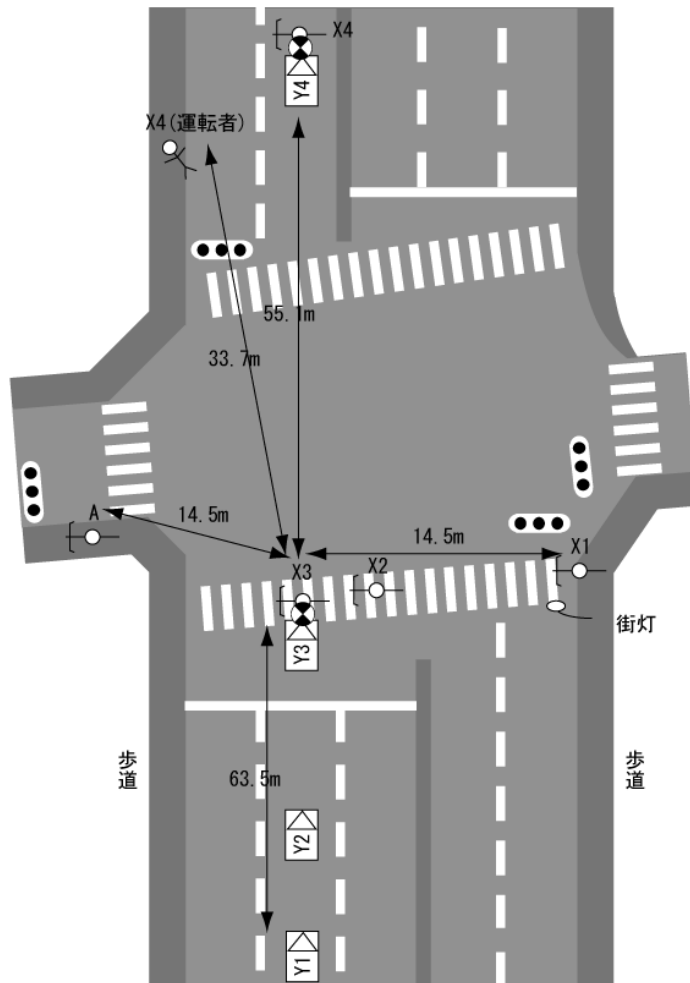


Figure 8-1 事例9の事故概要図

8-2 裁判の内容

原告（反訴被告）：X車運転者遺族 被告（反訴原告）：Y

X車運転者の遺族は、Yに対してX死亡による人身損害の賠償を求め、YはX遺族に対し、車両損害の賠償を求めた。

争点：①X，Yの過失（Yが交差点に進入したときの信号の色、Xが無灯火であったことの評価）

②両者の過失割合

8-2-1 当事者の主張

X遺族：①本件事故は、Yの前方不注視によって発生した（Yは赤信号で交差点に進入した。本件交差点付近は街灯等により明るい状態であり、Xが無灯火であったときは本件事故の原因とはならない）。

②X：Yは20:80。

Y：①本件事故は、Xの信号無視という過失によって発生した（Yは信号が青になってから交差点に進入した。Xは、対面信号が赤であるにもかかわらずそれを無視して、交差点内に無灯火のまま飛び出してきたYと衝突した）。

②X：Yは少なくとも70:30。

8-2-2 判決

第一審判決は、自転車赤色ないし黄色進入、自動車青色進入の出会い頭事故とし、被害者の無灯火が重大な過失として、過失割合をX：Yは70:30とした。

本判決は、信号はY進行方向青としたが、信号の変わり目において、Y車運転者が、現に先行横断車がいたのに前方不注視を怠ったまま高速運転をした過失は重大であり、被害者の無灯火の事故への関与は低いとして、過失相殺の割合を50:50とした。

8-3 チェックリストによる事実関係の判定

8-3-1 敗訴側の主張・証拠に基づく VTA-A の作成

検察の主張した事実に基づき VTA-A を作成し、チェックリスト該当箇所にシンボルを記載し、[n] で番号をつけた (Figure 8-2)。

チェックリスト該当箇所に記載した [n] の内容は Table 8-1 のとおりである。

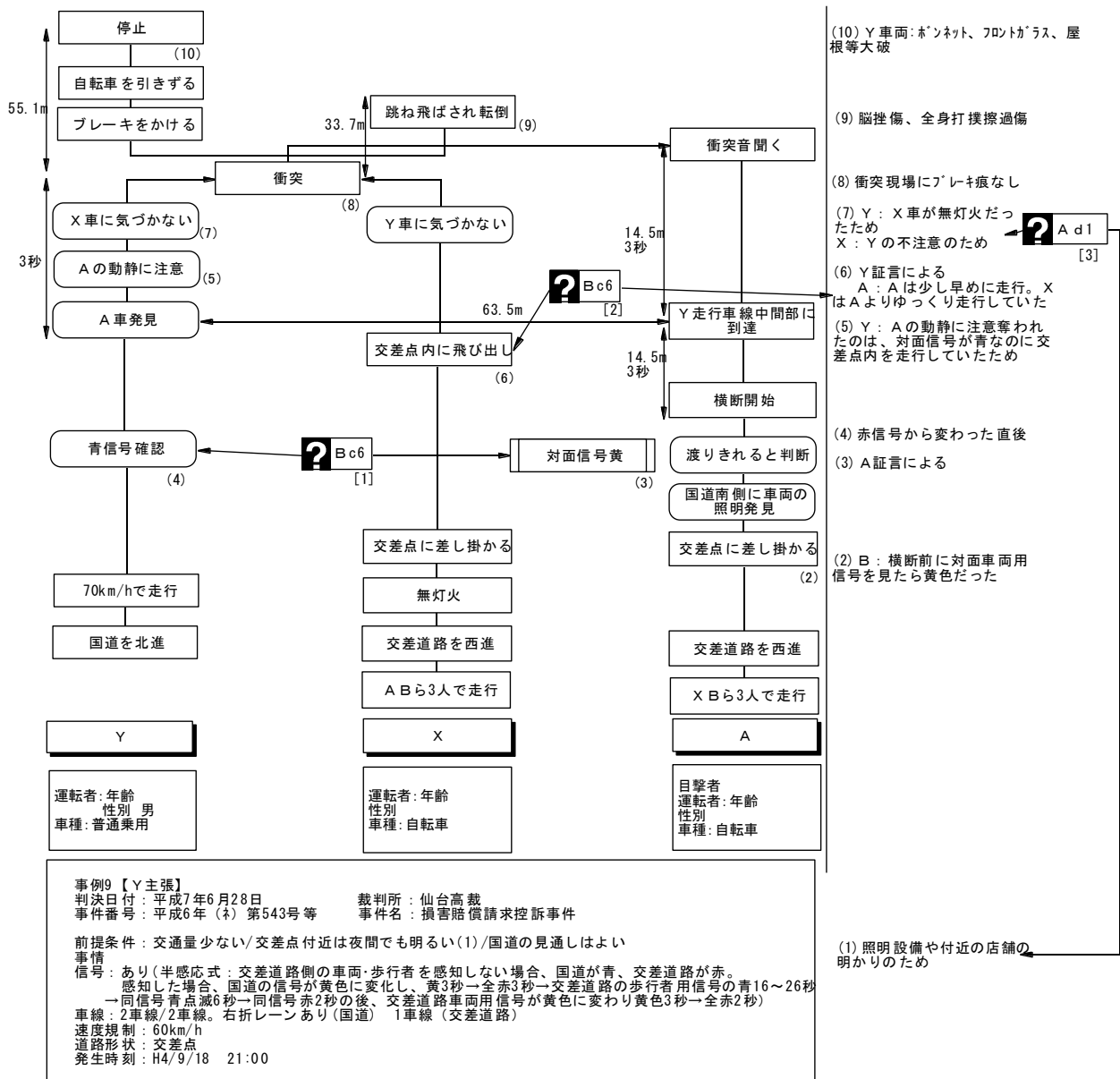


Figure 8-2 事例9・敗訴側主張に基づくVTにチェックリストを適用した結果

Table 8-1 証言とチェックリスト適用結果

シンボルの番号	チェックリスト該当の項目番号と項目名	関係する証言等	具体的内容
[1]	Bc6 目撃者証言と当事者証言との不一致	Y主張(対面信号青)とA(3)証言	交差道路を走行していたYAについて、自分の対面信号が青であったというY主張と、同じく自分の対面信号が黄色であったというA(3)証言とは一致しない。
[2]	Bc6 同上	Y(6)・A(6)証言	Xが交差点内に飛び出したとするY(6)証言と、XはAよりゆっくり走行していたとするA(6)証言とは一致しない。
[3]	Ad1 当事者証言内容の不自然性	Y(7)証言(照明設備との関係)	YがX車の存在に気づくのが遅れた理由につき、YはX車が無灯火だったためとする(Y(7)証言)が、照明設備等のため周囲は明るいことに照らせば((1))、上記Y証言は不自然である。

8-3-2 主張が事実と合致しているかの判定

これに基づき、各争点に関する主張が事実と合致するか判定した (Table 8-2)。

Table 8-2 事例9・争点、証拠、証拠に影響する要因一覧表

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	判定
	主張者	主張内容					
Y交差点進入時のXの対面信号の色	X	黄	① (2)				○
			② (3)		[1]		×
	Y	赤	(5)		[1]		×
Y交差点進入時のYの対面信号の色	X	赤	(2)(3)				○
	Y	青	(5)		[1]		×
Xの交差点への進入状況	X	Aよりゆっくり走行	(6)X証言		[2]		×
	Y	飛び出し	(6)Y証言		[2]		×
YがXに気づけなかった理由	X	不注意	(7)X証言、(8)				○
	Y	Xの無灯火	(7)Y証言 (1)		[3]		×

1) Yが交差点に進入したときの、Xの対面信号の色

① X主張「黄色」

a) 横断前に対面信号を見たときの色が黄色だったとの(2)証言については、信用性を否定する要因もないため信用できると判定した。

b) 横断時も黄色とするA(3)証言には、信用性否定要因 [1] があるため、信用性は否

定された。

② Y主張「赤」

自車線の対面信号が青であった反面、X側の信号は赤というY(5)証言には、信用性否定要因[1]があるため、信用性は否定された。

③ よって、対面信号は①、②の対比上、黄色が信用性が高いと判定した。

2) Yが交差点に進入したときの、Yの対面信号の色

① X主張「赤」

積極証拠(2)(3)証言があることから、信用性ありと判断した。

② Yの、青との主張

赤信号なのにAが横断していたので注意を取られたとの積極証拠(5)証言はあるが、同否定要因[1]があり、信用性は否定された。

③ よって、①X主張が信用できると判断できた。

3) Xの交差点への進入状況

① X主張「Aよりゆっくり走行していた」

(6)A証言はあるが、信用性否定要因[2]があるため、信用性は否定された。

② Y主張「Xが飛び出した」

(6)Y証言はあるが、信用性否定要因[2]があるため、信用性は否定された。

③ よって、いずれが真実とも判断できない。

4) YがXに気づかなかった理由

① X主張「Yの不注意による」

(7)X証言、(8)(衝突場所にブレーキ痕がない)の積極証拠から信用性が認められた。

② Y主「Xの無灯火による」

積極証拠(7)Y証言はあるが、信用性否定要因[3]、消極証拠(1)の照明設備の存在のため、信用性は否定された。

③ よって、①X主張の信用性が肯定された。

5) まとめ

以上より、Yが交差点に進入したときのY側の信号の色は赤、X側は青であり、Yの不注意のためにXの姿に気づかなかったと判定された。

8-3-3 判決が認定した事実・証拠に基づく VTA-B の作成

裁判所が認定した事実に基づく VTA-B は Figure 8-3 のとおりである。

また、判決が示した、証言の真偽判断に影響する要因は Table 8-3 のとおりである。

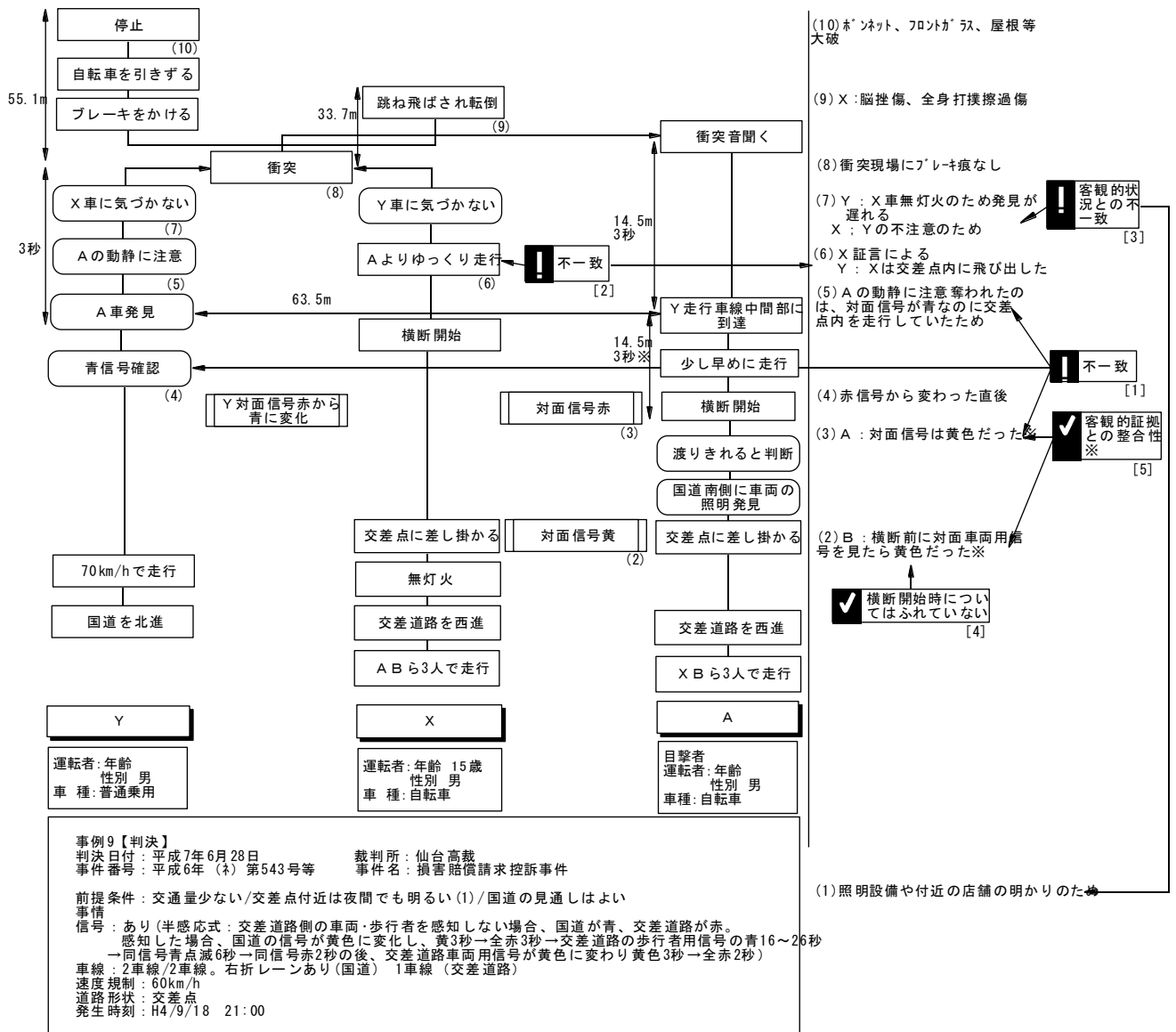


Figure 8-3 VTA-B・判決判断結果

Table 8-3 判決が判断に用いた要素

要因の番号	判決が判断するのに用いた要素	関係する証言等	具体的内容※()内の番号は、VT右側欄外の証言／状況に付した番号
[1]	目撃者証言と当事者証言との不一致	Y主張(対面信号青)とA(3)証言	対面信号が青であったというY主張と、対面信号が黄色であったというA(3)証言とは一致しない点指摘した。
[2]	同上	Y(6)・A(6)証言	Xが交差点内に飛び出したか否かにつき、Y(6)証言とA(6)証言とは一致しない旨指摘した。
[3]	客観的状況との不一致	Y(7)証言(照明設備との関係)	YがX車の存在に気づくのが遅れた理由につき、YはX車が無灯火だったためとする(Y(7)証言)が、照明設備等のため周囲は明るいという状況((1))と一致しない点指摘した。
[4]	横断開始時についてはふれていない	B(2)証言	B(2)証言は、横断開始前の信号が黄色だったというだけで、横断開始時の信号の色については触れていないという点を指摘した。
[5]	客観的証拠との整合性	信号サイクルと(2)(3)証言	横断開始時には黄色だったとしても、AがXとYの衝突音を聞いたときにはAが横断を開始してから6秒経過しており、黄色は3秒しか表示しないという信号サイクルに照らして、衝突時に信号が黄色だったということは整合しない。

8-3-4 判決の判断結果の整理

争点ごとの判決の判断結果を Table 8-4 に示す。

Table 8-4 判決の判断結果

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性 強化	信用性否定	合理的 理由	判定
	主張者	主張内容					
Y交差点進入時のXの対面信号の色	X	黄	① (2)		[4]		×
			② (3)		[1][5]		×
	Y	赤	(5)	[5]	[1]		○
Y交差点進入時のYの対面信号の色	X	赤	(2)(3)		[4][5]		×
	Y	青	(5)	[5]	[1]		○
Xの交差点への進入状況	X	Aよりゆっくり走行	(6)X証言		[2]		○
	Y	飛び出し	(6)Y証言		[2]		×
YがXに気づかなかった理由	X	不注意	(7)X証言、(8)				○
	Y	Xの無灯火	(7)Y証言 (1)		[3]		×

1) Yが交差点に進入したときの、Xの対面信号の色

① X主張「黄色」

a) B(2)証言は、信用性否定要因[4]があるため信用できないと判断した。

b) A(3)証言は、信用性否定要因[1]に加え[5]があるため、信用性を否定した。

② Y主張「赤」

Y(5)証言には、信用性強化要因[5]と同否定要因[1]があるが、信用性を認めた。

③ よって、Xの対面信号は赤と判断した。

2) Yが交差点に進入したときの、Yの対面信号の色

① X主張「赤」

積極証拠(2)(3)証言があるが、信用性否定要因[4][5]があることから、信用性なしと判断した。

② Y主張「青」

積極証拠(5)証言及びその信用性強化要因[5]、同否定要因[1]双方あるが、信用性ありと判断した。

③ よって、Yの②主張が事実と認定した。

3) Xの交差点への進入状況

① X主張、② Y主張いずれについても、チェックリスト適用結果と同じである。

③ よって、Xの①主張を事実と判断した。

4) YがXに気づかなかった理由

① X主張、② Y主張いずれも、チェックリスト適用結果と同じである。

③ よって、① X主張の信用性が肯定された。

5) まとめ

以上より、Yが交差点に進入したときのY側の信号の色は青、X側は黄色から赤に変化していたが、Yの不注意のためにXの姿に気づかなかったと判断した。全体の結果につき、チェックリスト適用結果と逆の判断結果となった。

個別の争点で、判決がチェックリストにない要素を用いて逆の結論を導いた争点、チェックリストにない要素によりチェックリストでは判定できなかった点に積極的に判断を下した争点がみられた。

9 事例 10・広島地方裁判所 平成 11 年 7 月 29 日判決(判例タイムズ 1072 号 199-207)

9-1 事故の概要

A または B が飲酒の上、B 車を運転し、交差点の赤色点滅信号にもかかわらず一旦停止せずに入交点に進出し、左方から交差進行してきた C 車に衝突し、続いて C 車に対向進行中の D 車の進行車線に飛び込んで D 車と衝突し、A および同乗者 1 人が死亡、B および同乗者 1 人が負傷した事案である。

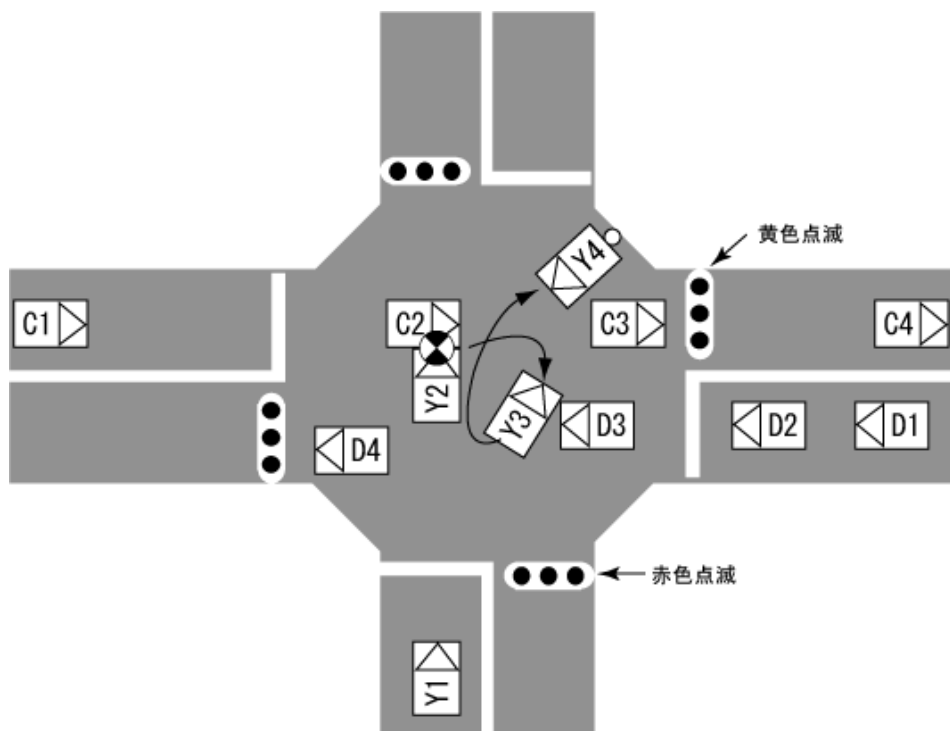


Figure 9-1 事例 10 の事故概要図

9-2 裁判の内容

原告：死亡した同乗者 1 人の遺族ら

被告：B、C車運転者、D車運転者、D車両の保有者、B・C・D各車両の保険会社
原告が、各車両運転者に対して不法行為責任、B・C車運転者・D車両保有者に対し、車両保有者としての責任、保険会社に対して保険金支払いを求め、提訴した。

争点：①B車の運転者は誰か

②各車両の過失

9-2-1 当事者の主張

原告：Bが運転していた。

B、C、Dは、事故現場を通過するに当たり、減速の上左右の安全確認をする注意義務があるのにこれを怠った。

車両保有者及び保険会社は、運転者に過失があることからいずれも免責されない。

被告B・Bの保険会社：Aが運転していた。

被告C・Cの保険会社：本件事故は、B車側の一方的過失によって惹起されたものであり、Cに過失はない。

被告D・Dの保険会社：被害者は、B車とC車の衝突の際、路上に投げ出されて死亡したのであり、D車との衝突によって死亡したのではない。本件事故のような特異な状況を、Dが予見することは不可能。

9-2-2 判決

B・同人の保険会社は、損害賠償責任を負う。

理由：運転者はB。Aは同乗していた。

C・同人の保険会社も責任を負う。

理由：Cにも交差道路に対する安全確認のうえ減速すべきだったのにこれを怠った過失がある。

D・同人の保険会社は責任を負わない。

理由：本件の事故状況からすると、Dが、交差道路から飛び出してきたB車が対向車線上のC車に激突し、跳ね返されて自車に向かってくることを事前に予見できたとはいえない。

9-3 チェックリストによる事実関係の判定

9-3-1 敗訴側の主張・証拠に基づく VTA-A の作成

検察の主張した事実に基づき VTA-A を作成し、チェックリスト該当箇所にシンボルを記載し、[n] で番号をつけた (Figure 9-2)。

チェックリスト該当箇所に記載した [n] の内容は Table 9-1 のとおりである。

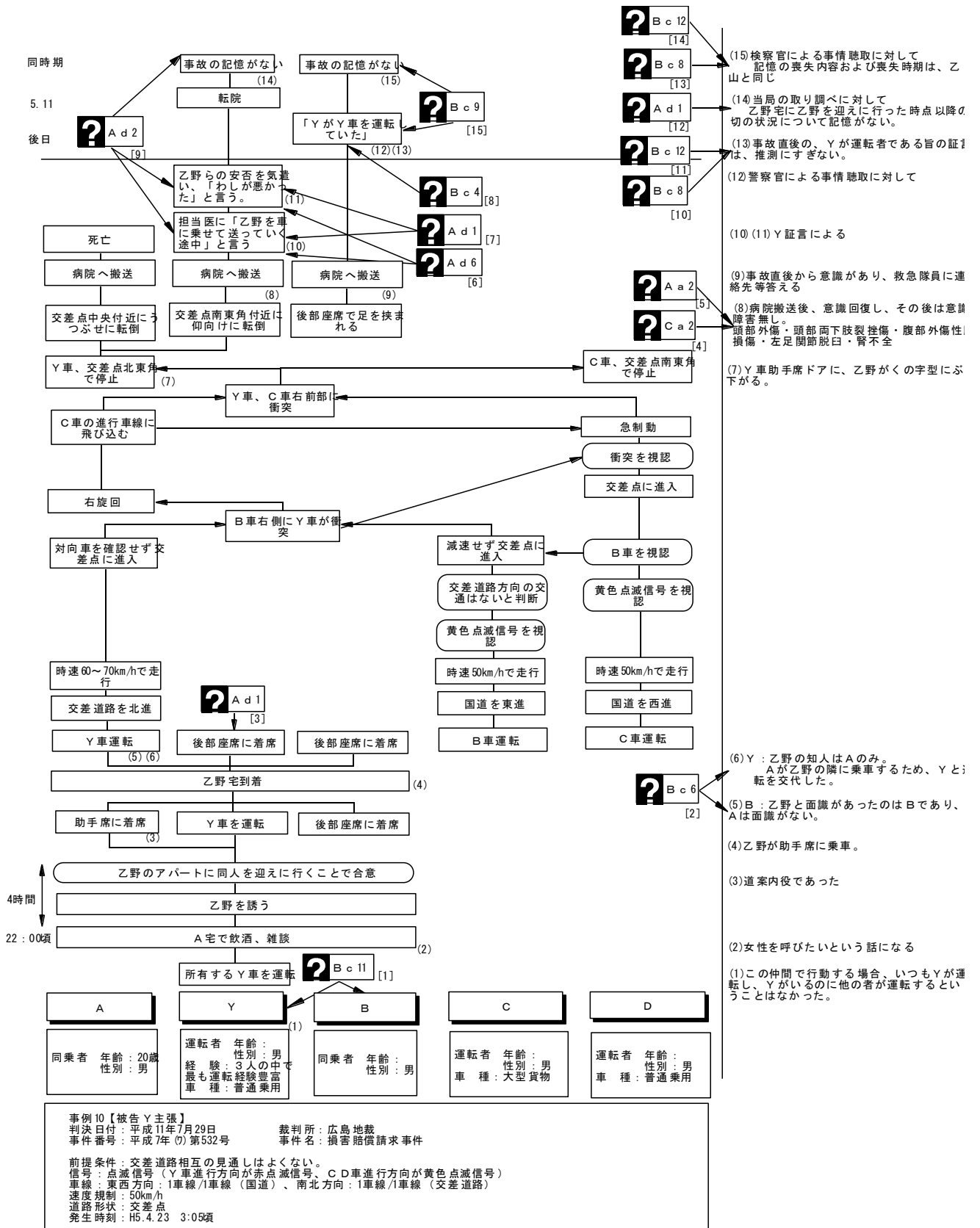


Figure 9-2 事例10・敗訴側主張に基づくVTにチェックリストを適用した結果

Table 9-1 証言とチェックリスト適用結果

シンボルの番号	チェックリスト該当の項目番号と項目名	関係する証言等	具体的内容
[1]	Bc11 目撃者と事故当事者との関係	目撃者Bは当事者の友人:全体に関連	目撃者BはYの友人で、後部座席に座っていた。友人関係は、Yに有利な供述をする要因の1つとなる。
[2]	Bc6 目撃者証言と当事者証言との一致	(5)(6)証言	乙野の知人は誰かという点につき、Bのみが知人であったというB(5)証言と、Aのみが知人であったというY(6)証言とは矛盾する。
[3]	Ad1 当事者証言との不自然性	(5)証言	B(5)証言によると、乙野宅に到着後、乙野を知人の隣に座らせるためにYとAが運転を交替する理由はなく、運転交替をしたというのは不自然である。
[4]	Ca2 事故態様と負傷状態の整合性	(8)Yの負傷状態とYが運転席にいなかったとの証言	Yの負傷状況は、運転席にいた者に多い症例である((8):頭部外傷はフロントガラスに、両下肢裂挫創はダッシュボード等に、腹部外傷性腓損傷はハンドル等に打ち付けることで生じたもの。左足関節脱臼は、衝突直前に前方の危険をいち早く察知して足を踏ん張ることで生じたもの。)。このことと、Yが運転していなかったとの証言とは一致しない。
[5]	Aa2 当事者の事故による負傷の影響	(8)	Yは病院搬送後意識を回復し、その後意識障害はなかったというのだから((8))、病院搬送後の同人の言動が、負傷の影響で不正確になるということはない。
[6]	Ad6 当事者の証言の時期	病院搬送直後の証言	事故後、病院に搬送された直後の(10)(11)証言であり、記憶が新しく、時間の経過による劣化や、保身などの考えの入る余裕があまりなく、信用性が高い。
[7]	Ad1 当事者証言の不自然さ	「わしが悪かった」「乙野を送っていく途中」	Yは、後に事故時の記憶がないと証言しているが、記憶をなくした人が事故直後に言った内容として不自然である。
[8]	Bc4 目撃者が目撃証言を行った時期	(12)より事故から時間経過せず	事故からあまり時間がたっておらず((12))、記憶が新しく、時間の経過による劣化や、保身、情実などの入る余裕があまりなく、信用性が高い。
[9]	Ad2 当事者証言の一貫性	(10)(11)(14)証言	Yは、事故直後は、乙野を乗せて送っている途中であった(Y(10)証言)、わしが悪かった(Y(11)証言)と証言しているが、時間がたつと事故の記憶がないと証言し始め(Y(14)証言)、一貫性がない。
[10]	Bc8 証人による証言の不自然性	(13)	事故直後、特に悪意を持っているわけでもない人物の名を、単なる推測によって名指しであげるとするのは不自然である(B(13)証言)。
[11]	Bc12 虚偽の証言をする動機の有無	YBの人間関係(友人):(13)証言に関連	YとBとは友人同士であり、Yを庇うためにBが虚偽の証言をする可能性がありうる。
[12]	Ad1 当事者証言の不自然性	(14)証言	乙野を迎えにいった以降の記憶が一切ないという、内容自体不自然な証言である(Y(14)証言)。また、記憶がないと証言し始めた時期、なくしたという記憶の内容が、Y証言とB証言で全て一致しているという点でも不自然である。
[13]	Bc8 証人による証言の不自然性	(15)証言	[12]同様に、内容的に不自然である上、本来一致するはずがない内容なのに、証言を始めた時期及びなくした記憶の内容がYとBとで一致する点、不自然である(B(15)証言)。

[14]	Bc12 虚偽の証言をする動機の有無	YBの人間関係(友人):(15)証言に関連	YとBとは友人同士であり、Yを庇うためにBが虚偽の証言をする可能性がありうる。
[15]	Bc9 証言の一貫性	(12)(15)証言	事故直後は、BはYが運転していた旨証言していた(B(12)証言)が、その後、事故の記憶がない(B(15)証言)と証言を翻しており、一貫性がない。

9-3-2 主張が事実と合致しているかの判定

これに基づき、各争点に関する主張が事実と合致するか判定した (Table 9-2)。

Table 9-2 事例 10・争点、証拠、証拠に影響する要因一覧表

内容	証言者	詳細	積極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	消極証拠	信用性強化	信用性否定	結論	
運転交替の経緯	Y	乙野の知人は誰か	A	(6)		[2]				×	
	原告		B	(5)		[2]				×	
	Y	運転交代の有無	Aと交替	(6)		[2]				×	
	原告		交替なし	(1)	[3]					○	
運転者は誰か	Y	A (Yではない)		(14)		[1][12][9]				×	
				(15)		[1][10][11][14]				×	
	原告	Y	負傷状況	(8)	[4]					○	
			事故後の言動	(10)(11)	[5][6][7]	[9]		(14)		[12]	△
			Y側証人の事故後の言動	(12)	[8]	[15]		(13)(15)		[10][11][14][15]	△

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性強化	信用性否定	合理的理由	判定
	主張者	主張内容					
運転交替の経緯	Y	乙野の知人はA	(6)		[2]		×
		Aと運転を交替した	(6)		[2]		×
	原告	乙野の知人はB	(5)		[2]		×
		運転を交替していない	(1)	[3]			○
運転者は誰か Xの交差点への進入状況	Y	A	① (14)		[1][9][12]		×
			② (15)		[1][10][11][14][15]		×
	原告	Yの負傷状況	(8)	[4]			○
			(10)(11)	[5]~[7]	[9]		△
			(14)		[12]		
			(12)	[8]	[15]		△
			(13)(15)		[10][11][14][15]		

1) 運転交替の経緯

① 乙野の知人は誰か

a) Y主張「A」

積極証拠(6)はあるが、信用性否定要因 [2] があるため、信用性は否定された。

b) 原告側「B」

積極証拠(5)はあるが、信用性否定要因 [2] があるため、信用性は否定された。

c) よって判定できなかった。

2) 運転交替の有無

① Y主張「Aと交替した」

乙野の知人はAであり、助手席に座った乙野をAの隣りにするため、運転を交替したとの積極証拠(6)もあるが、信用性否定要因 [2] があるため、信用性は否定。

② 原告側主張「交代しなかった」

この仲間で行動する場合、通常はYが運転したという積極証拠(1)があり、信用性強化要因 [3] があることから、信用性は肯定された。

③ よって、②交替しなかったとの主張が信用性高いと判断した。

3) 運転者は誰か

① Y主張「Aだった (Yではない)」

a) 事故当時の記憶がないとのY(14)証言が積極証拠であるが、信用性否定要因 [1] [9] [12] があり、信用性が否定された。

b) Bも a) 同様に記憶がないと証言する (B(15)証言) が、信用性否定要因 [1] [10] [11] [14] [15] があるため、信用性が否定された。

c) よって、信用性が否定された。

② 原告主張「Yである」

a) Yの負傷状況は運転席にいた者に多い症例という積極証拠(8)とそれに対する信用性強化要因 [4] があり、Yが運転席にいたことの信用性が肯定された。

b) 事故後の言動につき、Yが自ら運転していたことを認める旨のY(10)(11)証言が積極証拠であり、信用性強化要因 [5] ~ [7] があるが、同否定要因 [9] がある。また、Yが、運転していた記憶がないという消極証拠(14)も存在するが、その否定要因 [12] が存在する。このため、判定できない。

c) Bの事故後の言動につき、事故直後はYが運転していた旨のB(12)証言が積極証拠であり、信用性強化要因 [8] があるが、同否定要因 [15] もある。また、事故当時の記憶がなく (B(15)証言)、事故直後にYが運転していた旨述べたのは推測にすぎな

いとする同(13)証言は、いずれも消極証拠であるが、その信用性否定要因 [10] [11] [14] [15] が存在する。このため、判定できない。

③ 以上より、①Y主張より、②原告主張の方が、一応信用できるといえる。

4) まとめ

以上より、乙野の知人の点は明らかではないが、乙野を迎えに行った際、YとAが運転交替せず、事故当てもYが運転していたという結果が出た。

9-3-3 判決が認定した事実・証拠に基づく VTA-B の作成

裁判所が認定した事実に基づく VTA-B は Figure 9-3 のとおりである。

また、判決が示した、証言の真偽判断に影響する要因は Table 9-3 のとおりである。

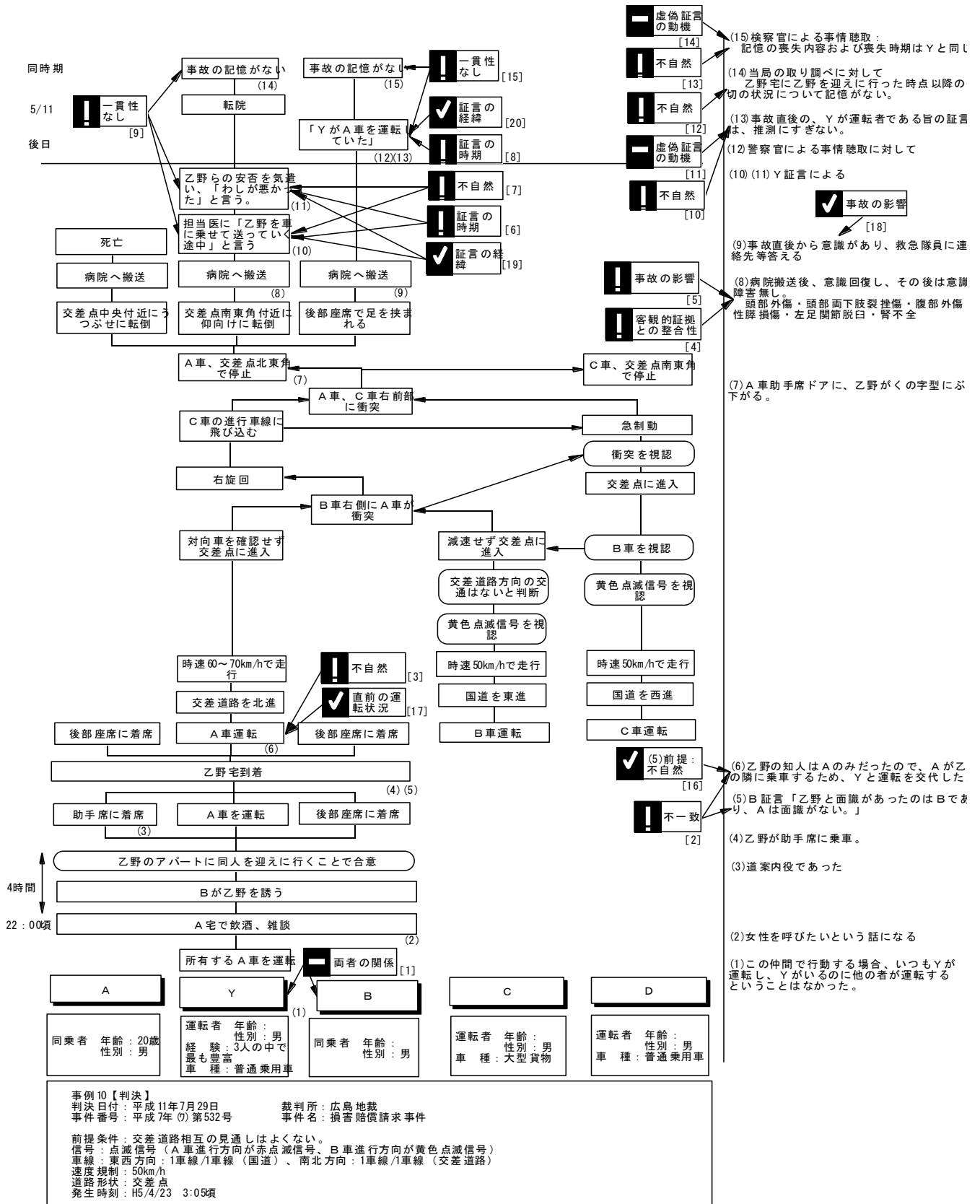


Figure 9-3 VTA-B・判決判断結果

Table 9-3 判決が判断に用いた要素

要因の番号	判決が判断するのに用いた要素	関係する証言等	具体的内容 ※()内の番号は、VT右側欄外の証言／状況に付した番号
[1]	目撃者と事故当事者との関係	目撃者Bは当事者の友人:全体に関連	この点は、判決は触れなかった。
[2]	目撃者証言と当事者証言との一致	(5)(6)証言	チェックリスト適用結果同様、乙野の知人は誰かという点につき、B(5)証言とY(6)証言とは矛盾する点指摘した。
[3]	当事者証言との不自然性	(5)証言	同適用結果同様、B(5)証言を前提とすると、乙野宅に到着後、YとAが運転を交替する理由はなく、運転交替をしたというのは不自然である点指摘した。
[4]	事故態様と負傷状態の整合性	(8)Yの負傷状態とYが運転席にいなかったとの証言	同適用結果同様、Yの負傷状況は、運転席にいた者に多い症例であり、このことと、Yが運転していなかったとの証言とは一致しない点指摘した。
[5]	当事者の事故による負傷の影響	(8)	同適用結果同様、Yは病院搬送後意識を回復し、その後意識障害はなかった以上((8))、病院搬送後の同人の言動が、負傷の影響で不正確になるということはない点指摘した。
[6]	当事者の証言の時期	病院搬送直後の証言	同適用結果同様、事故後、病院に搬送された直後のY証言(10)(11)は、記憶が新しく、時間の経過による劣化や、保身などの考えの入る余裕があまりなく、信用性が高い点指摘した。
[7]	当事者証言の不自然さ	「わしが悪かった」「乙野を送っていく途中」	同適用結果同様、Yは、後に事故時の記憶がないと証言しているが、(10)(11)は記憶をなくした人が事故直後に言った内容として不自然である点指摘した。
[8]	目撃者が目撃証言を行った時期	(12)より事故から時間経過せず	同適用結果同様、事故からあまり時間がたっておらず((12))、記憶が新しく、時間の経過による劣化や、保身、情実などの入る余裕があまりなく、信用性が高い点指摘した。
[9]	当事者証言の一貫性	(10)(11)(14)証言	同適用結果同様、Y(10)(11)証言)とY(14)証言は、一貫性がない点指摘した。
[10]	証人による証言の不自然性	(13)	同適用結果同様、事故直後、特に悪意を持っているわけでもない人物の名を、単なる推測によって名指しであげるというのは不自然である(B(13)証言)点指摘した。
[11]	虚偽の証言をする動機の有無	YBの人間関係(友人):(13)証言に関連	この点には判決は触れなかった。
[12]	当事者証言の不自然性	(14)証言	チェックリスト適用結果同様、Y(14)証言の内容自体不自然であり、また、記憶がないと証言し始めた時期、なくしたという記憶の内容が、Y証言とB証言で全て一致しているという点でも不自然である点指摘した。
[13]	証人による証言の不自然性	(15)証言	[12]同様、B(15)証言は内容的に不自然である上、本来一致するはずがない内容なのに証言を始めた時期及びなくした記憶の内容がYとBとで一致する点、不自然であると指摘した。

[14]	虚偽の証言をする動機の有無	YBの人間関係(友人):(15)証言に関連	この点は、判決は指摘しなかった。
[15]	証言の一貫性	(12)(15)証言	チェックリスト適用結果同様、B(12)証言とB(15)証言)とは一貫性がない旨指摘した。
[16]	(5)前提:当事者証言の不自然性	(5)(6)証言	B(5)証言(乙野と面識があったのはBだけ)が信用できることを前提とすると、助手席に座った乙野の隣にAが座るため、YとAが運転を交代したというY(6)証言は不自然ということになると指摘した。ただし、B(5)証言が信用できる直接の理由は示さなかった。
[17]	直前の運転状況	乙野宅までの運転状況(Y運転)	乙野宅まではYが運転していたという状況からすれば、その後もYが運転していたとするのが自然と判断した。
[18]	証人に対する事故の影響	(9)の状況	目撃者Bは事故直後から意識があり((9))、事故による負傷により証言内容や記憶の正確性に影響を受けていないと判断した。
[19]	証言の経緯	(10)(11)証言	Yが自ら運転していたことを認めたY(10)(11)証言は、事故直後に搬送された病院で、担当医に対して話したことであり、前後の状況からみて信用できるとした。
[20]	証言の経緯	B(12)証言の時期・機会	Yが運転していたというB(12)証言は、事故後、あまり期日をおかないうちに事情聴取に対して証言したことであり、前後の状況からみて信用できるとした。

9-3-4 判決の判断結果の整理

争点ごとの判決の判断結果を Table 9-4 に示す。

Table 9-4 判決の判断結果

具体的な争点	主張		上:積極証拠 下:消極証拠	信用性 強化	信用性否定	合理的 理由	判定
	主張者	主張内容					
運転交替の 経緯	Y	乙野の知人 はA	(6)		[2][16]		×
		Aと運転を交 替した	(6)		[2][16]		×
	原告	乙野の知人 はB	(5)		[2]		○
		運転を交替し ていない	(1)	[3][17]			○
運転者は誰か Xの交差点への 進入状況	Y	A	① (14)		[9][12]		×
			② (15)		[10][15]		×
	原告	Yの負傷 状況	(8)	[4]			○
		Yの事故後の 言動	(10)(11)	[5] ~ [7] [19]	[9]		○
			(14)		[12]		
		Y側証人の 事故後の 言動	(12)	[8][18] [20]	[15]		○
(13)(15)			[10][15]				

1) 運転交替の経緯

① 乙野の知人は誰か

a) Y主張「A」

積極証拠(6)はあるが、信用性否定要因 [2] [16] があるため、信用性を否定した。

b) 原告側主張「B」

積極証拠(5)に対し、信用性否定要因 [2] があるが、信用性を認めた。

c) よって、a) より、Bが乙野の知人と判断した。

② 運転交替の有無

a) Y主張「Aと交替した」

積極証拠(6)もあるが、信用性否定要因 [2] [16] があるため、信用性を否定した。

b) 原告側主張「交代しなかった」

積極証拠(1)があり、信用性強化要因 [3] [17] があるため、信用性を認めた。

c) よって、b) 交替しなかったとの主張を認めた。

2) 運転者は誰か

① Y主張「Aだった（Yではない）」

a) Y(14)証言が積極証拠であるが、信用性否定要因 [9] [12] があり、信用性を否定した。同否定要因 [1] は用いなかった。

b) B(15)証言が積極証拠であるが、信用性否定要因 [10] [15] があるため、信用性を否定した。同否定要因 [1] [11] [14] は用いなかった。

c) よって、チェックリスト適用結果同様、信用性を認めなかった。

② 原告主張「Yである」

a) 負傷状況(8) [4] は、チェックリスト適用結果と同じである。

b) 事故後のYの言動につき、Y(10)(11)証言が積極証拠であり、信用性強化要因 [5] ~ [7] [19] があるが、同否定要因 [9] もある。また、消極証拠(14)も存在するが、その否定要因 [12] がある。判決では、チェックリスト適用結果と異なり、Y(10)(11)証言が信用できるした。

c) Bの事故後の言動につき、Yが運転していたとのB(12)証言が積極証拠であり、信用性強化要因 [8] に加え [18] [20] があるが、同否定要因 [15] もある。消極証拠としてB(13)(15)証言があるが、信用性否定要因 [10] [15] がある。チェックリスト適用結果と異なり、[11] [14] は同否定要因とはしなかった。

判決では、チェックリスト適用結果と異なり、積極的にB(12)証言が事実と認定した。

d) 以上より、運転者はYと認定した。

3) まとめ

以上より、乙野の知人はBであり、Yらが乙野を迎えに行った際、Yは運転交替はせず、事故当時もYが運転していたと認定した。チェックリスト適用結果では乙野の知人の点は不明であったが、運転者の点で同じ結果となった。

個別の争点についてにみると、結論は同じだが、判決がチェックリストにない要素を用いて判断した争点、同じ要素を用いたが判決は逆の結論とした争点、判決がチェックリスト上の要素を一部使わなかったが同じ結論を導いた争点、チェックリストにない要因を用い、信用性強化要因・否定要因があっても判断をした争点があった。